

慶長五年の戦争と戦後領国体制の創出

熊本大学大学院社会文化科学研究科後期三年博士課程
文化学専攻社会文化構造論分野
学生番号〇六七―G九一〇八

林 千寿

目次

序章	1
第一部 戦争の本質	3
はじめに	3
第一章 戦争の基本的特質	4
第二章 大坂・伏見の戦いから関ヶ原合戦まで	9
第一節 大坂・伏見の戦い	9
1 戦前の政治状況	9
2 豊臣奉行衆による大坂・伏見城攻め	11
第二節 細川忠興領における戦い	13
第三節 旧領回復のための戦い	16
1 陸奥刈田・伊達・信夫郡の戦い	16
2 越後の戦い	19
3 美濃郡上郡八幡・恵那郡苗木の戦い	20
第四節 領地拡大のための戦い	21
1 黒田如水の豊前・豊後侵攻戦	21
2 加藤清正の豊後小西領侵攻戦	22
第五節 自力主義・当知行主義	24
第六節 関ヶ原合戦	25
1 豊臣奉行衆の動向	25
2 家康の動向	27
第三章 関ヶ原合戦後の戦い	28
第一節 身上確保のための戦い	29
1 美濃大垣の戦い	29
2 丹波福知山の戦い	30
3 豊後臼杵の戦い	31
4 筑後の戦い	32
5 日向宮崎の戦い	34
第二節 肥後芦北郡の戦い	35
第三節 土佐浦戸の戦い	38
小括	40

第二部 戦後領国体制の創出〜九州地域を中心に〜	41
はじめに	41
第四章 没収地の創出	42
第一節 黒田如水による豊前・豊後西軍大名領国の没収	42
第二節 加藤清正による肥後小西領の没収	44
1 宇土・八代城の占拠	44
2 知行宛行状の発給	45
3 禁制の発給	46
4 年貢の収納と勸農	47
第三節 家康の戦後処理	48
第四節 没収地の再分配	51
第五節 没収地の引継ぎ	52
1 豊前・豊後国東郡の引継ぎ	52
2 土佐長宗我部領の引継ぎ	55
第五章 安堵の地の創出	57
第一節 九州の特殊性	57
第二節 当知行の維持	62
1 中川・鍋島氏の当知行の維持	62
2 島津氏の当知行の維持	64
第三節 島津領の安堵	68
小括	72
終章	73

序章

本論は、一般的に関ヶ原合戦と呼称される慶長五年（一六〇〇）の戦いをとりあげ、この戦いが戦後領国体制の創出にいかに関ったのかについて考察しようというものである。

徳川幕藩体制史研究の進展の中で、関ヶ原合戦は、徳川幕藩体制の成立基盤を築いた戦いとして位置づけられるようになった。たとえば、北島正元氏は、関ヶ原合戦の戦後処理にともなう徳川一門・譜代大名の創出と全国的配置が、徳川氏を最高権力者とする幕藩体制機構の政治的骨格を作り出し、徳川直轄地の関東外への拡大が徳川氏の物質的基礎を飛躍的に強化する役割を果たしたとした。⁽¹⁾

また藤野保氏は、徳川幕府権力の拡大過程が、徳川一門・譜代大名の創出・増強の過程であるという理解のもと、その戦後処理を通して徳川一門・譜代領国が東海、東山、北陸・東北の一部、および畿内東辺地帯に拡大した点に、関ヶ原合戦の歴史的意義が求められるとした。⁽²⁾

このように、徳川直轄領ならびに徳川一門・譜代領国の創出・増強を可能にした点に関ヶ原合戦の歴史的意味の多くが求められてきたわけである。ただし、戦後の大名配置図をよくよく眺めてみるならば、中国、四国、九州といった西国地域には、徳川一門・譜代領国が一つも設置されていないことに気づく。この点に着目するならば、関ヶ原合戦がもたらしたのは、徳川一門・譜代領国が増強されながらも、西国地域についてはその拡大が抑止されるという戦後領国体制だったということになるう。

なお、戦後領国体制がこのような特質をもつという事実そのものは、藤野氏らによってすでに指摘されてきたことでもある。ただし、藤野氏がそれを「関ヶ原の役の意義と限界」という言葉だけで片付けたように、かくなる戦後領国体制ができあがった背景を、戦いの方と関連付けて論じるような試みは長らく行われてこなかった。

このような中、関ヶ原合戦そのものを正面からとらえなおし、その歴史の意味を再定義しようとしたのが笠谷和比氏である。笠谷氏は、西国地域に徳川一門・譜代領国が設置されなかった点に着目し、このような大名配置地図が形成された背景を次のように説明する。

東軍豊臣系大名による岐阜城攻略戦が家康の予想を超えて早期に決着したため、徳川秀忠率いる徳川主力軍が九月一五日の関ヶ原合戦に間に合わないという事態が発生した。徳川主力軍の不在は、東軍豊臣系大名の軍事的貢献度を高め、この事実が論功行賞に反映された結果、没収高の八〇パーセント強が豊臣系大名に恩賞として宛行われ、西国地域のほとんどが豊臣系国持大名の領国で占められるという地政学的状況が生成された。⁽⁴⁾

従来の研究では、関ヶ原合戦の戦いのあり方がもつ歴史の意味を追求するような試みはほとんどなされてこなかった。その意味で、徳川一門・譜代領国の全国的拡大が抑止された背景を、関ヶ原合戦の軍事的展開から説明しようとした笠谷氏の取り組みは、関ヶ原合戦研究を飛躍的に前進させたといえよう。

ただし、笠谷論には次のような問題点がある。それは、美濃関ヶ原で勃発した戦いのみからすべてを説明しようとした点である。笠谷氏が指摘するように、論功行賞に際し家康が、関ヶ原合戦における東軍豊臣系大名の軍功を重視したのは確かであろう。しかし、戦いは美濃関ヶ原だけで勃発したわけではない。その他の地域でも多くの戦いが勃発・展開しており、これらの戦いに目を向けるならば、それが戦後領国体制の創出に大きく関わっていたことに気づく。たとえば、肥後国では、加藤清正軍と小西行长軍の戦いが勃発したが、清正がこの戦いを通して占領した領域（小西領）が、そのまま加藤領に編入された。つまり、清正の肥後一国（相良領を除く）領有という戦後領国体制は、肥後国における戦いを通して創り上げられたという側面をもつのである。したがって、戦いのあり方と戦後領国体制の関係性を追及するには、関ヶ原以外の地域で勃発した戦いにも目を向ける必要があるといえよう。

ところで、近年における戦争研究の高まりの中で、前近代の戦いを局地的な「合戦」ではなく、全国規模の「戦争」としてとらえようとする試みが行われるようになってきている。たとえば、一般的に源平合戦と称される治承・寿永期の戦いを、全国的な「戦争」としてとらえなおした川合康氏は、地域社会の動向に着目することで、この戦いが地域的な領主間競合に基づいて全国に拡大していったこと、このような全国規模の戦争が組織される中で、鎌倉幕府権力の基礎となる荘郷地頭制や鎌倉殿御家人制が形成されていったことを明らかにした⁵⁾。また、南北朝期の戦争をとりあげた小林一岳氏は、九州地域の紛争を題材にすることで、この戦争の基礎には一族・地域紛争があったこと、それが公戦とリンクすることで地域に戦争が拡大していったこと、このような南北朝期の戦争を通して、村落と領主の関係が再構築され、一元化していったことを明らかにした⁶⁾。さらに、小牧・長久手の戦いに関する共同研究を行った織豊期研究会は、この戦いが小牧・長久手エリアに限定される局地戦ではなく、広範囲にわたる大規模な戦役であったことを検証し、この戦争を関ヶ原の戦いに比肩しうる「天下分け目の戦い」と位置づけた⁷⁾。

これらの研究成果に示されるように、主戦以外の戦いや地域の動向に目を向けることで、戦いの実態が明らかにされ、戦いのもつ歴史の意味が新たに見いだされようとしているわ

けである。ところが、慶長五年の戦いに関しては、関ヶ原以外の地域でも多くの戦いが勃発したという事実そのものは認識されながらも、この戦いを全国規模の「戦争」としてとらえようとする試みはほとんど行われてこなかった。いふなれば、戦いの本質を見過ごしたまま、その歴史的意味が問われてきたのである。

以上のような問題点を踏まえ、本論では、全国戦争という観点からこの戦争の本質をとらえなおし、その本質に規定された戦いのあり方が戦後領国体制の創出にいかに関ったのかについて考察する。

なお、本論では、慶長五年の戦いが関ヶ原に留まる局地戦ではなかったことを考慮し、この戦いを「慶長五年の戦争」と呼び、九月一五日に美濃関ヶ原で起こった戦いのみを「関ヶ原合戦」と呼ぶことにする。

第一部 戦争の本質

はじめに

かつて伊東多三郎氏は、関ヶ原合戦を、「領土の拡張と征服を目的とした従来の戦争とはちがいが、政争の武力的解決手段としての戦争である」と定義した。⁽⁸⁾

関ヶ原合戦の本質を政争と見なすこのような見解は、今もなお通説としての地位を保っているところである。また、本論で後述するように、関ヶ原合戦は徳川家康と石田三成が戦前から抱いていた政治的欲求、すなわち政権の主導権を掌握するという欲求を、戦争という手段で実現しようとしたことで勃発したものであり、確かに政争と位置づけられるべきものである。

ただ、ここで問題にしておきたいのは、関ヶ原合戦が政争としての特質を有するからといって、慶長五年の戦争そのものが、家康や三成の政治的欲求だけで成り立っていたとは限らないということである。序章で繰り返し述べたように、戦いは関ヶ原だけで起こったわけではない。全国戦争という観点からするならば、関ヶ原合戦は戦争の一構成要素にすぎず、関ヶ原合戦だけでこの戦争全体を定義することはできないのである。

したがって、この戦争の本質を明らかにするには、全国諸地域で勃発した戦いを網羅的に分析し、それぞれの戦いがもつ特質から、戦争の全体像を再構築する必要があるといえよう。そこで、この第一部では、諸地域で勃発した戦いを可能な限りとりあげ、検討を加えてみたい。

第一章 戦争の基本的特質

個々の戦いを具体的に分析する前に、この戦争の大まかな全体像を提示しておきたい。【表1】は、慶長五年に勃発した戦いを網羅的に拾い上げ、時系列順に並べたもので、いつ、どこで、どのような戦いが勃発したのかを把握するために作成したものである。以下、本表をもとに戦争の基本的特質を確認してみよう。

まずその特質として第一番目にあげられるのは、全国をほぼ網羅する形で戦いが勃発したという点である。本表に示されるように、筆者が確認しただけでも、戦闘地域は四九ヶ所を数える。また、その範囲は、北は出羽国から南は日向国まで二二ヶ国に及んでおり、全国規模で戦いが勃発したことがわかる。

第二番目にあげられるのは、戦いの多くが、近隣大名どうしの城郭争奪戦として展開していった点である。本表の「戦闘形態」の項目を見るとわかるように、四九戦の内四二戦が攻城戦である。また、その「戦闘経過」に着目すると、城攻めの主体をなしたのが近隣大名で、開城が実現した場合は必ずと言っていいほど、その近隣大名によって城が接収されたことがわかる。ここに示されるように、この戦争の大部分を構成していたのは、近隣大名どうしの城郭争奪戦であった。

第三番目にあげられるのは、関ヶ原合戦後も新たな戦いが勃発し続けたという点である。本表に示されるように、九月一五日以降に勃発した戦いは一八（番号32〜49）を数える。この中には、関ヶ原合戦の結果が伝わる前に勃発した九州や東北地域の戦いも含まれるが、少なくとも番号33・34、40〜49に関しては、戦いの実行者たる大名が関ヶ原合戦の結果、つまり政争の帰趨を承知した上で、新たに始めた戦いであることが確認できる。⁽⁹⁾このことは、この戦争が政権主導者を決定するためだけに戦われたものではないことを示しているといえよう。

【表1】慶長5年に勃発した戦い

No.	時期	場所	戦闘形態	戦闘経過	典拠
1	7/15～7/19	摂津国東成郡大坂	攻城戦	豊臣奉行衆の要請を受けた毛利輝元(安岐広島城主)が軍勢を率いて上坂。西の丸の徳川軍を駆逐し大坂城を占拠。	松井416、浅野113
2	7/19～9/13	丹後国加佐郡田辺	攻城戦	西軍の小野木公郷(丹波福知山城主)らが細川幽斎の居城田辺城を攻撃。籠城戦を経たのち勅命講和により田辺城は開城。小野木軍が田辺城を接收。	松井420・423・424、浅野113、中川91・94、綿考(1)192-276、戦史306-313
3	7/21～8/1	山城国紀伊郡伏見	攻城戦	西軍の宇喜多秀家(備前岡山城主)・島津義弘(大隅帖佐城主)・小早川秀秋(筑前名島城主)らが徳川家臣鳥居元忠の守る伏見城を攻撃。攻防戦を経たのち伏見城は陥落。	浅野113、真田42、戦史115-127
4	7/24～7/25	陸奥国刈田郡白石	攻城戦	東軍の伊達政宗(陸奥岩出山城主)が上杉景勝領の白石城を攻撃。攻防戦を経たのち白石城は陥落。伊達軍が白石城を接收。	朝野(22)575-634、戦史241-245
5	7月下旬	陸奥国伊達郡川俣	攻城戦	伊達政宗配下の桜田元親(磐城宇多郡駒嶺城主)が上杉景勝領の川俣城を占拠。攻防戦を経たのち上杉軍が川俣城を奪還。	戦史245
6	8/1～8/3	加賀国江沼郡大聖寺	攻城戦	東軍の前田利長(加賀金沢城主)が山口宗永の居城大聖寺城を攻撃。攻防戦を経たのち大聖寺城は陥落。前田軍が大聖寺城を接收。	家康(中)617、朝野(23)504-645、戦史275-286
7	8/1～8/3	越後国北魚沼郡下倉	攻城戦	上杉景勝(陸奥会津若松城主)の軍勢が小倉政熙(堀秀治家臣)の居城下倉城を攻撃。堀軍の反撃を受け上杉軍は撤退。	家康(中)559-560、朝野(23)443-446、戦史267-271

8	8/3	越後国古志郡椽尾	攻城戦	上杉旧臣が神子田基昌(堀秀治家臣)の居城椽尾城を攻撃。蔵王城主堀親良が援軍に赴き上杉旧臣軍を撃退。	家康(中)726、朝野(23)434-442、戦史271
9	8/7～8/8	越後国南蒲原郡三條	攻城戦	上杉旧臣が堀直次(堀秀治家臣)の居城三條城を攻撃。溝口宣勝(越後新発田城主)・村上義明(越後本荘城主)が援軍に赴き上杉旧臣軍を撃退。	家康(中)728、朝野(23)470-486、戦史271-273
10	8/9	加賀国能美郡浅井畷	野戦	大聖寺の戦いを終え金沢に帰還しようとする前田利長軍を丹羽長重(加賀小松城主)の軍勢が攻撃。	朝野(23)646-785、戦史289-293
11	8/16	美濃国安八郡福束	攻城戦	東軍の横井時泰(尾張赤目城主)・徳永寿昌(美濃松之木城主)・市橋長勝(美濃今尾城主)らが、丸毛兼利の居城福束城を攻撃。攻防戦を経たのち福束城は開城。市橋軍が福束城を接收。	朝野(22)147-173、戦史139-140
12	8/19	美濃国下石津郡高須	攻城戦	東軍の徳永寿昌らが高木盛兼の居城高須城を攻撃。攻防戦を経たのち高須城は開城。徳永軍が福束城を接收。	朝野(22)174-204、戦史141-142
13	8月下旬	美濃国恵那郡苗木	攻城戦	東軍の遠山友政(旧苗木城主)が川尻直次の居城苗木城を攻撃。攻防戦を経たのち苗木城は開城。遠山軍が苗木城を接收。	戦史142
14	8/21～8/23	美濃国厚見郡岐阜	攻城戦	東軍の福島正則(尾張清州城主)・池田輝政(三河吉田城主)・細川忠興(丹後宮津城主)らが、織田秀信の居城岐阜城を攻撃。攻防戦を経たのち岐阜城は陥落。福島・池田軍が岐阜城を接收。	家康(中)626-639、戦史155-164

15	8/23	美濃国羽栗郡竹ヶ鼻	攻城戦	東軍の黒田長政(豊前中津城主)・田中吉政(三河岡崎城主)・藤堂高虎(伊予板島城主)らが杉浦五左衛門の居城竹ヶ鼻城を攻撃。攻防戦を経たのち竹ヶ鼻城は陥落。	戦史158-159
16	8/23	美濃国方縣郡合渡	野戦	大垣城をめざす黒田長政・田中吉政・藤堂高虎ら東軍と大垣城から出撃してきた西軍が長良川の合渡の渡場で衝突。	家康(中)643、戦史165-168
17	8/24~8/25	伊勢国安濃郡安濃津	攻城戦	西軍の毛利秀元(周防山口城主)・吉川広家(出雲富田城主)・安国寺恵瓊・長宗我部盛親(土佐浦戸城主)・鍋島勝茂(肥前佐賀城主)・長束正家(近江水口城主)・山崎定勝(伊勢竹原城主)・松浦久信(伊勢井生城主)・蒔田広定(伊勢雲出城主)らが富田信高の居城安濃津城を攻撃。攻防戦を経たのち安濃津城は開城。山崎・松浦・蒔田軍が安濃津城を接收。	中川94、浅野113、朝野(21)450-524、戦史129-134
18	8月下旬~9/5	美濃国加茂郡城ヶ根	攻城戦	東軍の遠藤慶隆(美濃小原領主)が遠藤胤直(美濃大地領主)の守る城ヶ根城を攻撃。小戦を経たのち城ヶ根城は開城。	戦史149
19	8月下旬~9/15	伊勢国桑名郡長島	攻城戦	西軍の鍋島勝茂と原勝胤(美濃大田城主)が福島正頼の居城長島城近郊に侵攻。関ヶ原敗戦の知らせを受け鍋島軍は撤退。	朝野(21)544-565、戦史135-136
20	8/28~9/4	美濃国郡上郡八幡	攻城戦	東軍の遠藤慶隆が稲葉貞通の居城八幡城を攻撃。和議により八幡城は開城。遠藤軍が八幡城を接收。	家康(中)542-543、朝野(22)205-313、戦史146-149
21	9/1~9/15	美濃国恵那郡岩村	攻城戦	東軍の妻木貞徳(美濃妻木領主)・丹羽氏信(美濃伊保領主)・遠山友政らが田丸忠昌の居城岩村城を攻撃。攻防戦を経たのち岩村城は開城。遠山軍が岩村城を接收。	朝野(22)314-347、戦史142-144

22	9/5~9/9	信濃国小縣郡上田	攻城戦	徳川秀忠が真田昌幸の居城上田城を攻撃。家康の西上命令により攻撃は中止。	黒田6・7、浅野112、真田51、戦史317-322
23	9/6~9/24	伊予国伊予郡三津浜	野戦	毛利輝元配下の宍戸景好・村上景房・木梨景吉らが加藤嘉明(伊予松前城主)の所領に侵攻。対する加藤軍が三津浜に在陣する毛利軍を襲撃。攻防戦を経たのち毛利軍は撤退。	朝野(24)155-198、戦史331-333
24	9/8	越後国南蒲原郡下田	野戦	堀親良(越後蔵王城主)が下田村に立て籠もる旧上杉家臣軍を攻撃。	家康(中)727、朝野(23)496-497、戦史274-275
25	9/9~9/13	豊後国速見郡木付	攻城戦	西軍の大友義統(旧豊後国主)が細川忠興領の速見郡木付城を攻撃。対する細川軍は黒田軍の援軍を得て石垣原で大友軍を撃退。	松井450、黒田13・31、戦史338-339
26	9/11~9/13	志摩国答志郡鳥羽	攻城戦	東軍の九鬼守隆(志摩鳥羽城主)と西軍の九鬼嘉隆(守隆父)・堀内氏善(紀伊新宮城主)が鳥羽城下で衝突。攻防戦を経て鳥羽城は開城。守隆が鳥羽城を接收。	家康(中)671、朝野(24)722-783、戦史314-317
27	9/12~9/13	出羽国東村山郡畑谷	攻城戦	西軍の上杉景勝が最上義光領の畑谷城を攻撃。攻防戦を経たのち畑谷城は陥落。上杉軍が畑谷城を接收。	朝野(23)167-196、戦史250-252
28	9/12~9/15	近江国滋賀郡大津	攻城戦	西軍の立花宗茂(筑後柳川城主)・毛利秀包(筑後久留米城主)らが京極高次の居城大津城を攻撃。攻防戦を経たのち大津城は開城。立花軍が大津城を接收。	朝野(21)595-720、戦史322-327

29	9/12~10/2	豊後国国東郡 富来・安岐	攻城戦	東軍の黒田如水(豊前中津城主黒田長政の父)が垣見一直の居城富来城と熊谷直盛の居城安岐城を攻撃。攻防戦を経たのち両城は開城。黒田軍が両城を接收。	黒田175・220、松井450、黒譜429-441、戦史338-341	36	9/22	紀伊国牟婁郡 新宮	攻城戦	東軍の桑山一晴(紀伊和歌山城主)・杉谷氏宗(紀伊田辺城主)が堀内氏善の居城新宮城を攻撃。攻防戦を経たのち新宮城は開城。	朝野(24)149-154
30	9/14	美濃国不破郡 杭瀬	野戦	西軍の島左近らが杭瀬川を渡り東軍の陣所を攻撃。東軍の中村一栄(駿河府中城主中村一忠の叔父)らと一戦に及ぶ。その日の内に両軍とも撤退。	戦史187-188	37	9/24~ 10/11	肥後国芦北郡 佐敷	攻城戦	薩摩の島津軍と肥後人吉の相良軍が加藤清正の支城佐敷城を攻撃。攻防戦を経たのち島津・相良軍は撤退。	関ヶ原71・73
31	9/15	美濃国不破郡 関ヶ原	野戦	大垣城に集結していた石田三成ら西軍と赤坂に集結していた徳川家康ら東軍が関ヶ原で衝突。戦いは東軍の勝利に終わる。	伊達706、戦史199-218	38	9月下旬	豊後国日田・玖 珠郡	攻城戦	東軍の黒田如水が毛利高政の居城日田城と支城角牟礼城を攻撃。小戦を経たのち両城は開城。黒田軍が両城を接收。	黒田220、松井450、黒譜440-441、戦史341
32	9/15~10/1	出羽国南村山 郡長谷堂	攻城戦	西軍の上杉景勝が最上義光領の長谷堂城を攻撃。最上・伊達軍の反撃を受け上杉軍は撤退。	伊達715、朝野(23)197-402、戦史254-262	39	9/27	豊後国北海部 郡佐賀関沿岸	海戦	薩摩帰国の途にある島津義弘の船団を黒田如水軍が攻撃。	黒譜434-439、戦史341-342
33	9/17~9/18	近江国犬上郡 佐和山	攻城戦	小早川秀秋・朽木元綱(近江朽木城主)・脇坂安治(淡路洲本城主)・田中吉政・宮部長熙(因幡鳥取城主)らが石田三成の居城佐和山城を攻撃。攻防戦を経たのち佐和山城は陥落。徳川軍が佐和山城を接收。	伊達706・710、朝野(21)721-764、戦史219-222	40	9/27~10月 上旬	丹波天田郡福 知山	攻城戦	細川忠興(丹後宮津城主)・谷衛友(丹波山家領主)・藤掛永勝(丹波上林領主)・川勝秀氏(丹波何鹿領主)・木下延俊(播磨姫路城主)・前田茂勝(丹波亀山城主)らが小野木公郷の居城福知山城を攻撃。攻防戦を経たのち福知山城は開城。細川軍が福知山城を接收。	関ヶ原(参)10、綿考(2)373-389、戦史358-363
34	9/17~9/23	美濃国安八郡 大垣	攻城戦	徳川軍と東軍に寝返った相良頼房(肥後人吉城主)・秋月種長(日向財部城主)・高橋元種(日向縣城主)が福原長義(旧豊後府内城主)らの守る大垣城を攻撃。攻防戦を経たのち大垣城は開城。徳川軍が大垣城を接收。	相良876、戦史327-331	41	9/28~10/4	豊後国北海部 郡臼杵	攻城戦	中川秀成(豊後岡城主)が太田一吉の居城臼杵城を攻撃。攻防戦を経たのち臼杵城は開城。黒田軍が臼杵城を接收。	黒譜439-440、黒田34、戦史342-345
35	9/19~ 10/17	肥後国宇土郡 宇土	攻城戦	東軍の加藤清正(肥後熊本城主)が小西行長の居城宇土城を攻撃。攻防戦を経たのち宇土城は開城。加藤軍が宇土城を接收。	黒田175、松井457、浅野115、宇土(近)80、吉村17、戦史345-349	42	9/30~10/1	日向国宮崎郡 宮崎	攻城戦	伊東祐兵(日向飫肥城主)の軍勢が高橋元種の支城宮崎城を攻撃。攻防戦を経たのち宮崎城は開城。伊東軍が宮崎城を接收。	旧記1249、黒譜453-454、戦史350-353

43	10/3～ 10/14	豊前国田川郡 香春・企救郡小 倉	攻城戦	東軍の黒田如水が毛利吉成の居城小倉城と支城香春城を包囲。交渉の結果、両城は開城。黒田軍が両城を接收。	黒譜442-443、 旧記1249、戦 史341
44	10/5	因幡国邑美郡 鳥取	攻城戦	東軍の亀井茲矩(因幡鹿野城主)が宮部長熙の居城鳥取城を攻撃。攻防戦を経たのち鳥取城は開城。亀井軍が鳥取城を接收。	朝野(24)118- 148、戦史363- 366
45	10/6	陸奥国信夫郡 福島	攻城戦	東軍の伊達政宗が上杉景勝領の福島城を攻撃。上杉軍の反撃を受け伊達軍は撤退。	伊達715・717・ 718、戦史296- 305
46	10/14～ 10/25	筑後国山門郡 柳川・三潞郡久 留米	攻城戦	加藤清正・黒田如水・鍋島直茂が立花宗茂の居城柳川城と毛利秀包の居城久留米城を攻撃。攻防戦を経たのち両城は開城。黒田軍が久留米城を加藤軍が柳川城を接收。	旧記1256、宇 土(近)86、吉 村18、黒田15・ 35、黒譜445- 452、戦史366- 373
47	11/30～ 12/5	土佐国吾川郡 浦戸	攻城戦	徳川家臣の鈴木重好らが長宗我部盛親の居城浦戸城を接收するため土佐に入国。これに対し長宗我部家臣が反乱を起す。戦闘を経て浦戸城は開城。徳川軍が浦戸城を接收。	朝野(24)198- 234、戦史373- 375
48	慶長6年4月	出羽国飽海郡 酒田	攻城戦	東軍の最上義光(出羽山形城主)が上杉景勝領の酒田城を攻撃。攻防戦を経たのち酒田城は開城。最上軍が酒田城を接收。	朝野(23)404- 424、戦史262- 265
49	慶長6年4月	出羽国飽海郡 菅野	攻城戦	仁賀保學誠(出羽仁賀保領主)が上杉景勝領の菅野城を攻撃。攻防戦を経たのち菅野城は陥落。	家康(下)63

表註

- ①戦闘らしい戦闘が行われなかった場合でも、出軍が確認できたものについては記載した。
- ②〔No. 48〕と〔No. 49〕は慶長6年に入ってから勃発したものであるが、本戦の延長線上に位置づけられることから記載した。
- ③典拠の記載については下記の通り略した。
- 「松井」＝『財団法人松井文庫所蔵古文書調査報告書』（八代市立博物館、1997～1998年）、「浅野」＝東京大学史料編纂所編『大日本古文書 浅野家文書』（東京大学出版会、1968年覆刻）、「中川」＝神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』（臨川書店、1987年）、「綿考」＝石田晴男・今谷明・土田将雄編『綿考輯録』（出水神社、1988年）、「戦史」＝参謀本部編『日本戦史 関原役』（村田書店、1977年、初版は1893年）、「真田」＝大阪城天守閣編『真田幸村と大坂の陣』（大阪城天守閣特別事業委員会、2006年）、「朝野」＝『朝野舊聞哀藁』（汲古書院、1984年）、「家康」＝中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』（日本学術振興会、1980年）、「黒田」＝福岡市博物館編『黒田家文書』第1巻（福岡市博物館、1999年）、「黒譜」＝川添昭二校訂『黒田家譜』第1巻（文献出版、1983年）、「伊達」＝東京大学史料編纂所編『大日本古文書 伊達家文書』2（東京大学出版会、1982年覆刻）、「相良」＝東京大学史料編纂所編『大日本古文書 相良家文書』2（東京大学出版会、2001年覆刻）、「宇土」＝宇土市史編纂委員会編『新宇土市史』資料編第3巻（宇土市、2004年）、「吉村」＝大阪城天守閣所蔵「吉村文書」、「関ヶ原」＝『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（八代市立博物館、1998年）、「旧記」＝鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料旧記雑録』後編3（鹿児島県、1983年）。数字は、「松井」「浅野」「中川」「黒田」「伊達」「相良」「宇土」「吉村」「旧記」が史料番号、「真田」「関ヶ原」が出品番号ならびに参考資料番号、「綿考」「戦史」「朝野」「家康」「黒譜」が頁数を示す。（ ）内の数字は巻数を示す。ただし、「関ヶ原」の（参）は参考資料番号を「宇土」の「近」は近世編を示す。

第二章 大坂・伏見の戦いから関ヶ原合戦まで

第一節 大坂・伏見の戦い（七月一日～八月一日）

1 戦前の政治状況

本章では、先に列挙した戦いの内、関ヶ原合戦ならびにそれ以前に勃発した諸地域の戦いを取りあげ、具体的に検討を行う。

本節では、もつとも早い時期に勃発した大坂・伏見の戦いを取りあげる。

この戦いは、豊臣奉行衆（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家⁽¹⁰⁾）が、毛利輝元ら西国大名に大坂・伏見城への出軍を要請したことで勃発したものであるが、なぜ彼らは、この二つの城に軍勢を向けたのか。この問題を考えるためにまずは、戦前の政治状況について確認してみよう。

豊臣秀吉はその遺言⁽¹¹⁾で、五大老（徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・上杉景勝・毛利輝元）・五奉行（前田玄以・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家）の合議による政權運営を指示するとともに、利家は豊臣秀頼の後見人として大坂城に居住すること、家康は伏見城で政務を司ること、奉行衆は交代で大坂・伏見城の留守番をつとめることを指示した。この遺言からは、政治の中枢である伏見城と秀頼の御座所である大坂城を家康と利家に分掌させることで、政治権力が家康に集中してしまう事態を防ごうとする秀吉の意図を見て取ることができる。つまり、家康の政治権力を制限しつつ、合議体制の維持を図るのが秀吉の遺志であった。ところが、秀吉の死からおよそ一年の内に、豊臣政権の実権は家康に掌握されてしまう。

秀吉が没した直後から家康は、伊達政宗ら有力大名と婚姻関係を結ぶなど、自己の勢力拡大につとめた。これに対し、豊臣奉行衆と毛利輝元は、反家康の同盟関係を取り結ぶとともに、家康暗殺の謀議を重ねた⁽¹²⁾。秀吉の死から半年たつてもなお、家康が伏見城に入城することなく、伏見城下の自邸に留まり続けたのは、このような反家康勢力の動向を警戒したためであろう。ところが、前田利家の死を契機に、家康の政治権力はいつきに拡大していくことになる。

慶長四年閏三月三日に利家が死去すると、朝鮮出兵の論功行賞をめぐり三成と対立していた加藤清正・浅野幸長・蜂須賀家政・福島正則・藤堂高虎・黒田長政・細川忠興の七将が蜂起し、大坂・伏見城を占拠する⁽¹³⁾。これにより三成は、居城佐和山への撤退を余儀なくされ、政權運営の場から追われることになった。いっぽうの家康は、長政らの庇護のもと閏三月一三日に伏見入城を果たし⁽¹⁴⁾、その半年後の九月には大坂城西の丸に居を構えた。

かくして、大坂・伏見の両城が家康の掌中に収められることになったわけであるが、これにより家康の命令は、たとえそれが大老・奉行衆の合意に基づかない命令であっても、公儀の命令として諸大名から受け止められるようになった。次の史料はそのことを示すものである。

【史料1】（慶長四年）九月二日付島津忠恒宛島津義弘書状⁽¹⁵⁾

尚以帖佐・山田・蒲生・吉田之人衆出水表へ可被召移之由、度々御談合申定候キ、然処、庄内堺へ御城取ニ付、右四ヶ所之人数被召移之由相聞候、無心元存候、當時之地頭ニ内談いたし、移望申儀も可有之候、併庄内事ハ一節の儀ニ候、いつミの儀ハ肥筑表之一の城戸にて候間、彼表之儀手かたく御かくこ候へてハ、貴所御為ニ罷成ましく候、其御心得専一候、我等事ハ老躰にて候間、後年貴所御手前可然様ニ可被仰付候、はや肥筑表きざし候之由申来候、就夫もいつミ表之儀於不審ハ、庄内口の御行も急ニ難濟候之条、さて申入候、以上、

態令啓達候、

① 今度於大坂 内府様天下之御仕置被仰定候ニ付、いかやうの子細候之哉、羽柴肥前守殿當時賀州へ在國候ヲ、無上洛様にと被仰下候、自然強而於上洛者、越前表にて可被相留之由候て、刑少殿の養子大谷大学殿・石治少之内衆一千餘、越前へ被下置候事、

③ 一加藤主事も無上洛様にと被仰付候、其上ニ罷上ニおひてハ、淡路表にて可被相支之由候て、菅平右衛門尉殿・有馬中書兩人ニ被仰付、彼表へ被指越候、如斯必定承付候間、為心持申入候、乍不申諸人不承様に、校量肝心候、其故ハ京都出合、國元へ申通候と露頭候へは、爰元之仕合も難計候之事、

一 出水表之儀心遣候之条、 竜伯様江被遂御熟談、彼境之番尔々可被仰付事、頼入候之事、

一加主事ハ連々氣任之仁候間、無思慮弓箭をも被取出儀も可有之候之歟、左様なる時、出水表於不番二者、油断ニ可罷成候、殊佐敷表之儀も、小撰・相良など被乗取躰ニ候てハ、後年御為如何敷候、又加主方・手色不見処ニ、從御方角佐敷表へ楚忽なる儀をも仕出候へは、一揆の手初に可罷成候間、いかにも丈夫なる仁を被召置、其仁老人迄ニ内證被仰聞、油断をも不仕、又楚忽なる儀をも不申出様ニ能々被仰付、彼表之様子被聞届、賢慮頼入候事、（後略）

大坂に入城した家康は、前田利長と加藤清正の上洛差し止めを決定し、その決定を貫徹

すべく諸大名に越前・淡路表への出動を命じている(傍線部②・③)。この家康の命令を義弘は、「天下之御仕置」(傍線部①)と表している。すなわち義弘は、家康の命令を公儀の命令と認識しているのであり、「家康の命令」＝「公儀の命令」という秩序が形成されつつあったことがわかる。

同様のことは、次の史料からも窺うことができる。

(16)

【史料2】(慶長五年) 四月二十七日付島津義久宛島津義弘書状

(猶々書略)

追而奉啓上候、仍今朝 内府様へ罷出、庄内一着之御札申上候、別而御氣色能、入来院又六・善載坊被召出、御前にて御食被下候、随而長尾殿之上洛延引二付、様子為可被聞召、伊那圖書頭殿并御奉行中よりも使者を被相添、去月十日伏見御打立、會津へ下向候、必六月上旬之比者可為上洛候条、御返事申はなされ候ハ、依其返事、内府様御出馬可被出ニ御定候、就夫伏見之御城可致御留守番之由、御面を以拙者へ被仰付候、當座言上候ハ、何も御意之段承候、於様子者、御間之使迄可申上由申候而、御前を罷立候、然者爰元御知人中へも尋申候、各被仰候ハ、何之道ニても公儀候条、御下知次第仕候而、可然候ハ、由被仰事に候、(後略)

慶長五年に入ると家康は、領国で不穏な動きを見せる上杉景勝に上洛を命じるとともに、上洛が拒否された場合、自ら兵を率いて会津へ出兵する方針であることを諸大名に示した。その際、伏見城の留守番を命じられた義弘は、この命令に従うべきか否かを周囲の知人に相談している。傍線部は知人たちの返答内容を示すが、誰もが、「公儀のことなので、家康の下知に従うべきである」と答えたという。このことから、「家康の命令は、公儀の命令である」という秩序が形成されつつあったことがわかる。

このように、大坂・伏見城が家康に占拠され、家康の独断によって公儀の意志が決せられるというのが、戦前の政治状況であった。

2 豊臣奉行衆による大坂・伏見城攻め

さて、このような政治状況の中、豊臣奉行衆が反家康の軍事行動を開始する。慶長五年七月、家康が会津出兵のため大坂城を離れると、豊臣奉行衆は、毛利輝元を味方につけ、家康討伐の挙兵を宣言した。その際発せられた「内府ちかひの条々」⁽¹⁷⁾には、家康が独断で政権運営を行っていること、その家康を討伐するため「鉾楯」に及んだことが述べられており、彼らの挙兵の目的が、先に述べたような政治状況を打破することにあったことがわ

かる。すなわち豊臣奉行衆は、家康独裁体制の打破という政治目標を達成するために挙兵に及んだわけである。そして、このような目標を掲げた彼らが最初に行ったのが、大坂・伏見城攻めであった。

会津出兵に際し家康は、大坂城西の丸に徳川家臣五〇〇〜六〇〇人を、伏見城に一、八〇〇余人の軍勢を残し置いた。この大坂・伏見城を攻撃するため、豊臣奉行衆は毛利輝元(18)に上坂を要請するとともに、宇喜多秀家・島津義弘・小早川秀秋ら西国大名の軍勢を伏見城に派遣した。

毛利軍が大坂城に押寄せると、西の丸の徳川軍はほどなく伏見城に撤退しているので、大坂城では戦闘らしき戦闘は行われなかったものと考えられる。しかし、一方の伏見城では、鳥居元忠率いる徳川軍が籠城して抵抗したため、激しい攻防戦が繰り返されることになった。

このように、豊臣奉行衆が徳川軍の守る大坂・伏見城を攻撃したため、戦いが勃発することになったわけであるが、ここで注目しておきたいのは、この城攻めが城郭の占拠を到達点として行われたという点である。次の史料はそのことを示すものである。

【史料3】（慶長五年）八月一〇日付真田昌幸・幸村宛石田三成書状(19)

（前略）

一先書にも如申、臥見之城、家康留守居鳥居彦右衛門をはじめ、七頭敷千八百余残置候處、此時宜候間、関東へ明退候へと申候へ共、りくつ申候間、去朔日四方・乗入、

一人も不残討果候、鳥彦右首ハ御鉄炮頭鈴木孫三郎討捕候、此間、御殿中雜人はら

ふミけがし候間不残焼拂候、大坂之儀も西之丸二人數五六百ほと残置候を追出、臥

見へ追入、輝元被入替候、是又臥見にて同前二討果候、臥見にて各手を碎乗崩候、

九州などの衆別而手柄を被仕候、大坂ニハ増右被居候、輝元在城候、臥見ニも六七

千にて、掃除普請以下申付候、然間京都大坂静二候、（後略）

本状は、伏見城攻めの顛末を信濃上田城の真田氏に伝えるために書かれたものである。

三成はその経緯について、「鳥居元忠に関東へ明け退くよう申したけれども、これを拒否したので、城に乗り入れ悉く討ち果たした」（傍線部）と述べる。この三成の言葉に従えば、伏見城攻めは、伏見城の明け渡しを実現する手段として行われたことになる。つまり、彼らが大坂・伏見城を攻撃したのは、これを守る徳川軍を殲滅するためではなく、そこから徳川軍を追い払い、代ってこれを占拠するためであった。

では、彼らがそれを企図したのはなぜか。先に述べたように、秀吉死後の家康は、大坂・

伏見城を占拠することで、豊臣政権の公儀を独占していった。そして、豊臣奉行衆が挙兵したのは、このような政治状況を打破するためであった。これらのことを考え合わせるならば、彼らが大坂・伏見城の占拠を企図したのは、家康の命令が公儀の命令であるという秩序を瓦解させ、代って彼らの命令が公儀の命令であるという秩序を創り出すためだったといえよう。すなわち、この戦いは、政権の主導権を取り戻そうとする豊臣奉行衆の政治的意図に基づき引き起こされたものであった。

第二節 細川忠興領における戦い（七月一日～九月三日）

細川忠興の所領である丹後国と豊後国速見郡では、七月から九月にかけて戦いが勃発している。この戦いは、忠興の速見郡領有問題を原因の一つとして勃発したものである。よってまずは、忠興が速見郡を領有するに至った経緯を確認しておこう。

速見郡はもともと福原長堯（石田三成の女婿）の所領であった。長堯は慶長二年に速見・大分両郡の内に知行を与えられ府内城に居⁽²⁰⁾。さらに翌年、蔚山城籠城戦（慶長二年一月～慶長三年一月）における蜂須賀家政・黒田長政・藤堂高虎・加藤清正・早川長政・竹中重信の行動を怠慢と評する報告を秀吉に上げること、豊後国内に領地を増加された⁽²¹⁾ところが、秀吉の死後、この報告を不服とする黒田長政・蜂須賀家政らが訴訟を申し立てると、家康は長堯の所領を没収し、その一部である速見郡六万石を忠興に分け与えた。その際発せられた知行方目録⁽²²⁾（慶長五年二月七日付）には、「内府公被任御一行之旨、全可有御知行之状如件」と記されており、この知行給付が家康の独断で決せられたことがわかる。

秀吉の死に際し家康は、五奉行に起請文を提出し、秀頼が成人するまでは知行に関する取次ぎを行わないことを誓っている（「御知行方之儀、秀頼様御成人之上、為御分前不被仰付以前ニ、不寄誰御訴訟雖有之、一切不可申次之候、況手前之儀、不可申上候、縦被下候共、拝領仕間敷事⁽²³⁾」。したがって、この知行給付は、五奉行と取り交わした誓約に違反する行為として位置づけられる。現に豊臣奉行衆は、先に示した「内府ちかひの条々」の中で、この知行給付を家康討伐の根拠としてあげている（「知行方之儀、自分ニ被召置候事者不及申、取次をも有間敷由、是又、上卷誓帑之管をちかへ、忠節も無之者共ニ被出置候事⁽²⁴⁾」。そして、丹後・豊後速見郡の戦いは、この知行給付を不当とする豊臣奉行衆が、諸大名に忠興所領の攻撃を指示したことで勃発したものであった。

慶長五年七月、家康討伐の挙兵を宣言した豊臣奉行衆は、丹波・但馬の諸大名に対し、次のような書状を送っている。

【史料4】（慶長五年）七月一七日付別所吉治宛豊臣三奉行連署状写⁽²⁵⁾

羽柴越中守事、何之忠節も無之、大閣様御取立之福原右馬介跡職、從 内府公得扶助、今度何之咎も無之、景勝為発向、内府江助勢、越中一類不殘罷立候段、不及是非候、然間、從 秀頼様為御成敗、各差遣候条、可被抽軍忠候、至于下々も、依動、可被加御褒美候、恐々謹言、

長束大藏

七月十七日

増田右衛門尉

徳善院

別所豊後守殿

豊臣奉行衆は、忠興が福原長堯の「跡職」を家康から「扶助」されたことを理由に、その成敗を命じており、忠興の速見郡領有が丹後攻めの根拠となっていたことがわかる。そして、これを受けた丹波・但馬衆が、丹後細川領に攻め入ったため、丹後では戦いが勃発することになった。⁽²⁶⁾したがって、この戦いは、忠興の速見郡領有を不当なものとして否定しようとする豊臣奉行衆の意志に基づき勃発したものと捉えられよう。

同様のことは、豊後速見郡の戦いについても言える。家康から速見郡を与えられた忠興は、重臣松井康之らを速見郡に派遣し、木付城を守らせた。この康之に対し豊臣奉行衆は、次のような連署状を発給している。

【史料5】（慶長五年）八月四日付松井康之宛豊臣四奉行連署状写⁽²⁷⁾

急度令啓候、内府去々年以来、大閣様被背御置目、上卷之誓昏ヲ被違、忝ノ働ニ付而、今度各申談、及鉾楯候、関東之義も、伊達・最上・佐竹・岩城・相馬・真田安房守・景勝申合、色を立候ニ付而、則、八州無正躰事候、上方・罷立候衆も、妻子人質、於大坂相究候故、是又種々懇望候、就其、越中方之事、大勢兄弟之内、一人秀頼様へ御見廻をも申させず、悉、関東へ罷立、其上何之忠節も無之、新知召置候義、不相届ニ付而、丹後之事、城々悉請取、田邊一城町二ノ丸まで令放火、責詰仕寄申付候、落居不可有程候、貴所之事、大閣様別而被懸 御目、知行等まで被下候間、秀頼様へ御忠節可在之義候、於様子者、太田美作守方へ申渡候て差下候、其郡之事、速、可被明渡候、何かと候てハ不可然候、恐々謹言、

長大正家

八月四日

石治三成

増右長盛

松佐

御宿所

豊臣奉行衆は、「何の忠節もないのに忠興が速見郡を拝領したことは不届きなことである」とし、その明け渡しを要求している。つまり豊臣奉行衆は、速見郡における忠興の領有権を否定し、これを没収しようとしたわけである。

本状は、白杵城の太田一成（白杵城主太田一吉の息）を介して康之のもとに届けられたが、康之は速見郡の明け渡しを拒否する態度をとった。康之が忠興に送った（慶長五年）九月一九日付の戦況報告⁽²⁸⁾には、「速見郡之義、可相渡旨、輝元・備前中納言殿・奉行衆・石治少・大形少・太田美作を指下、松井かたへの書状共被越候、不及返答なけ返し、重而使被越候者、首を可切由申遣候、其通美作方・大坂へ申登二付、先手大伴二遣、当月八日晚、熊谷城・懸樋城之間へ舟をつけ、其夜木付之沖を通、高崎表二舟懸仕、九日ノ朝、立石へあかり陣取申候事」と記されており、康之が速見郡の明け渡しを拒否したこと、これを受けた豊臣奉行衆が旧豊後国主の大友義統に命じて速見郡を攻撃させたことがわかる。

このように、速見郡を没収しようとする豊臣奉行衆が、大友義統に攻撃を命じたことで、速見郡では戦いが勃発することになった。したがって、速見郡の戦いは、丹後の戦いと同様、忠興の速見郡領有を不当なものとして否定しようとする豊臣奉行衆の意志に基づき勃発したものと位置づけられよう。

ただ、ここで注意しておきたいのは、戦いがこのような豊臣奉行衆の意志だけで勃発したわけではないということである。

豊臣奉行衆は、義統を速見郡に派遣するに先立ち、速見郡の進呈を義統に約束していた。康之が忠興に送った（慶長五年）八月二八日付の戦況報告⁽²⁹⁾には、「一大伴よしむねへ当郡之義、奉行衆・進之、中国まで被下候由候」と記されており、豊臣奉行衆が義統の速見郡領有を保証していたことがわかる。

もともと義統は豊後一国を領する大名であったが、秀吉から所領を没収されて以来、大名領主としての地位を喪失していた⁽³⁰⁾。このような状況に置かれていた義統が、所領の回復を切望していたことは想像に難くないわけで、この領有保証は旧領の一部ではあるにせよ、義統を動かすに足るものだったといえよう。つまり、豊臣奉行衆は、義統の旧領回復欲求を利用することで、速見郡の没収を実現しようとしたわけであり、この戦いには旧領を回復せんと欲する義統の意志が介在していたのである。

なお、九月八日に豊後国東郡安岐に上陸した義統は、大友旧臣を糾合しながら速見郡に攻め入り、木付城を襲撃した。これに対し細川軍は、豊前中津の黒田如水に援軍を要請。黒田軍の到着を待って攻勢に転じ、九月一三日の石垣原合戦で大友軍を撃退した。かくして、義統の旧領回復は実現されることなく、速見郡の戦いは終結することになった。

以上、本節では、細川忠興領で勃発した戦いについて検討を行った。冒頭で触れたように、この戦いの発端となったのは、朝鮮出兵の戦後処理をめぐる豊臣大名間の対立であり、その帰結としての忠興の速見郡領有であった。また、それを不当なものとして否定する豊臣奉行衆が諸大名に忠興領の攻撃を命じたことで、丹後と豊後速見郡では戦いが勃発することになった。ただし、速見郡の戦いについて言えば、そこには旧領を回復せんとする大友義統の意志が介在していた。すなわち、義統の旧領回復欲求が戦いの一因を成したわけであるが、実のところ、このような旧領回復欲求によって引き起こされたと思われる戦いがその他にも複数確認できる。次節では、これらの戦いをとりあげてみたい。

第三節 旧領回復のための戦い

1 陸奥刈田・伊達・信夫郡の戦い（七月二四日～一〇月六日）

慶長五年六月、家康が上杉景勝討伐のための会津出兵を発動すると、これに呼応する形で伊達政宗（陸奥岩出山城主）が上杉領に攻め入った。七月二四日、政宗は上杉領の刈田郡白石城を攻撃し、翌二五日にこれを陥落させている。また、同時期、政宗の家臣桜田元親（磐城駒嶺城主）が伊達郡川俣城を攻撃している。川俣城は、梁川、福島、二本松に通じる交通の要衝で、伊達軍と上杉軍は川俣城をめぐり攻防戦を展開した。さらに、関ヶ原合戦後の九月下旬から一〇月上旬にかけて、政宗は刈田郡湯原・二井宿、伊達郡梁川・桑折城、信夫郡福島城を攻め立てた。

このように、政宗が上杉領に侵攻したことで、刈田・伊達・信夫郡では伊達軍と上杉軍の戦いが勃発することになったわけであるが、政宗の上杉攻めは、家康の会津出兵を契機に発動されたものである。よって、まずは、会津出兵を発動した家康の意図について考察してみよう。

家康の会津出兵は、景勝が領内諸城の修復増強を行い、かつ、その釈明のための上洛を拒否したことを直接の理由として発動されたものである。家康は景勝の行動を豊臣政権に対する反逆行為と位置づけ、諸大名に景勝討伐のための軍事出動を命じた。

ただし、秀吉死後の家康の行動を考えるならば、家康が豊臣政権のために会津出兵を企

図したとは考え難い。秀吉の死後、政権は五大老・五奉行の合議によって運営されるべきものとされたが、家康は三成を政権の中枢から排除するなどして、政権の独裁化を図った。さらには、自己の裁量で諸大名を動員できるといふ立場を利用することで、有力大名を自己に服従させていった。たとえば、前田利長と細川忠興に対しては、家康暗殺計画の嫌疑をかけ、討伐をちらつかせることで、彼らから人質をとることに成功している³¹。このような当時の状況を考え合わせるならば、会津出兵における家康の狙いは、自己に反抗する者は討伐の憂き目に会うことを天下に知らしめ、諸大名の服従を強化することにあつたといえよう。また、このような意図で発動された会津出兵をきっかけに、東北諸地域では戦いが勃発することになったわけである。

ただ、ここで重要なのは、いったん会津出兵が発動されると、家康よりも政宗の方が上杉攻めを積極的に推進しようとしたことである。

会津出兵は、豊臣奉行衆の上方挙兵を受け、いったん中止されることになる。これに対し政宗は、次のような書状を送り、会津出兵の決行を家康に進言している。

【史料6】（慶長五年）八月三日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状⁽³²⁾

（前略）

一上邊之義如此之上者、尚白河表会津へ之御乱入火急ニ被成候様ニ、達而可被仰上候、

万一御手延ニ候而者、必々諸口之覚違、尚々御凶事出来可申由存事候、縦上者闇ニ

成申候共、御遺恨之筋与申、長尾被討果候得者、上之事も即可被属御存分事、案ノ

内ニ存候、（後略）

すなわち、政宗は、上方平定よりも会津出兵を優先すべきだと主張しているのであり、政宗が上杉攻めを強く望んだことがわかる。

政宗のこのような態度は、関ヶ原合戦後、より顕著な形で現れる。関ヶ原合戦に勝利した家康は、会津出兵のさらなる延期を決定する。家康が会津出兵に消極的だったのは、天下の帰趨が決した上は、武力で景勝を制圧することはさほど意味をもたないと考えたからであろう。しかし、政宗の上杉攻めは停止されることなく、一〇月に入ってもなお継続された。次の史料はそのことを示すものである。

【史料7】（慶長五年）一〇月一四日付今井宗薫宛伊達政宗書状⁽³³⁾

（前略）

① 一 去六日より、福島へ動仕候、得大利申候、様躰先達具ニ條々申入候キ、最上へ人衆遣、又動、其外二人衆悉草臥申候へ共、内府様無御下向以前、何とそ仕度候、日本

之神そ、努々不存油断候、

(中略)

一寒天ニ候へハ、年中も是非一人仕候而も、仙道筋迄申付度候、かゝる御目出度上ニ、
千万一不慮之凶事候てハ、如何ニ存、遠慮仕事も候へ共、少々手前之者五百三百討
死仕候とも、年中ニ一途相着度存候、(後略)

宛名の今井宗薫は、家康と政宗の取次ぎをつとめた人物である。この宗薫に対し政宗は、
一〇月六日より福島攻めに着手したことを報じるとともに(傍線部①)、伊達軍単独でも上
杉攻めを強行する予定であることを伝えている(傍線部②)。

このように政宗は、上杉攻めを主体的に推進しようとしたわけであるが、なぜ政宗は、
これほどまでに上杉攻めに執着したのか。

政宗が攻め入った刈田・伊達・信夫郡は、もともと政宗の所領で、天正十九年(一五九
一)の奥羽再仕置で秀吉から取り上げられたものである。したがって、政宗の軍事行動は、
旧領に向けられたことになる。このこと自体、政宗の上杉攻めが旧領回復を目的に発動さ
れたことを示唆していると言えるが、それを裏付けているのが次の史料である。

【史料8】慶長五年八月二日付伊達政宗宛徳川家康知行宛行状³⁴⁾

覚

一 苅田 一 伊達 一 信夫 一 二本松 一 塩松 一 田村 一 長井

右七ヶ所、御本領之事候之間、御家老衆中へ為可被宛行、進之候、仍如件、

慶長五年八月廿二日

家康(花押)

大崎少将殿

本状は、関ヶ原合戦前の八月二日に、家康が政宗に対し発給した知行宛行状で、政宗
の旧領回復を保証したものである。本状が発給された経緯は詳らかでないものの、本状が
政宗の求めに応じて発給されたことは間違いないだろう。つまり、このような知行宛行状
が発給されたことは、政宗が旧領回復を望んでいたことを示しているのである。

ただ、ここで注意しておきたいのは、家康がこれを保証したからといって、それが旧領
回復の実現を意味したわけではないということである。政宗の旧領を現に占拠しているの
は上杉軍であって、政宗がこの領有保証を現実のものとするには、当該領域から上杉軍を
駆逐する必要があった。このことと、家康が会津出兵を先送りしていたことを考え合わ
せるならば、家康の会津出兵を待っている、旧領回復はいつまでもたっても実現しない
というのが政宗の置かれた状況だったということになる。つまり政宗は、旧領に居座る上

杉軍を自力で駆逐する必要に迫られていたのであり、ゆえに、上杉攻めを主体的に推進したのである。

このように、上杉攻めは、旧領を回復しようとする政宗の意志に基づき推し進められたものであった。すなわち、この戦いを成り立たせていたのは、政宗の旧領回復欲求であった。

なお、政宗の上杉攻めは慶長六年に入っても継続されたが、結局のところ政宗は、上杉軍の根強い抵抗の前に、伊達・信夫郡を攻略することができなかった。そして、戦後の領地配分で政宗に加増されたのは、刈田郡だけであった。つまり、政宗が唯一攻略しえた刈田郡だけが伊達領となり、攻略できなかったその他六ヶ所については、領有を認められなかったわけである。⁽³⁵⁾

2 越後の戦い（八月一日～九月八日）

越後国はもともと上杉景勝の所領であったが、慶長三年に秀吉が行った大名の配置替により、景勝の所領は陸奥会津に移され、以後、越後国は堀秀治（春日山城主）とこれに与力せられた村上義明（本荘城主）、溝口秀勝（新発田城主）、堀親良（蔵王城主）の領有するところとなった。

天下争乱の事態に至ると景勝は、越後に残留する上杉旧臣を煽動し、秀治配下の諸城（下倉、椽尾、三條、新発田、本荘）を攻撃した。このため、越後諸地域では、上杉軍と堀軍の戦いが勃発することになった。

なお、越後攻めを開始するに先立ち景勝は、石田三成から次のような書状を与えられていた。

【史料9】（慶長五年）七月一四日付直江兼統宛石田三成書状⁽³⁶⁾

① 六月廿九日御状到来、其表諸口丈夫ニ被申付候旨、大慶不可過之、先書にも申入候通、

越後ノ儀ハ上杉本領に候へは、中納言殿へ被下置候旨、秀頼公御内意に候、彼國成次^②

第、手段御油断不可有候、中納言殿勘當ニテ越後に残居候牢人、歴々有之由、柿崎三

河守、丸田右京、宇佐美民部、萬貫寺加治等御引付、御尤に候、此節候間、聊不可有

油断候、堀久太も大坂方御奉公ノ志に候、能登へハ上條民部可指遣と存候、尚、追々

可申入候、恐惶謹言、

七月十四日 石治部少輔三成 判

直江山城守殿

三成は、「越後は上杉氏の本領であるので、景勝にこれを下し置かるといのが秀頼の内意である」(傍線部①)とし、秀頼の名のもとに景勝の旧領回復を保証している。政宗のケースと同様、このような領有保証がなされたこと自体、景勝が旧領回復を望んでいたことを示すが、同時に注目したいのは、三成が「越後のことは成り次第に、油断なく手段を講じるように。越後に残留する上杉旧臣を味方に取り込むことは尤もなことである」(傍線部②)とし、景勝の越後における軍事行動を認めている点である。すなわち三成は、旧領回復の実現を、景勝の「油断なき手段」に委ねたのであり、この領有保証が自力による獲得を前提としたものであったことがわかる。

景勝の越後攻めは、このような領有保証を受けた上で発動されたものであり、その目的が旧領回復の実現にあったことは明白である。すなわち、旧領を回復せんと欲する景勝の意志がこの戦いを勃発させたのである。

3 美濃郡上郡八幡・恵那郡苗木の戦い(八月下旬～九月上旬)

八月下旬から九月上旬にかけて遠藤慶隆(加茂郡小原領主)は、稲葉貞通の所領郡上郡を攻撃している。郡上郡はもと慶隆の所領で、天正一五年(一五八七)に秀吉から取り上げられたものである。したがって、慶隆の軍事行動は、旧領に向けられたことになる。

なお、郡上攻めに先立ち慶隆は、旧領の回復を保証する次のような書状を家康から与えられていた。

【史料10】(慶長五年)七月二十九日付遠藤慶隆・胤直宛徳川家康書状⁽³⁷⁾

濃州之内郡上、其方本地之儀候間、如前々可有領知候、其表萬事才覚尤候、委細從金

森法印可被申候、恐々謹言、

七月廿九日 家康(花押)

遠藤左馬助殿

同 小八郎殿

家康は、慶隆が郡上郡を前々の如く領知することを認めるとともに、その実現を慶隆の「才覚」に委ねている。すなわち慶隆は、自力による獲得を前提とした旧領回復を家康から保証されていたのであり、慶隆の軍事行動もまた、旧領回復を目的に発動されたものとして理解できる。

同様のことは、遠山友政の恵那郡苗木攻めについても言える。八月下旬、友政は西軍方に付いた川尻直次の居城苗木を攻撃し、その開城・接收に成功している。苗木はもともと

友政の父友忠の所領で、天正一一年（一五八三）に秀吉によって没収されたものである。したがって、友政の軍事行動も旧領に向けられたことになる。

慶隆のケースのように、家康が事前にその領有を保証したことを示す史料は確認しえないものの、戦後の領地配分で苗木は友政の所領となっている。この事実を加味するならば、友政の軍事行動も旧領回復の実現行動として位置づけられよう。

このように、慶長五年に勃発した戦いの中には、旧領を回復せんとする大名領主の意志に基づき勃発したものが複数確認できる。また、彼らが回復しようとした旧領は、いずれも秀吉から没収されたものであり、秀吉の行った転封・改易政策に対する反動が、全国戦争勃発の一因をなしたことがわかる。

第四節 領地拡大のための戦い

九州地域では、豊後速見郡以外の地域でも複数の戦いが勃発している。これらの戦いの多くは、豊前中津の黒田如水と肥後熊本に加藤清正が近隣の敵方所領、つまり九州西軍大名領国に侵攻することで勃発したものである。以下、本節では、敵方所領に攻め入った如水・清正の目的を考察することで、全国戦争勃発の構造をさらに明らかにしてみたい。

1 黒田如水の豊前・豊後侵攻戦（九月上旬～一〇月中旬）

黒田如水は、息長政が家康の会津出兵に従軍すべく中津城を離れると、その留守を預かった。そして、天下争乱の事態に至ると、九州で挙兵する意志のあることを家康に伝えている。次に示すのは、これに対する家康の返書である。

【史料11】（慶長五年）八月二五日付黒田長政宛井伊直政書状⁽³⁸⁾

自如水公此中貴様へ参候御状共数通被下候、拜見仕候、内府披見二入可申候、今度於御国本二、別而御精二被入、殊御人数数多御抱被成、内府次第、何方へ成共御行候ハん由候、此節二御座候間、何分ニも被入御精、又御手ニ可入所ハ、なにほとも御手ニ被入候へと被仰遣候、何事も面上ニ可申上候、恐惶謹言、

八月廿五日 直政（花押）

本状の記述から、如水が九州の敵方所領に攻め入る計画を立てていたこと、家康がそれを承認していたことがわかる。

さて、如水が実際に軍事行動を開始するのは九月に入ってからのことである。九月九日に中津を出馬した如水は、豊後国東郡に軍勢を進め、垣見一直の居城富来城と熊谷直盛の

居城安岐城を攻め立てた。一直と直盛は、西軍方として美濃大垣城に在陣しており、家臣がその留守を預かっていた。この国東郡に対する攻撃は、大友義統の速見郡襲来により一時中断されるものの、石垣原合戦後の九月一七日には再開され、⁽³⁹⁾攻防戦を経たのち両城は陥落した。その後も如水の軍事行動は続き、毛利高政領（豊後日田・玖珠郡）、毛利吉成領（豊前田川・企救郡）、太田一吉領（豊後北海部郡）、がその侵攻を受けた。

このように、如水が豊前・豊後の西軍領国に侵攻したことで、当該諸地域では戦いが勃発することになったわけであるが、如水は何のために近隣の敵方所領に攻め入ったのか。富来・安岐城攻めを再開する直前の九月一五日、如水は次のような書状を藤堂高虎に送っている。

【史料12】（慶長五年）九月一五日付藤堂高虎宛黒田如水書状⁽⁴⁰⁾

（前略）

一熊谷・かけひ城五三日之内に可相澄候、筑前小倉表江罷出、隙を明、加主計申談、
関戸越二而、廣島を取可申と存候、

（中略）

一井兵少被仰談、甲斐守に、備前中跡を被遣候様に御取成、頼申候、

一加主計拙者事ハ、今度切取候分、内府様以御取成を、秀頼様・拝領仕候様に、井兵
被仰談、御肝煎、頼存候、数年無御等閑者、此節に候、

一甲斐守には、兎角上方にて御知行被遣、拙者と別家に、内府様へ御奉公申様に御才
覚頼申候、（後略）

高虎に対し如水は、自分と清正が自力で奪い取った敵方所領については拝領できるよう家康に取り成して欲しいと依頼している（傍線部）。このことに示されるように、如水の軍事行動は、敵方所領の獲得を明確に意図して発動されたものであった。すなわち如水は、それを自己の版図に加えるべく、豊前・豊後の西軍領国に攻め入ったのであり、その目的は領地の拡大にあった。

2 加藤清正の肥後小西領侵攻戦（九月一九日～一〇月一七日）

加藤清正が肥後小西領に侵攻したのは、九月一九日のことである。したがってこの戦いは、関ヶ原合戦後に勃発した戦いということになる。それにも関わらず、関ヶ原合戦以前の戦いとしてこれを取り上げたのは、それが関ヶ原合戦の結果を知らない内に始められた戦いだからである。清正が軍事行動を開始したとき、関ヶ原合戦の結果は九州には届いてい

なかった⁽⁴¹⁾。そして、次章で示すように、関ヶ原合戦の結果を知った上で始められた戦いとそうではない戦いとは、様相の異なる部分がある。その違いを示すために、本戦はここで取り扱うことにした。このことを予め断った上で本題に入りたいと思う。

慶長五年当時、肥後国は加藤清正（熊本城主）、小西行長（宇土城主）、相良頼房（人吉城主）によって分有されていた。豊臣奉行衆が反家康の軍事行動を起すと、行長と頼房はこれに呼応し、西軍方として上方から美濃国まで転戦した。一方の清正は、豊臣奉行衆の出軍要請に応じず在国を堅持。木付城の細川軍に援助を申し出るなど、家康味方の行動をとった。木付城の細川家臣が細川忠興に宛てた（慶長五年）七月晦日付書状には、「加主御女房衆ハ大坂ニ御入候、如何様ニ候共、内府様可為御味方と申事候、是又当城へ御懇共候事」と記されており、七月下旬には清正が家康味方の立場を明白にしていたことがわかる。

さて、九月に入ると清正は、小西領に侵攻し、行長の居城宇土を攻撃する。清正が如水に宛てた（慶長五年）九月二三日付書状には、「一昨日宇土へ押寄、外構一皮押破、町悉令放火、はたか城に仕置候、内之躰ハ丈夫なるふりを仕候、一段と人すくなくに見え候、町人・百姓城まハりの人質を丈夫ニ取籠置候、今之分に候ハ、急度落居程有間敷候と存候、併より口一切無御座付而、城中雖小勢候、可仕やう無之躰候」と記されており、九月二日に加藤軍が宇土城下に押し寄せ、城下の町を焼き払ったこと、対する小西軍が城廻りの町人・百姓を人質として城内に取籠め、必至に防戦したことがわかる。

このように、清正が小西領に侵攻したことで、宇土城下では戦いが勃発することになった。では、清正のこの軍事行動は、何を目的に発動されたものなのか。挙兵に先立ち清正は、次のような書状を家康から与えられている。

【史料13】（慶長五年）八月一二日付加藤清正宛徳川家康書状⁽⁴⁴⁾

雖今度上方梓楯候、御方之儀、別條無之由、祝着之至ニ候、然ハ肥後・筑後両国進置之間、成次第可被申付候、此節候條、随分無油断様ニ專一二候、猶津田小平次・佐々淡路守可申候間、令省略候、恐々謹言、

八月一二日

家康書判

加藤主計頭殿

家康は、「肥後・筑後を進呈するので、成次第に領有せよ」（傍線部）と述べる。「成次第」とは、「実現次第」の意と捉えられる。つまり家康は、清正が肥後・筑後の支配を実現したならば、その領有を認めるとしたわけである。

そして言うまでもなく、清正が肥後一國支配を実現するには、肥後南半分を現に占拠す

る小西軍を駆逐し、代わってこれを占拠する必要があった。この点に着目するならば、清正が小西領に攻め入ったのは、肥後一國支配を実現するためだったといえよう。すなわち、清正の小西領攻めは、肥後半國の所領を一國規模にまで拡大することを目的に発動されたものであった。

このように、如水と清正の軍事行動は、領地の拡大を目的に発動されたものである。したがって、九州戦の多くは、領地を拡大せんとする如水・清正の意志によって引き起こされたことになる。このことと、前節の検討結果を総合するならば、この戦争は、大名領主の領地獲得欲求を主要な原動力として全国化していったものと位置づけられよう。

第五節 自力主義・当知行主義

これまで取り上げた戦いをあらためて見直してみると、戦いの多くに中世以来の「自力主義」・「当知行主義」の観念が介在していたことに気づく。たとえば、黒田如水の軍事侵攻戦がそうである。先に述べたように如水は、「自分と清正が自力で奪い取った敵方所領については、拝領できるような家康に取り成して欲しい」と藤堂高虎に依頼していた。このことは、自力による敵方所領の奪取が、公儀による領有承認の根拠となりうるという考えが如水自身にあったことを示す。

このような如水の考えは、中世における土地所有の基本原則である「自力主義」・「当知行主義」に根ざしたものである。中世においては、その地域に対する支配を実現すること、すなわち「当知行」の実現が、上位権力にその領有を主張する根拠となった。また、「当知行」は、その地域を武力で制圧するという戦争行為を通して実現されることが常であった。つまり、「自力」による「当知行」の実現が、その領有を確定する上で決定的な意味をもっていたのである。

無論、この「自力主義」・「当知行主義」は、秀吉の惣無事令によって否定された。秀吉は、戦国大名間の領土紛争については、豊臣政権の行う裁判によって解決するものとし、自力による領土問題の解決を私戦として否定した。⁽⁴⁵⁾しかし、如水がこのような考えに基づき敵方所領に侵攻したことは、「自力主義」・「当知行主義」に根ざした考えが已然として諸大名のあいだで息づいていたことを示す。換言するならば、「自力主義」・「当知行主義」の観念が息づいていたゆえに、如水は敵方所領に侵攻したのである。

同様のことは、大友義統、伊達政宗、上杉景勝、遠藤慶隆、遠山友政、加藤清正の軍事行動にも言える。彼らが敵方所領に攻め入ったのは、当該領国を獲得するためであり、そ

の行動は自力による領土問題の解決として捉えられるべきものである。無論、それは秀吉によって否定されたはずの行為である。それにも関わらず、彼らが軍事行動に踏み切ったのは、公儀を標榜する家康と豊臣奉行衆がともに、自力次第の領有を認めたからである。

家康と豊臣奉行衆は彼らに対し敵方所領の領有を保証していたが、この領有保証は、家康が清正に与えたものに端的に示されるように、自力による支配の実現を前提としたものであった。つまり、この領有保証そのものが、「自力主義」・「当知行主義」に則ったものであった。

このように、諸大名の領地獲得欲求を戦争行為へと昇華させたのは、「自力主義」・「当知行主義」の観念である。この点に着目するならば、この戦争を根底で成り立たせていたのは、中世以来の「自力主義」・「当知行主義」だったということになる。

第六節 関ヶ原合戦（九月十五日）

九月十五日、家康率いる東軍主力部隊と三成率いる西軍主力部隊が美濃関ヶ原で衝突する。この戦いは、一五万の軍勢が一つの戦場に集結して戦うという、前近代戦史上、稀に見る大会戦であった。この会戦の結果、西軍主力部隊は壊滅状態に陥り、豊臣奉行衆は大坂・伏見城を保持しうる軍事力を喪失した。かくして、大坂・伏見城は再び家康の占拠するところとなり、政権の主導権は家康の掌中に帰した。⁽⁴⁶⁾

このように、関ヶ原合戦をもって政局の行方が決せられたのであり、その意味において、この戦いはまさしく天下分け目の戦いだったといえよう。では、天下の帰趨を決するほどの大会戦は、いかにして勃発したのか。ここでは、この大会戦を主導した豊臣奉行衆と家康の動向に着目しながら、関ヶ原合戦が勃発した背景について考察してみたい。

1 豊臣奉行衆の動向

家康討伐の兵を起すにあたり、豊臣奉行衆が最初に行ったのは、全国諸大名の軍勢を上方方面に集結させることであった。先にとりあげた「内府ちかひの条々」には、「御人数被召連、早々可有御上候」と記した豊臣三奉行連署⁽⁴⁷⁾が添付されており、彼らが全国諸大名に上方参集を呼びかけたことがわかる。また、島津義弘が家臣本田正親に宛てた八月二日⁽⁴⁸⁾の付書状には、「長宗我部殿事者、惣別人数弍千人之御盛にて候へ共、秀頼様へ為御馳走五千人被召列、近日勢州へ着陣之由候、立花殿事八千三百人之御盛にて候へ共、是も為御馳走四千人召列、今日爰元二上着之由候」と記されており、豊臣奉行衆の要請を受けた四国・

九州の大名が、数千人規模の軍勢を引き連れ、上方・伊勢方面に参集したことがわかる。

このように、豊臣奉行衆が全国諸大名に上方参集を指示したため、数万規模の軍勢が上方方面に集結することになったわけであるが、彼らがこのような指示を出したのは、西上してくる徳川軍の迎撃を軍事目標の中核に据えていたからである。豊臣奉行衆が中川秀成に宛てた（慶長五年）七月二六日付書状には、「輝元御人数貳万余、勢田・守山之間ニ陣取、何も之口へ成共東国・罷上候者、可差向之由候」と記されており、挙兵直後から彼らが徳川軍の西上を想定し、その迎撃に備えていたことがわかる。

ところで、西上してくる徳川軍を迎撃するということは、家康の大坂・伏見再入城を阻止することを意味する。また、徳川軍を迎撃するために、全国諸大名の軍勢を上方方面に集結させるということは、数万規模の大軍を徳川軍にぶつけることを意味する。この二点を考え合わせるならば、大規模合戦をもって徳川軍を撃滅し、家康から大坂・伏見城を奪還しうる軍事的能力を半永久的に奪うというのが、豊臣奉行衆の描いた軍事構想だったということになる。

さて、豊臣奉行衆が予想した如く、家康は会津出兵を中止し、軍勢を上方へ反転させる。これを受けた豊臣奉行衆は、上方方面に集結していた軍勢を美濃大垣城周辺に移動させ、徳川軍の襲来に備えた。先に示した（慶長五年）八月二〇日付島津義弘書状には、「関東与京都之御弓箭ニて候条、尾州と濃州之堺を隔防戦候、就其、拙者事も御奉行中任御下知、濃州垂井与申在所ニ着陣候（中略）殊近日者、内府公御供候て、東國へ下向候上方之人数、并井伊兵部少・榊原式部少、東國之人数を引率、至尾州清須上着候由申来候、定近々可被及一戦候」と記されており、豊臣奉行衆の指示で島津軍が美濃垂井に着陣したこと、それが西上してくる徳川軍との一戦に備えたものであったことがわかる。

これに対し家康は、先鋒隊に岐阜城を攻撃させるとともに、自らも江戸を出軍。九月一日に美濃赤坂に着陣した。これを受けた三成は、大垣城の軍勢を関ヶ原に移動させ、そこで徳川軍を待ち受けた。

かくして、関ヶ原合戦が勃発することになったわけであるが、三成が大垣城の軍勢を関ヶ原に移動させたこと自体、彼が徳川軍の撃滅をめざしていたことを示しているように思われる。三成のこの選択は、家康が野戦を得手としていたことから、家康の策謀に乗せられたものと理解されることが多い。⁽⁵¹⁾確かに、三成が籠城戦を選択していたならば、一日の戦いで西軍主力部隊が壊滅するという事態は避けられたかもしれない。しかし、それは同時に、野戦という選択が、三成にとっても徳川軍を即時壊滅させるチャンスだったことを

示す。つまり、危険を承知であえて野戦を選択したところに、三成が徳川軍の撃滅を志向していたことを見て取ることができるのである。

このように、豊臣奉行衆が徳川軍の撃滅を企図したため、西軍方八万もの軍勢が関ヶ原に集結することになった。すなわち、家康の大坂・伏見再入城を永続的に阻止しようとする豊臣奉行衆の意志がこの戦いを勃発させたのである。

2 家康の動向

会津出兵の途で三成挙兵の報に接した家康は、下野国小山で評定を催し、軍勢の上方反転を決定する(七月二五日)。これにより、会津出兵のため家康のもとに参集していた諸大名軍は、上方へ向け東海道を西上することになった。⁽⁵²⁾家康自身は、即座の出馬を見合わせ、江戸に留まったものの、⁽⁵³⁾その間家康は全国諸大名に書状を送り、近日中に自分も出軍し、必ず上洛を果たすつもりであることを幾重にも宣言している。⁽⁵⁴⁾このことは、家康が大坂・伏見城の奪還を強く望んでいたことを示すが、より重要なのは、彼が大規模合戦をもってそれを実現しようとしたことである。

先鋒として東海道を西上した諸大名軍は、美濃岐阜城を攻略し、西軍方が本陣を構える大垣城に迫った。この知らせを受けた家康は、先鋒隊諸将に次のような書状を送っている。

【史料14】(慶長五年)八月二七日付藤堂高虎外八名宛徳川家康書状⁽⁵⁵⁾

岐阜之城早々被乗崩、御手柄何共難申盡候、中納言先中山道可押上之由申付候、我等者自此口押可申候、弥羽三左御相談、無聊爾之様働専一候、我等父子を御待候て尤候、恐々謹言、

八月廿七日

家康

藤堂佐渡守殿

黒田甲斐守殿

田中兵部太輔殿

神保長三郎殿

秋山右近大夫殿

松倉豊後守殿

本田因幡守殿

生駒讃岐守殿

加藤左馬助殿

本状でまず注目したいのは、家康・秀忠の到着を待つよう指示している点である。家康・秀忠の到着は、六万八千の徳川軍が先鋒隊四万余りの軍勢と合流することを意味する。⁽⁵⁶⁾家康は、その合流が果たされるまでは、「聊爾」の行動を慎むよう命じているのであり、家康が西軍主力部隊を撃滅しうる規模の大軍を結成した上で、決戦に及ぼうとしていたことがわかる。

さらに注目したいのは、秀忠は中山道を、自らは東海道を西上するという分進合撃の作戦をとった点である。分進合撃は、会戦で敵方主力部隊を撃滅しようとする際に用いられる常套作戦である。つまり、家康が分進合撃の作戦をとったということは、彼が会戦による西軍主力部隊の撃滅を企図していたことを示しているのである。

これらのことから明らかのように、家康は、大規模合戦による西軍主力部隊の撃滅を企図していた。また、それは、関ヶ原合戦の帰結のあり方に示されるように、大坂・伏見城を保持しうる軍事力を豊臣奉行衆から永続的に奪うことを意味した。この点に着目するならば、大坂・伏見城を奪還し、かつそれを永続的に占拠できる軍事的状況をつくりあげるといのが、家康の描いた軍事構想だったということになる。

なお、中山道を西上する秀忠部隊が信濃上田城攻めに足止めされたため、家康は秀忠部隊を欠いたまま関ヶ原合戦を戦うことになった。⁽⁵⁷⁾家康が秀忠の到着を待たず決戦に及んだのは、これ以上の待機を諸大名に強いることができなかつたためであろう。⁽⁵⁸⁾いわば家康は、

作戦の変更を余儀なくされたわけであるが、いずれにせよ、西軍主力部隊を撃滅せんとする家康の意志が、東軍方七万もの軍勢を関ヶ原に集結せしめたことに変わりはない。

以上見てきたように、この戦いは、大坂・伏見城を占拠しうる軍事的能力を相手方から奪おうとする豊臣奉行衆・家康双方の意志に基づき勃発したものである。そして、大坂・伏見城を占拠しうる軍事的能力を相手方から奪うということは、政治の中枢から政敵を永続的に排除することを意味する。すなわち、この戦いは、政権の主導権を確保しようとする豊臣奉行衆と家康の意志に基づき勃発したものであり、それは政争の延長線上に位置づけられるべきものである。

第三章 関ヶ原合戦後の戦い

戦前から繰り広げられていた豊臣奉行衆と家康の政権抗争は、関ヶ原合戦をもって決着を見ることになる。しかし、全国諸地域では関ヶ原合戦後も新たな戦いが勃発し続けた。

天下の帰趨が決したにも関わらず、なぜ戦いは再生産され続けたのか。本章では関ヶ原合戦

後に勃発した戦いをとりあげ、この問題について考えてみたい。

第一節 身上確保のための戦い

1 美濃大垣の戦い（九月一七日～九月三日）

八月一日、石田三成は伊藤盛正の居城大垣城を接收し、ここに陣所を構えた。これにより大垣城は、美濃国に集結する西軍方の軍事拠点として、徳川軍と対峙することになった。

さて、関ヶ原へ出軍するに際し三成は、大垣城の守備として、本丸に福原長麿（旧豊後府内城主）・熊谷直盛（豊後安岐城主）を、二の丸に垣見一直（豊後富来城主）・木村勝正（美濃北方城主）・相良頼房（肥後人吉城主）を、三の丸に秋月種長（日向財部城主）・高橋元種（日向縣城主）を残し置いた。ところが、関ヶ原合戦の結果が伝えられると、相良・秋月・高橋氏は東軍方に寝返り、ともに大垣城を守っていた熊谷・垣見・木村氏を殺害（九月一七日）⁽⁵⁹⁾。さらには、福原長麿の成敗を家康に進言し、徳川軍とともに長麿の守る大垣城本丸を攻め立てた。井伊直政が相良頼房に宛てた（慶長五年）九月二一日付書状には、「福原右馬助可有御成敗之旨尤候、可有御才覚候」と記されており、頼房らが長麿の成敗を進言し、自らの才覚でそれを実現しようとしたことがわかる。

このように、大垣城本丸攻めを積極的に推進したのは、大垣城二の丸・三の丸を守備していた相良・秋月・高橋氏であった。では、西軍方であるはずの彼らがこのような行動をとったのはなぜか。次に示すのは、関ヶ原合戦の翌日に、井伊直政が相良頼房に送った書状である。

【史料15】（慶長五年）九月一六日付相良頼房宛井伊直政書状⁽⁶¹⁾

尚々、御使者如被見申候、少々手を負申候間、判形不仕候、以上、

① 尚々、秋月殿へも以状も可申進候得共、未申通候間、無其儀候、御心得頼入候、

此御身上之儀も、貴所御指図次第、少も御無沙汰申ましく候、以上、

御使者口上之通、具二承候、其城二御座候儀、一圓不存候キ、前々より内府へ御入魂

之儀二付而、急度御忠節、城之儀早々可被相渡之旨承候、頓子細共御座候而相濟儀二

御座候間、一刻もはやく御忠節尤存候、高橋殿へ以別紙可申候得共、未申通候間、無

其儀候、是又御身上之儀、内府前之儀、貴所御指図次第、何様ニも馳走可申候、少も

如在申間敷候、一人之儀被仰越候、尤存候、委細御使者口上ニ可被申候、恐々謹言、

井伊兵部少輔

九月十六日

直政（黒印）

相良左兵衛殿

御陣所

本状により、頼房が城の明け渡しを直政に申し出ていたこと（傍線部②）、これを受けた直政が、それを実現したならば、頼房の身上が成り立つよう家康に取り成すことを約束していたこと（傍線部①・③・④）がわかる。したがって、大垣城の明け渡しが実現すれば、その身上が確保されるというのが頼房らの置かれた状況だったということになる。この点に着目するならば、彼らが大垣城本丸の長薨を攻め立てたのは、大垣城の明け渡しを実現し、その身上を確保するためだったといえよう。すなわち、この戦いが勃発した背景には、身上を確保せんとする相良・秋月・高橋氏の意志が介在していたのである。

なお、大垣城は九月二三日に開城され、その功を認められた相良・秋月・高橋氏は、家康から所領を安堵された。⁽⁶²⁾

2 丹波福知山の戦い（九月二七日～一〇月上旬）

関ヶ原合戦が終結すると、細川忠興は軍勢を丹波へ向け、小野木公郷の居城福知山を攻め立てた。家康が忠興に宛てた（慶長五年）一〇月二日付書状⁽⁶³⁾には、「小野木城へ入付而、即被取巻之由尤候」と記されており、忠興率いる軍勢が福知山城を包囲したことがわかる。小野木公郷は、西軍方として丹後攻めを主導し、田辺城を接収した人物である。したがって、忠興にとってこの福知山攻めは、領国を攻められたことに対する報復の意味があったということになる。

ただし、戦いはこのような忠興の思惑だけで勃発したわけではない。そこには、身上を確保しようとする西軍大名の意志が介在していた。

忠興が福知山攻めを發動すると、谷衛友（丹波山家）、藤掛永勝（丹波上林）、川勝秀氏（丹波何鹿）、木下延俊（播磨）、前田茂勝（丹波亀山）らがこれに従い、福知山城を攻め立てた。彼らは、丹後攻めに参加した西軍大名である。したがって福知山攻めは、細川氏と丹後攻めに参加した西軍大名との協働で行われたことになる。

それでは、西軍方であったはずの彼らが、福知山攻めに参加したのはなぜか。次に示すのは、忠興が国許の家臣に宛てた九月二日付の書状で、自らの近況を伝えたものである。⁽⁶⁴⁾

【史料16】（慶長五年）九月二日付籠城之衆宛細川忠興書状

已上

昨日廿日、かめ山迄令着候處ニ、城可相渡由申候へとも、徳善院ノ事候間、可成程馳走可申と存、様子内府へ申入候、其御返事次第可下国候、扨々二度相候はん事夢とのミ思ふ事候、面々籠城さへ奇特と存候ニ、かせきものよし、無比類儀、にけおち申候やつはら、あまりの事ニ候、にくげなくおかしく候、恐々謹言、

越

九月廿一日 忠(花押)

宮津より籠城之衆中

傍線部の記述からわかるように、福知山攻めに先立ち忠興は、前田茂勝の居城丹波亀山を訪れ、茂勝の身上が成り立つよう家康に取り成している。その後、茂勝は福知山攻めに参加している、この身上取り成しは福知山攻めへの参加を条件に行われた可能性が高い。また、このように考えるならば、茂勝は身上を確保するために福知山攻めに参加したことになる。

他の西軍大名が福知山攻めに参加した経緯は詳らかでないものの、関ヶ原合戦が東軍方の勝利に終わったことで、彼らが領地没収の危機に瀕していたことは確かである。このような状況に置かれていた彼らが、家康の赦免を獲得する機会をうかがっていたことは想像に難くないわけで、彼らも茂勝と同じ理由で福知山攻めに参加したものと考えていいだろう。すなわち、この戦いには、身上を確保しようとする西軍大名の意志が介在していたのである。

なお、福知山攻めに参加した西軍大名の内、谷衛友と前田茂勝は所領安堵、木下延俊は豊後日出への転封、藤掛永勝は改易に処せられた。

3 豊後臼杵の戦い(九月二八日～一〇月四日)

関ヶ原合戦の結果が九州に伝わると、豊後岡城主中川秀成は、西軍に味方した太田一吉の居城臼杵城を攻め立てた。九月二八日に岡城を出馬した秀成は、多くの死傷者を出しながらも臼杵城下に迫り、一〇月四日にこれを開城させている。

このように、秀成が西軍方の太田領に攻め入ったことで戦いが勃発したわけであるが、注目すべきは、開城された臼杵城が黒田如水に引き渡された点である。家康は(慶長五年)一二月二日付井伊直政書状をもって、臼杵城を徳川家臣に引き渡すよう如水に要求しており、一月中旬に至るまで、臼杵城が如水の占拠下にあったことがわかる。

領地拡大を目論む如水が、豊前・豊後の西軍領国を次々に制圧していったことは先に述べた通りである。このことと、臼杵城が如水に引き渡されたことを考え合わせるならば、臼杵攻めは、如水の領地獲得戦争の一環として行われた可能性が高いと言えよう。つまり秀成は、如水の領地獲得戦争に協力したわけである。では、多大な犠牲を払ってまで秀成がそれに協力したのはなぜか。

戦争勃発当初、秀成は如水や清正から味方に位置づけられていた。⁽⁶⁶⁾ところが、九月一三日の石垣原合戦で秀成配下の田原紹忍と宗像掃部が大友方に加勢したため、⁽⁶⁷⁾秀成は裏切りの嫌疑をかけられることになる。清正が如水に宛てた⁽⁶⁸⁾（慶長五年）九月一六日付書状には、「紹忍・掃部表裏者不及是非、修理手前之儀、沙汰之限ニ存ニ付而、昨日使者を遣候」と記されており、清正が秀成を糾弾しようとしていたことがわかる。

さて、九月下旬にいたると、関ヶ原合戦の結果が九州に届く。これにより秀成は、裏切りの嫌疑を払拭する必要に迫られることになる。なぜならば、東軍方の勝利は、西軍に味方した大名が謀叛人として処罰されることを意味し、家康から西軍味方に位置づけられなためには、如水の味方の評価が必要だったからである。

一〇月に入ると如水は、松井康之を大坂に上らせ、家康に戦況報告を行っている。その際、如水が康之に託した井伊直政等宛の⁽⁶⁹⁾（慶長五年）一〇月八日付書状には、「大坂不慮以來、九州之者共忠不忠之次第、渕底佐渡守被存候、被召出御直ニ被聞召候様ニ、是又、御取成所仰候」と記されており、如水が九州諸大名の忠、不忠を家康に報告したことがわかる。また、同じく如水が康之に託した⁽⁷⁰⁾覚書には、「一中川修理、初中後違之事、一府内留守居、前後無相違事」などと記されており、如水が九州諸大名の行動を個別に評価し、それを家康に伝えたことがわかる。

このように、如水の評価をもとに家康によってその処分が決められるというのが九州大名の置かれた状況であった。換言するならば、真相がどうであれ、如水によって不忠者と評価付けられることで、不利な立場に追いやられるというのが、九州大名の置かれた状況であったのである。この点に着目するならば、秀成が如水の領地獲得戦争に協力したのは、如水から味方の評価を獲得し、身上を確保するためだったといえよう。すなわち、この戦いには、身上を確保せんとする秀成の意志が介在していたのである。

4 筑後の戦い（一〇月四日～一〇月二十五日）

小西領を制圧した清正は、引き続き筑後国の攻略に着手する。先に示したように、清正

は、筑後一国についても家康からその領有を保証されていた。したがって、筑後攻めにおける清正の目的は、筑後国の獲得にあったということになる。

ただし、この戦いの実動を担ったのは、加藤軍ではなく、佐賀鍋島軍であった。清正が如水に宛てた（慶長五年）九月二三日付書状⁽⁷¹⁾には、「柳川面働之儀、心え申候、縦鍋加加勢候共、働申にをいてハ、不苦やうニ覚悟いたすべく候、其上隙未明候之間、若隙明相働時分ハ、自是可申談候間、可御心安候」と記されており、鍋島氏が如水を通して筑後柳川攻めへの加勢を申し出ていたこと、清正がこれを認めていたことがわかる。また、立花宗茂⁽⁷²⁾（筑後柳川城主）が島津氏に宛てた（慶長五年）一〇月二七日付書状には、「一、前十四、龍造寺國中之人數相催、久留米領分より河を渡候、豊前如水人数も罷出申談、羽藤七郎居城留主居之者共へ人数をたてかけ、人質を取下城させ、同十五日愚領中はし 相働候、少々人数差出得勝利候、一、大勢之儀ニ候間、此方少人数手ひろく相拘候事不成、はし

出城共、從此方引拂申候、然処ニ程近仕寄候、左候へハ、加藤主計方も宇土落居候へハ、則此方へ被相働候」と記されており、一〇月一四日に鍋島軍が毛利秀包領に攻め入り、その居城久留米城を開城させたこと、翌一五日に立花領に攻め入り、柳川城に迫ったことがわかる。さらに、鍋島直茂（佐賀城主）が吉村橘左衛門（清正家臣）に宛てた（慶長五年）一〇月二〇日付書状⁽⁷⁴⁾には、「今日令御陣着候處、八郎院表へ敵二三千出合防戦候、得勝利、馬乗三百余討捕、蒲池へ追籠、八郎院へ陣取候、八代表相澄、主計殿近日可為着陣之由、得其意候」と記されており、鍋島軍が柳川近郊の三瀧郡八郎院で立花軍と合戦に及び、立花軍を撃退したことがわかる。

このように、筑後攻めは鍋島軍によって進められ、清正が筑後に入ったときにはすでに⁽⁷⁵⁾その攻略は半ば実現される状況にあった。それでは、鍋島氏が多大な犠牲を払ってまで清正の領地獲得戦争に協力したのはなぜか。

もともと鍋島氏は西軍方に属した大名である。豊臣奉行衆が上方で挙兵すると、直茂の息勝茂はこれに呼応し、伏見城攻め、伊勢安濃津城攻めに参加している。したがって、関ヶ原合戦後の鍋島氏は、領地没収の危機に晒されていたことになる。また、先に述べたように、如水の評価が九州大名の身上を左右するというのが、関ヶ原合戦後の状況であった。

これらのことと、鍋島氏の筑後攻めが一〇月に入ってから、つまり、関ヶ原合戦の結果を受けてから実行されたことを考え合わせるならば、鍋島氏が清正の領地獲得戦争に協力したのは、如水や清正から味方の評価を獲得し、家康から所領安堵の裁定を引き出すためだったと言えよう。すなわち、この戦いにも身上を確保しようとする西軍大名の意志が介在し

ていたのである。

なお、柳川城は一〇月二五日に開城され、清正がこれを接收した。また、鍋島氏が柳川攻めに協力したことは如水から家康に伝えられ⁽⁷⁷⁾、鍋島氏の所領は安堵された。

5 日向宮崎の戦い（九月三〇日～一〇月一日）

日向飢肥城主の伊東祐兵は、配下の軍勢を伏見城攻め、大津城攻めに参加させるなど、西軍与同の行動をとった⁽⁷⁸⁾。しかし、関ヶ原戦が東軍勝利に終わると、息祐慶を帰国させ、同じく西軍方として行動していた高橋元種（日向縣城主）の支城宮崎を攻めさせた。伊東軍は高橋軍の抵抗を受けながらも、宮崎城を包囲し、一〇月一日にこれを開城させている。

さて、伊東軍が宮崎城を攻め落とすと、黒田如水は伊東家臣に次のような書状を送っている。

【史料17】（慶長五年）一〇月一九日付伊那掃部・長倉三郎兵衛宛黒田如水書状⁽⁷⁹⁾

其表手切之儀申遣候所、則被仰付、宮崎之城被切取段、御行無比類候、則上方江申遣候間、内府様江可致言上候、豊後殿御煩、今然々無之由承、千萬無心元候、併御本腹可有候之条、御氣遣有間敷、小倉請取早筑後江罷出候、彼表之儀茂、高橋・柳川・筑紫江使者ヲ付置候間、則時ニ可相済候、當月中ニハ薩广出水江罷出候条、其内御堅固之覚語肝要二候、恐々謹言、

十月十九日 如水圓清

伊那掃部殿

長倉三郎兵衛殿

傍線部の記述により、如水が伊東氏に手切れ働きを要求していたこと、これを受けて伊東氏が宮崎城を攻め落としたこと、その知らせを受けた如水が家康への取り成しを約束したことがわかる。これらのことから明らかのように、伊東氏が宮崎を攻めたのは、如水から味方の評価を獲得し、その評価を家康に伝えてもらうためであった。すなわち、この戦いにも、身上を確保しようとする西軍大名の意志が介在していたのである。

このように、関ヶ原合戦後に勃発した戦いの中には、もともと西軍味方の立場をとった大名が東軍方に転じ、西軍大名領国に攻め入ることで勃発したものが複数確認できる。彼らがこのような行動をとったのは、身上を確保するためであるが、このことは彼らが、東西の枠組みよりも自らの身上を確保すること、つまり、大名領主としての地位を確保することを優先したことを示す。すなわち、政治的立場に収斂されない大名領主の身上再生産

欲求が、新たな戦争を引き起こす一因をなしたのである。

第二節 肥後芦北郡の戦い（九月二四日～一二月上旬）

慶長五年の戦争で、薩摩の島津氏が西軍方に与同したことは周知の通りである。豊臣奉行衆が家康討伐の軍事行動を發動すると、島津義弘（島津義久の弟）はこれに呼応し、西軍方として伏見城攻め、関ヶ原合戦に参加した。島津家当主の義久と義弘の息忠恒は領国に留まったものの、九月下旬に至ると加藤清正の所領芦北郡佐敷を攻め立てた。（慶長五年）一〇月一日付黒田如水宛加藤清正書状⁽⁸⁰⁾には、「相良など御前相済候様に承候、左様に候共、御こと hari も申上、御成敗候やうにと可申上内存に候処、薩広衆と申合せ、去廿四日より今日迄ハ佐敷面へ一日働ニ毎日手を合働申候」と記されており、九月二四日に島津軍と相良軍が佐敷に攻め入ったこと、一〇月一日の時点においても戦闘が継続していたことがわかる。

このように、島津軍が加藤領佐敷に侵攻したことで、芦北郡では戦いが勃発することになった。では、島津氏が佐敷攻めを發動したのはなぜか。

島津軍の侵攻を受けた清正は、その事実を家康に伝えるため、次のような書状を作成している。

【史料18】（慶長五年）一二月二五日付榊原康政宛加藤清正書状⁽⁸¹⁾

急度致言上候、薩州之儀、井伊兵部少輔を以御侘言申上候条、其間働之儀相延候様にと、立花左近所迄、龍伯・又八郎方・両使を差出ニ付而、只今押詰申儀、上意如何と存、如水令談合、此堺目水俣之城仕置丈夫ニ申付、先人数打入申候、就夫薩州・御理之様子者、奉對 内府様、兵庫頭無調法をいたし、嶋津家之越度不過之候、龍伯・又八郎ニをいてハ、毛頭不存之由被申分と相聞候、大ニ相違仕候、其故者、宇土城取詰候内々、為後卷嶋津圖書頭・新納武蔵・伊集院下野・本田六右衛門尉・本郷作左衛門尉、此等五人佐敷表ニ至而雖相働候、仕置等丈夫ニ申付ニ依而、佐敷之城堅固ニ相抱ニ付而、失手、水俣へ引取、彼所ニ城をこしらへ、それ・八代へ加勢をいたし候、宇土落居ニ付而、彼八代城主加勢共ニ舟にて夜落ニ仕、其足にて水俣も明退候、如此之時者、龍伯・又八郎不存と申儀相違にて御座候歟、近日罷上候而、此面前後之様子可致言上候之条、此等之趣可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言、

十一月廿五日（黒印）

榊原式部大輔殿

清正は、「宇土城を包囲する加藤軍を背後から衝くために島津諸将が佐敷表に攻め入った」（傍線部）と述べる。これに従えば、島津氏は小西軍を救援するために佐敷に攻め入ったことになる。

ただし、戦前の佐敷に対する島津氏の動向を考慮するならば、島津氏が小西軍を救援するためだけに佐敷に攻め入ったとは考え難い。佐敷は天正一六年（一五八八）に加藤領に編入されるまで、島津氏と相良氏とのあいだで争奪戦が繰り返された地域である。また、佐敷が加藤領となったのちも島津氏はその獲得を志向していた。

第一章第一節で述べたように、慶長四年九月に大坂入城を果たした家康は、清正の上洛を禁じ、上洛を阻止するための大名動員体制を敷いた。島津義弘はこのような家康の態度から、清正討伐のための肥後出兵が発動される可能性が高いと判断し、息忠恒に国境防衛の強化を指示している。その際発せられた（慶長四年）九月二日付忠恒宛書状⁽⁸²⁾には、「殊佐敷表之儀も、小摂・相良など被乗取躰二候てハ、後年御為如何敷候」（史料1）の傍線部④と記されており、肥後出兵に乗じて佐敷が小西・相良氏に乗っ取られてしまう事態を義弘が危惧していたことがわかる。このことは、小西氏と相良氏が兼ねてから佐敷の乗っ取りを企図していたことを示すとともに、島津氏自身がその獲得を志向していたことを示していると言えよう。また、この点に着目するならば、佐敷に攻め入った島津氏の目的はその獲得にあったと考えるべきであろう。

このように、芦北郡で戦いが勃発した背景には、佐敷を獲得せんとする島津氏の意志が介在していた可能性が指摘されるわけであるが、同時に注目しておきたいのは、島津軍の攻撃が加藤領のみならず、味方大名たる小西行長の所領にまで及んだ点である。

芦北郡は日奈久（田浦）・佐敷・湯浦・津奈木・水俣の五つの郷から成る肥薩境目の地域で、慶長五年当時、日奈久・佐敷・湯浦は加藤清正の、津奈木・水俣は小西行長の所領であった。⁽⁸³⁾加藤領佐敷が島津軍の攻撃を受けたことは、すでに見た通りであるが、小西領の津奈木もまた島津軍の攻撃を受けている。次の史料は、そのことを示すものである。

【史料19】桑原家由緒書⁽⁸⁴⁾

私先祖桑原新左衛門儀、津奈木え居住仕候時分、小西行長様一乱之節、薩摩勢取懸、

御百姓男女連れ越し申刻、右新左衛門水俣之内大平迄追駈拂ひ、御百姓共は山に隔し

置候、早々佐敷へ罷出加藤與左衛門殿へ右の次第申上候得者忠節の働と被仰出鐵砲一

挺被下候、其後増田三十郎殿被差出右之御百姓改被成置候、其後加藤清正様津奈木へ

御陣取被遊候刻、新左衛門事與左衛門殿より右之次第被仰上候得者、被召出御禮申上候、津奈木半分の庄屋被仰付、法度書之御判御頂戴仕候、御陣引取以後、右御百姓共津奈木高善寺に被召置候、慶長五年十二月六日朝又薩摩より取懸男女共連れ越申候節防戦に及び打宛仕候（後略）

本史料は、津奈木の庄屋桑原家に伝来した由緒書の一節である。その記述により、島津軍が数度にわたり津奈木の村々を襲撃したこと、島津軍と村民とのあいだで戦闘が繰り広げられたことがわかる。

このように、島津軍の攻撃は味方大名の所領にまで及び、芦北郡全域が戦火に巻き込まれることになった。では、このような敵・味方の区別のない軍事侵攻戦が展開したのはなぜか。

「桑原家由緒書」の記述に示されるように、島津軍の芦北攻めには村民の掠奪が伴ったが、その掠奪の主体となったのは、国境防衛のため出水に配されていた下級家臣たちであった。

【史料20】芦北郡之内田浦村百姓治部少乱之時薩州江取越人数之帳 ⁽⁸⁵⁾

慶長五年九月廿七日ニ薩摩江取越候其内之大将

愛甲勝真坊
本郷内記
工藤甚介
福岡刑部

一 式人男	けとう院 靄田二居申候	治部と申者
一 式人女	福岡刑部殿くミ被取候	
一 式人女	今ハ中佐ニの申候	助五郎女房子
一 老人男	はだ善右衛門殿被取候	惣五郎女房
一 老人女	当時ハ千臺之内たきニの申候	
一 老人男	西田角右衛門殿被取候	主税女房子
一 老人女	大口町二居申候	善兵衛女房

(後略)

本史料は、島津軍によって掠奪された芦北郡田浦村百姓の名簿で、寛永一〇年（一六三三）に細川藩によって作成されたものである。この史料からも、村民掠奪という戦いの実態を窺うことができるが、注目したいのは、「福岡刑部殿くミ被取候」「はだ善右衛門殿被取候」といった掠奪主体を示す記述である。これらの人名と慶長一七年（一六四二）の「薩州出水衆中軍役高帳」⁽⁸⁶⁾を照合すると、掠奪を行ったのが、出水衆と呼ばれる数十石から数十石取りの下級家臣だったことがわかる。

中世以来の戦場が、このような貧しい下級家臣の稼ぎの場（生命維持装置）となってい

たことは、藤木久志氏によって明らかにされているところである。⁽⁸⁷⁾この藤木氏の研究成果に則すならば、出水衆は、まさしく食うために芦北郡の村々に攻め入ったことになる。

このように、島津氏の領地獲得戦争の実動を担っていたのは、掠奪を自己目的とする下級家臣たちであった。そして、その掠奪対象地域は、味方大名の所領にまで及び、芦北郡全域が戦場と化すことになった。すなわち、東西の枠組みに収斂されない下級家臣の生存欲求が、戦闘地域を芦北郡全域へと拡散させていったのである。

第三節 土佐浦戸の戦い（一月三〇日～二月五日）

土佐浦戸城主長宗我部盛親は、西軍方として関ヶ原に出陣するが、西軍の敗北が濃厚になると、戦場を逃れ土佐国に帰国した。そして、一月に入ると、上坂し、家康に赦免を申し入れた。しかし、家康はこれを受け入れず土佐国の没収と山内一豊への再分配を決定する。一豊が家臣に宛てた（慶長五年）一月一四日付書状⁽⁸⁸⁾には、「長宗我部一昨日罷上候付而、土佐へ井兵少より城請取二使者被差越候、我等者共も明日か明後日可遣と存、船以下相拵申候」と記されており、盛親が上坂したのとほぼ同時に、家康が井伊直政に命じ、城請取りの使者を土佐国に派遣したことがわかる。

さて、城請取りのため土佐国に入国した鈴木重好（井伊直政の家臣）らは、そこで長宗我部家臣の抵抗を受けることになる。井伊直政が重好らに宛てた（慶長五年）一月一日付書状⁽⁸⁹⁾には、「其地被相渡間敷之由にて、留守居之衆中何かと被申分之由候、餘人受取候得者、對其家中衆、狼藉も可有之旨、土佐守殿相談指遣候処、却て如此之儀案に相違之仕合候」と記されており、長宗我部家臣が浦戸城の引渡しを拒否したことがわかる。また、長宗我部年寄衆が宇賀二兵衛に与えた（慶長五年）一月三日付の感状⁽⁹⁰⁾に「今度一領具足對公儀悪意相構、伊井兵部様御内衆鈴木平兵衛殿并家中年寄共可相果間及断之処、貴所之御事被抽自餘忠節無比類候」と記されていることから、浦戸城の引渡しに抵抗したのが「一領具足」と称される在村の下級家臣であったこと、これに対し家老級の上級家臣層（「家中年寄」）は、鈴木重好とともに「一領具足」の鎮圧にあたったことがわかる。

このように、土佐浦戸の戦いは、長宗我部下級家臣が浦戸城の引渡しに抵抗したことで勃発したものであり、それは、土佐国没収に対する長宗我部下級家臣の反乱という性質をもつ。

ところで、長宗我部氏の改易過程を考察した平井上総氏によると、城請取りの使者が派遣されるに先立ち、家康と盛親のあいだには、盛親が土佐国の没収を受け入れる代わりに、

家康は盛親に「御堪忍分」を給付するという約束が取り交わされていたという。しかし、「一領具足」が城の引渡しに抵抗したため、その約束は破棄され、盛親は減転ではなく改易に処せられたという。⁽⁹¹⁾

この平井氏の指摘に従うならば、「一領具足」の抵抗は、大名領主としての存続をめざす盛親に不利益をもたらすものであったということになる。では、盛親の意図に反して、「一領具足」が土佐国の没収に抵抗したのはなぜか。

家康が一月の段階で山内一豊の土佐拝領を決定したことは先に述べた通りであるが、これを受けた一豊は、弟の忠豊を土佐国に派遣し、鈴木重好らとともに「一領具足」の鎮庄にあたっている。次に示す三つ史料は、その際、忠豊が在地の有力層に発した書状である。

【史料21】（慶長五年）二月一二日付濱五郎兵衛宛山内忠豊書状⁽⁹²⁾

急度申入候、仍其元在所百姓等若山中へ立退候とも、早々可有還任候、当国置目等之儀、如前々聊相違有間敷候、縦、一領具足輩たりとも於令還任、異儀有間敷候、其人奉公仕度と申談者、可扶持候、若又、百姓並と申輩ハ何之道ニも相違有間敷候、為其如此候、恐々謹言、

山内修理

十二月十二日 忠豊

濱五郎兵衛殿

参

【史料22】慶長五年二月一三日付羽根村惣太郎宛山内忠豊書状⁽⁹³⁾

其方儀、前々之通羽根村支配仕儀、異儀不可有之候、

慶長五年

十二月十三日 山内修理 花押

羽根村

惣太郎とのへ

【史料23】（慶長五年）二月一五日付宮地五郎左衛門宛山内忠豊書状⁽⁹⁴⁾

急度申入候、当国置目之儀、如前々相違有間敷候旨、在々申遣候、然者其方儀、先以無異儀其在々ニ可有住宅候、奉公望に候ハ、可相抱候、但、百姓なミと被申儀ニ候ハ、猶、供屋七郎右衛門殿へ可被申候、恐々謹言、

十二月十五日 山内修理 花押

【史料21】には、「一領具足」を前々の如く処遇し、本人が望めば扶持を与え召し抱える旨が、【史料22】には、惣太郎の羽根村における支配権を保証する旨が、【史料23】には、宮地五郎左衛門の在村を認め、奉公を望むならば召し抱える旨が記されている。

このように山内氏は、在村給人が旧来から保有する權益を保証することで、事態の收拾をはかろうとしたわけであり、既得權益の維持が長宗我部下級家臣層の要求だったことがわかる。この点に着目するならば、「一領具足」が土佐国の没収に抵抗したのは、国主が交代することで、扶持米の受給権、在村権、在地における支配権といった既得權益が喪失してしまうことを恐れたからだといえよう。すなわち、この戦いには、在村給人としての既得權益を守ろうとする長宗我部下級家臣層の意志が介在していたのである。

小括

従来、慶長五年の戦争は、家康と豊臣奉行衆の政争として理解されてきた。確かに関ヶ原合戦は、政権の主導権を確保しようとする家康と豊臣奉行衆の意志に基づき勃発したものであり、それは政争の延長線上に位置づけられるべきものである。しかし、関ヶ原以外の地域で勃発した戦いを見てみると、多くの戦いに旧領回復ないし領地拡大を図ろうとする諸大名の意志が介在していたことがわかる。また、このような諸大名の領地獲得欲求と身上を確保せんとする西軍大名の意志が結びつくことで、関ヶ原合戦後も新たな戦いが生み出されていった。さらには、肥後芦北郡のように、大名領主のはじめた領地獲得戦争が下級家臣層の生存欲求によって維持・拡大される場合もあったし、土佐浦戸のように、既得權益を守ろうとする下級家臣層の意志が戦いそのものを生み出す場合もあった。

このように、慶長五年の戦争は、家康や三成の政治的欲求だけで成り立っていたわけではない。そこには、それぞれに自己の權益を維持・拡大しようとする諸階層の意志が介在していたのであり、ゆえに全国規模で戦いが勃発することになったのである。すなわち、慶長五年の戦争を全国戦争として成り立たせていたのは、政権抗争に収斂されない、諸階層の身上再生産欲求であった。

第二部 戦後領国体制の創出 ―九州地域を中心に―

はじめに

第一部で明らかにしたように、慶長五年の戦争を構成する個々の戦いの多くは、旧領回復ならびに領地拡大を目論む大名領主が、それを実現すべく近隣の敵方所領に侵攻したことで勃発したものであった。したがって、領地再編の営みは、戦いの中ですでに始まっていたことになる。では、領地の獲得を目的に発動された諸大名の軍事行動は、その後どのように展開し、それは戦後領国体制の創出にいかに関ったのか。第二部では、九州地域を事例に、この問題について考えてみたい。

ところで、序章で述べたように、徳川一門・譜代領国が増強されながらも、西国地域についてはその拡大が抑止されたというのが、戦後領国体制の特質である。従来この戦後領国体制は、家康の深謀によりできあがったものと理解されてきた。すなわち、加増を名目に東海地域の東軍豊臣系大名を西国の地に追いやり、江戸と京都を結ぶルート⁽⁹⁵⁾を徳川領国化しようとする家康の統治戦略に基づき創出されたものと理解されてきたわけである。ただし、このような把握の仕方には、次のような問題点がある。

第一に、西軍大名領国の没収までもが、家康の意のままに行われたという誤認を与えている点である。戦後領国体制は、六二二万石に及ぶ西軍大名領国の没収とその再分配を通して創出されたものである。その再分配に家康の統治戦略的な意図が作用したのは確かであろう。しかしながら、その前段階である西軍大名領国の没収までもが家康の意のままに行われたとは考えられない。のちの徳川幕府が行う大名改易に当該大名領国の軍事占領が伴ったように、⁽⁹⁶⁾大名領国の没収は、その大名の領国に対する現実の支配を喪失させてはじめて実現するものであった。つまり、家康が西軍大名領の没収を決定したとしても、それだけで領地没収が実現するはずもなく、領地没収には、力でもってその領国を奪取するという戦争行為が不可欠であったということである。このことと、慶長五年の戦争が大名領主による敵方所領の獲得行為として展開していったことを考え合わせるならば、没収地創出の営みは、戦いの中ですでに大名領主によって着手されていたことになる。すなわち、没収地そのものは、領地を獲得せんと欲する大名領主の主体的意志に基づき創出された可能性が高いということである。

第二に、西国地域が旧族・豊臣系大名の領国で占められた理由を、家康の転封政策という観点からだけで理解しようとしている点である。家康が東海地域の東軍豊臣系大名を西国地域に移したことは紛れもない事実であり、この加増転封に家康の統治戦略的意図が作

用したのは確かであろう。しかしながら、かくなる西国地域の大名配置図は、東軍豊臣系大名に対する加増転封だけでできあがったものではない。戦後の大名配置図を見るとわかるように、それは、毛利、島津氏といった西軍大名に対する安堵によって創出されたという側面をもつ。とりわけ九州地域は、その過半が安堵された西軍大名領国で占められており、⁽⁹⁷⁾西軍大名に対する安堵が、徳川一門・譜代領国の九州拡大を抑止する上で重要な意味をもったことがわかる。したがって、かくなる戦後領国体制が創出された背景を理解するには、安堵の問題についても考える必要があるだろう。

以上のような問題点を踏まえ、本論では、領地維持・獲得欲求に根ざした九州大名の軍事行動が没収地と安堵の地の創出にいかに関ったのかについて考えてみたい。

第四章 没収地の創出

第一節 黒田如水による豊前・豊後西軍大名領国の没収

黒田如水と加藤清正が自己の所領を拡大するため、九州西軍大名領国に攻め入ったことは先に述べた通りである。では、彼らの軍事行動は、その後どのように展開し、それは没収地の創出にいかに関ったのか。

慶長五年九月上旬から一〇月中旬にかけて、黒田如水は豊前・豊後の西軍大名領国に侵攻する。この如水の軍事行動でまず注目したのは、西軍城地の占拠が伴ったという点である。豊後西軍方の窮状を知らせるため森則慶（日田郡日隈城留守居）が佐賀鍋島氏に送った（慶長五年）九月二四日付書状には、⁽⁹⁸⁾「義統公没落以来、如水方々へ被相働、高田・府内其外、當国大略一味候而、熊谷・垣見両城事、連々依為宿意、取巻落之由、敵口・申来候」と記されており、安岐・富来城が如水の軍勢によって取り巻かれ、九月二四日には開城を余儀なくされていたことがわかる。また、開城が実現すると如水は、自己の家臣を城番として安岐城に入れ、「熊谷・垣見知行の政」を申し付けている。⁽⁹⁹⁾したがって、安岐・富来城は如水によって接収され、その占拠下に置かれたと見ていいだろう。

なお、如水が占拠した城は、安岐・富来城だけではない。小倉城（豊前企救郡）は毛利吉成の居城であったが、如水が伊那掃部・長倉三郎兵衛（日向飢肥伊東家臣）に送った（慶長五年）一〇月一九日付書状には、⁽¹⁰⁰⁾「小倉請取早筑後江罷出候」と記されており、一〇月一九日には小倉城が如水に占拠されていたことがわかる。また、角牟礼城（豊後玖珠郡）は毛利高政の支城であったが、松井康之（豊後木付城留守居）が細川忠興に宛てた（慶長五年）九月一九日付の戦況報告には、⁽¹⁰¹⁾「毛民太持分へハ、人数被遣、玖珠郡二両城候、是ハは

やうけ取申候」と記されており、九月一九日には角牟礼城が如水に占拠されていたことがわかる。さらに、太田一吉の居城臼杵城（豊後北海部郡）は、如水に与同する中川秀成（豊後岡城主）軍の攻撃を受けたのち、如水の家臣黒田兵庫助によつて接収された。この報告を受けた家康は、（慶長五年）十一月一二日付の書状をもつて、臼杵城を徳川家臣に引き渡すよう、如水に要請していることから、一月中旬に至るまで臼杵城が如水の占拠下にあったことがわかる。

このように、如水の軍事行動には、西軍城地の占拠が伴ったわけであるが、重要なのは、それが単なる城地の占拠に留まらず、その領域に対する支配にまで及んだ点である。先述したように如水は、安岐城に配した家臣に「熊谷・垣見知行の政」を申し付けている。「知行の政」の具体的な内容は分からないが、如水が熊谷・垣見領に対し何らかの支配行為を行ったことは確かであろう。また、少なくとも当年貢の収納が行われたことは、次に示す史料から窺うことができる。

【史料24】慶長六年二月付榊原康政宛豊前・豊後国東郡一紙目録扣⁽¹⁰³⁾

豊前国之目録

一高六万石

毛利壱岐守分

一高拾貳万石

黒田甲斐守分

一高九千七百七拾五石三斗八升九合

龍王分

合拾八万九千七百七拾五石三斗八升九合

豊後之内国東郡分

一高拾万九百九拾石九斗壱升三合

右両所惣高貳拾九万七百六拾六石三斗貳合

但、高参拾万石拝領之内九千貳百卅三石六斗九升八合不足

右物成之内

八万貳千五百四拾三石八斗五升八合四勺九才 黒田甲斐守・如水先納分

内五千九百七拾七石九升三合三勺 壱岐守者如水被相抱分

一右之外、毛利壱岐守先納分、竹中伊豆守ニ去年被下分、働之刻乱茹ニ罷成分、目録

別紙ニ在之

残而四万四千百石九斗四升壱合四勺五才 羽柴越中守去年所務仕分

参千九百四拾四石三斗八升八合八勺五才 当未進百姓前在之

已上

慶長六年

二月 日 羽柴越中守

忠興

榊原式部大夫殿

慶長五年一〇月末から一月初旬にかけて、家康は、熊谷・垣見・毛利吉成領を没収地として細川忠興に再分配することを決定する⁽¹⁰⁴⁾。これを受けた忠興は、領地請取りのため松井康之を豊前に派遣し、所務改めを命じている。本史料はその結果を公儀に報告するため作成された知行目録である。忠興は、自己が拝領した豊前・豊後国東郡の惣知行高を二九万石余と算定し、その物成の内、八万二千石余を黒田氏の先納分として公儀に申告している。この記述に従うならば、黒田氏は豊前・豊後国東郡で慶長五年分の年貢として八万二千石余を収納し、それを新領（筑前）に持ち去ったことになる。この中には、黒田氏が従来から領有していた豊前六郡分（京都・築城・中津・上毛・下毛・宇佐、知行高一二万石）が含まれるが、八万二千石余という数字を考慮するならば、如水が垣見・熊谷・毛利吉成領から年貢を徴収したことは間違いないだろう。

このように、豊前・豊後西軍大名の城地は一〇月の内には如水によって占拠され、その領国は如水の事実上の支配下に置かれた。それは取りも直さず、当該領国における西軍大名の現実の支配（＝当知行）が喪失したことを意味する。すなわち、豊前・豊後西軍大名領国の没収は、一〇月の内には如水の実力行使によって実現されていたのである。

第二節 加藤清正による肥後小西領の没収

1 宇土・八代城の占拠

清正が家康から保証された肥後一国領有権を実現すべく小西領に侵攻したことは先に述べた通りであるが、清正の意図した如く、肥後一国領有権はこの実力行使を通して現実化していくことになる。

先述したように、九月二日に宇土城下に押し寄せた加藤軍は、城下の町を焼き払うなど、宇土城を攻め立てた。これに対し小西軍は必死の抵抗を試みたものの、最終的には加藤軍の苛烈な攻撃の前に開城を余儀なくされた。清正が佐敷城代の加藤与左衛門に宛てた（慶長五年）一〇月一三日付書状⁽¹⁰⁵⁾には、「当城事、急度落居二相極り候間、可得其意候、（中略）宇土落居之注進あとより可申遣候」と記されており、一〇月一三日には落城間近の状況にあったことがわかる。

また清正は、小西末郷が城代をつとめる八代城に対しても攻撃を加えている。清正が松井康之に送った（慶長五年）九月二八日付書状⁽¹⁰⁶⁾には、「是へ押寄候日、雨ふり、其上、程近キ道ハ人数つかひ不罷成付而、八代之方へ押まハし候へ共」と記されており、清正が八代方面にも軍勢を送っていたことがわかる。

さて、宇土・八代城が開城したのは、一〇月中旬のことである。清正が家臣吉村橘左衛門に宛てた（慶長五年）一〇月一七日付書状⁽¹⁰⁷⁾には、「八代今朝左近を遣、請取候間、爰元之儀、可心安候」と記されており、一〇月一七日に八代城が加藤家臣吉村左近によって接收されたことがわかる。宇土城については、開城された日付を特定しうる史料は確認できないものの、八代城と同時期に開城・接收されたものと見ていいだろう。

2 知行宛行状の発給

このように清正は、自らの実力で、宇土・八代城を奪取したわけであるが、これにより清正の小西領に対する大名領主権は急速に現実化していくことになる。

八代城が開落する前日の一〇月一六日、清正は次のような知行宛行状を発給している。

【史料25】慶長五年一〇月一六日付森左吉宛加藤清正知行宛行状⁽¹⁰⁸⁾

宛行所領之事、八代之内八千場村内を以、百五十石遣候、全可令所務、奉公於無由断者可加増者也、

慶長五年

十月十六日

清正（花押）

森左吉とのへ

本状は森左吉なる人物に対し発せられた知行宛行状で、「八代郡八千場（八千把）村」において一五〇石の知行地を与えることを保証したものである。言うまでもなく「八代郡八千場（八千把）村」は、小西行長の所領である。したがって清正は、八代城の開城が実現するや否や、その領域に対する知行宛行権を行使したことになる。

また、同時に注目したいのは、知行給付を受けた森左吉がもともと小西家臣だったという事実である。森左吉は、慶長四年一月に小西行長から益城郡内に一五〇石の知行地を与えられている⁽¹⁰⁹⁾。したがって本状は、小西家臣に対する知行保証ということになる。おそらく、森左吉は、従来から保有していた一五〇石分の知行権を確保するために、自ら進んで加藤軍に与同したものと考えられる。また、このように考えるならば、宇土・八代城が落居するという状況の中、森左吉は行長に見切りをつけ、清正を行長に代る知行保証能力者、すなわち大名領主として認めたとするようになる。

なお、同様の性格をもつ知行宛行状が他にも七通確認でき、それをまとめたものが【表2】である。限られた事例ではあるものの、宇土・八代城の開落を契機に、小西家臣の従属が進展していったことがわかる。

3 禁制の発給

清正に従属したのは小西家臣ばかりではない。清正の軍事侵攻が進展する中、小西領町村もまた清正に従属する道を主体的に選択していった。

島津軍が芦北郡に侵攻したことは先に述べた通りであるが、これに対応するため清正は、小西領最南端の芦北郡津奈木・水俣郷まで軍勢を進めている。次に示すのは、その際清正が津奈木郷河内村に対し発給した禁制である。

【史料26】慶長五年一月八日付河内村宛加藤清正禁制⁽¹⁰⁾

禁制 河内村

- 一、當手軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
- 一、放火之事、
- 一、對地下人・百姓等、非分之儀申懸事、

右條々、若違犯之輩於在之者、速可處嚴科者也、

慶長五年十一月八日 清正（花押）

加藤軍の将兵が河内村の住民に危害を及ぼすことを禁じた本禁制は、河内村に対する安全保証の意味をもつ。先に引用した「桑原家由緒書」【史料19】によると、河内村の庄屋桑原新左衛門は島津軍と一戦に及んだことを清正に申告することで、本禁制を獲得したという。したがって本禁制は、村の安全を確保しようとする村側の申請を受けて発給されたということになる。そして、河内村の百姓たちが清正に禁制の発給を要請したということとは、彼らが清正を安全保証能力者、つまり大名領主と認めたことを意味する。すなわち、このような禁制が発給されたということは、その地域が清正の支配を受け入れたことを意味するのである。

なお、同様の内容をもつ禁制が他にも五通確認できる。それをまとめたものが【表3】である。限られた事例ではあるものの、加藤軍の侵攻地域が拡大するに連れ、禁制発給地

【表2】加藤清正知行宛行状（慶長5年10～11月）

日付	宛名	知行地	知行高	典拠
10.16	金田吉左衛門	益城郡曲野村	150石	『新宇土市史 資料編第3巻』近世81号
10.16	内田九左衛門	益城郡堅志田村	150石	『新宇土市史 資料編第3巻』近世82号
10.16	森左吉	八代郡八千場村	150石	『新宇土市史 資料編第3巻』近世83号
11.3	天草新介	八代郡海道村	500石	『新宇土市史 資料編第3巻』近世89号
11.3	天草喜右衛門	八代郡海道村	200石	『熊本県史料 中世篇第4』275頁
11.3	田邊又介	益城郡下矢部	300石	『新宇土市史 資料編第3巻』近世90号
11.3	岸本新左衛門尉	八代郡古閑村	400石	『関ヶ原合戦と九州の武将たち』72号
11.3	鳥飼権右衛門	八代郡高田村	600石	『小西行長』34号

域、すなわち清正の支配地域も拡大していったことがわかる。

4 年貢の収納と勸農

宇土・八代城を制圧した清正は、程なく小西領町村の所務に着手している。清正が吉村左近に宛てた（慶長五年）一〇月二一日付書状⁽¹¹⁾には、「小西美作下代不相見之由不及是非候、此方・代官申付、きと相改可令所務候事」と記されており、八代城を占拠するや否や清正が、八代領域の所務改めに着手したことがわかる。

さらに一二月入ると清正は、七名の家臣に次のような書状を送り、宇土・益城・八代郡における年貢の収納と勸農を申し付けている。

【史料27】（慶長五年）一二月三日付清水九左衛門外六

名宛加藤清正書状⁽¹²⁾

以上

- 急度申遣候、其元改於相濟者、則当所務可取納候、①
- 一百姓等無還住所之儀、急度申付、可召置候、若不罷歸者之儀者末代可為曲言事、②

【表3】加藤清正禁制（慶長5年）

日付	所付	品質・形状など	典拠
9月5日	宇土郡松山村	黒印 紙本墨書	『新宇土市史 資料編第3巻』近世72号
9月21日	益城郡腰尾町	花押 紙本墨書	『新宇土市史 資料編第3巻』近世73号
9月26日	益城郡中山村	黒印 紙本墨書	『新宇土市史 資料編第3巻』近世77号
9月晦日	益城郡高野村	黒印 紙本墨書 写力	『熊本縣史料 中世篇第3』279頁
10月6日	六殿大明神(益城郡木原)	花押 木札	『新宇土市史 資料編第3巻』近世79号
11月8日	河内村(芦北郡)	花押 紙本墨書	『新宇土市史 資料編第3巻』近世93号

- 一還住之百姓并田畠不荒地請負候在所之儀者、山海共商買之儀如在二可申付候、若田畠之儀無沙汰之在所へハ、永代山海共二可相留候事、③
- 一材木仕商売之所へ申付、売せ可申候、役儀之事者石田又十郎口上二申含候事、④
- 一鍛冶炭など如先々申付焼せ候て、宇土・熊本へ出来次第二可相渡候事、⑤
- 一糧木鉄炮之台木、何程も取せ可置候事、⑥
- 一百姓乱妨蒞田二相迷惑候所へハ、麦種已下をも喜左衛門尉・又左衛門尉かたへ申、可借遣候事、⑦
- 一荒地ニ麦仕付候百姓にも麦種可借遣候、諸成物諸職人百姓数ニ付、彼是非無沙汰様ニ可申付事肝要候⑧、代官・給人相替時可頭候条、得其意、不可有緩候、猶石田又十郎可申候、謹言、

十一月三日

清正（花押）

清水九左衛門とのへ

神部勘十郎とのへ

手嶋又十郎とのへ

杉村角丞とのへ

松村主殿とのへ

佐渡「」とのへ

嘉悦惣大夫とのへ

当年貢の収納(①)、百姓の還住促進(②・③)、材木商売の振興(④)、鍛冶炭の生産促進(⑤)、鉄炮台木用の榿木の徴収(⑥)、荒廢地への麦種貸付(⑦・⑧)が指示されており、一月の時点で清正が、年貢の収納と勸農という大名領主権を行使し、小西領の支配を現実化させていたことがわかる。

以上検証したように、清正の軍事行動は、領有の実現行動として展開していき、一月には清正の小西領に対する支配は現実化する状況にあった。言うまでもなくそれは、当該領域における行長の現実の支配が喪失したことを意味する。すなわち、小西領の没収は、一月の内には清正の実力行使によって実現されていたのである。

第三節 家康の戦後処理

このように、如水・清正の軍事行動を通して、九州西軍大名領国の一部は、事実上の没収地と化したわけであるが、重要なのは、それが家康の戦後処理に先立ち実現されたという点である。たとえば、家康が毛利吉成領と熊谷・垣見領の細川忠興への再分配を決定するのは、慶長五年一〇月末から一月初旬にかけてのことであるが、すでに明らかにしたように、一〇月中旬には、当該領国は如水によって占領され、事実上の没収地と化していた。したがって、家康が当該西軍大名領国の没収を確定したときにはすでに、その没収は実現されていたことになる。また、清正の小西領拝領が正式に確定するのは、慶長六年に入ってからのことであるが、慶長五年一月の内には、清正の小西領に対する支配は現実化していた。さらに、筑後国の田中吉政への再分配が確定するのは、慶長六年に入ってからのことであるが、第二章で触れたように、筑後国の制圧は慶長五年一〇月の内に実現し、その諸城は清正の占拠するところとなっていた。⁽¹¹⁴⁾

このように、家康が戦後処理に着手したときにはすでに、一部西軍大名領国の没収は、如水・清正の手によって実現されていた。そして、実のところ、家康が九州において没収の対象としたのは、すでに没収が実現されているこれら西軍大名領国のみであった。

【表4】九州西軍大名領国の戦後処理

城地	城の所在する国郡名	城主名	城主がとった軍事行動	九州戦終結時における城地の状況(1)	所領の戦後処理	没収された所領の再分配先	備考
柳川	筑後国山門郡	立花宗茂	西軍方として大津城攻めに参加。	加藤・黒田・鍋島軍の侵攻を受け、開城。加藤清正に城を接收される(10/25)。	没収	田中吉政	第3章第1節4参照。
久留米	筑後国御井郡	毛利秀包	西軍方として大津城攻めに参加。	黒田・鍋島軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(10/14)。	没収	田中吉政	第3章第1節4参照。
小倉	豊前国企救郡	毛利吉成	九州西軍方として黒田軍と戦う。	黒田軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(10/19以前)。	没収	細川忠興	第4章第1節参照。
安岐	豊後国国東郡	熊谷直盛	西軍方として大垣城を守る。	黒田軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(9/24頃)。	没収	細川忠興	第4章第1節参照。
富来	豊後国国東郡	垣見一直	西軍方として大垣城を守る。	黒田軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(9/24頃)。	没収	細川忠興	第4章第1節参照。
府内	豊後国大分郡	早川長政	西軍方として田邊城攻めに参加。留守居早川内右衛門は黒田如水に内通(2)。	城の接收は不明。	没収	竹中重信(3)	
岡	豊後国直入郡	中川秀成	配下の宗像・田原氏が西軍方として石垣原合戦に参加。のち、秀成は、黒田如水に与同し、臼杵城を攻める。	城の接收なし。	安堵		第3章第1節3、第5章第2節1参照。
臼杵	豊後国北海部郡	太田一吉	九州西軍方として大友義統の木付城攻めを支援(4)。	中川軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(10月)。	没収	稲葉貞通	第3章第1節3、第4章第1節参照。
角牟礼	豊後国玖珠郡	毛利高政	西軍方として田邊城攻めに参加(5)。	黒田軍の侵攻を受け、開城。黒田如水に城を接收される(9/19以前)。	減転(7)	久留嶋長親	第4章第1節参照。
日隈	豊後国日田郡			黒田軍の侵攻を受けるが、城の接收は不明(6)。		蔵入地(8)	

佐賀	肥前国佐賀郡	鍋島直茂	息勝茂が西軍方として伏見城攻めに参加。直茂は九州東軍方に寝返り、柳川城攻めに参加。	城の接收なし。	安堵		第3章第1節4、第5章第2節1参照。
宇土	肥後国宇土郡	小西行長	西軍方として関ヶ原合戦に参加。	加藤軍の侵攻を受け、開城。加藤清正に城を接收される(10/17)。	没収	加藤清正	第4章第2節参照。
八代	肥後国八代郡						
人吉	肥後国球磨郡	相良頼房	西軍方として大垣城を守る。のち、東軍に寝返る。	城の接收なし。	安堵		第3章第1節1参照。
縣	日向国臼杵郡	高橋元種	西軍方として大垣城を守る。のち、東軍に寝返る。	城の接收なし。ただし、支城の宮崎は伊東軍に占拠される。	安堵		第3章第1節1・5参照。
財部	日向国児湯郡	秋月種長	西軍方として大垣城を守る。のち、東軍に寝返る。	城の接收なし。	安堵		第3章第1節1参照。
飫肥	日向国那珂郡	伊東祐兵	西軍方として伏見城攻め、大津城攻めに参加。のち、東軍に寝返り、宮崎城を攻める。	城の接收なし。	安堵		第3章第1節5参照。
佐土原	日向国那珂郡	島津豊久	西軍方として関ヶ原合戦に参加。戦死。	城の接收なし。のち、島津以久と山口直友の共同管理下に置かれる(9)。	(安堵) (10)	(島津以久)	
帖佐	大隅国始羅郡	島津義弘	西軍方として関ヶ原合戦に参加。	城の接收なし。	安堵		第3章第2節、第5章第2・3節参照。
鹿児島	薩摩国鹿児島郡	島津忠恒	芦北郡侵攻戦を指揮。	城の接收なし。			
富隈	大隅国曾於郡	島津義久		城の接收なし。			

表註

- (1) 九州戦終結時とは、黒田如水と加藤清正が薩摩攻めの中止を決定した慶長5年11月上旬を指すものとする。なお、この時期に薩摩攻めの中止が決定され、如水・清正と島津氏のあいだに和平が成立したことは、本論第5章第2節で詳しく論じているので参照されたい。
- (2) (慶長5年)8月28日付加々山少右衛門・牧新五宛松井康之書状(『松井家文書』3、445号)の記述「早主馬、丹後へ被立由候へ共、内右衛門一段無疎略万事心付にて御座候事」に依る。
- (3) 戦争当時、竹中重信は豊後国東郡高田城主であったが、戦後処理により豊後府内に転封となった。なお、『黒田家文書』1の注釈(115号文書の注釈)において、竹中氏は西軍方として田邊城攻めに参加したと記述されているが、前掲註(2)史料に「竹豆州八煩と候て、今ニ不被上候、当城へ一段懇ニて御座候事」とあることから、竹中氏は領国に留まり東軍味方の立場をとっていたものと考えられる。
- (4) 前掲註(2)史料の記述「太田飛騨・美作親子、舟共相催、深江之古城へ夜籠ニ舟を着、足懸可拵旨申候」に依る。
- (5) 前掲註(2)史料の記述「毛民太も丹後へ被立由候」に依る。
- (6) (慶長5年)9月19日付米田助右衛門・加々山少右衛門宛松井康之・有吉立行連署状(『松井家文書』3、450号)に「毛民太持分へハ、人数被遣、玖珠郡ニ両城候、是ハはやうけ取申候、民太居城も留守居衆人質可出由候事」と記されていることから、日隈城に対しても何らかの軍事行動が行われたものと考えられる。ただし、日隈城が如水によって接收されたかどうかは不明である。
- (7) 戦後処理により毛利高政の所領は豊後佐伯2万石に移されるが、森山恒雄氏によると、豊後日田・玖珠郡における高政の知行高は8万3千石であったという(本論註《83》森山著書168-172頁)。これに従うならば、高政は減転されたことになる。
- (8) 藤野保氏によると、日田・玖珠郡は蔵入地として毛利高政に預けられたという(本論註《2》藤野著書839頁)。
- (9) 家康との戦後交渉を開始した薩摩島津氏は、佐土原が島津宗家の本領であることを理由に、その処分権を主張した(『旧記雑録』後編3、1877号)。これに対し家康は、当面は山口直友配下の者を佐土原に入れ、島津義久の上洛を待って改めて処分を決するものとした(『旧記雑録』後編3、1544号)。これに対し薩摩島津氏は、島津以久(島津家一門)を番手として佐土原に入れることを主張(『旧記雑録』後編3、1559号)。家康がこれを認めたため、佐土原はその処分が決するまでのあいだ、山口直友と島津以久の共同管理下に置かれることになった。なお、佐土原の処分が確定するのは慶長8年10月のことである。山口直友が島津義久に宛てた(慶長8年)10月晦日付書状(『旧記雑録』後編3、1883号)には、「今度佐土原之儀、連々御内存之趣を以本上州申談、御取成申上候處、御同名右馬頭殿(島津以久)へ、佐土原之城可被成御請取之旨就被仰出、則可相渡由庄三太へ申談、我等使者右馬頭殿へ相添差下申候条、無別儀佐土原右馬頭殿可有御請取候」と記されており、薩摩島津氏の要求が受け入れられる形で、島津以久の佐土原拝領が決したことがわかる。
- (10) 佐土原の本主権を主張する薩摩島津氏の要求が叶う形で、佐土原が島津家一門の島津以久に再分配されたことを考えるならば、その処分は領地没収というよりも、薩摩島津氏に対する安堵として捉えられよう。

【表5】九州における戦前と戦後の領地配分

国	戦前			戦後		
	領主名	城地	領地高(石)	領主名	領地高(石)	備考
筑前	小早川秀秋	名島	522,500	黒田長政	523,000	豊前中津より加転
筑後	立花宗茂	柳川	132,000	田中吉政	325,000	三河岡崎より加転
	毛利秀包	久留米	130,000			
	筑紫広門	山下	18,000			
	高橋直次	内山	18,000			
豊前	黒田長政	中津	180,000	細川忠興	189,800	丹後宮津より加転
	毛利吉成	小倉	60,000			
豊後	垣見一直	富来	20,000	細川忠興	110,200	
	熊谷直盛	安岐	15,000			
	竹中重信	高田	20,000			
	細川忠興	木付	60,000			
	不	日出		木下延俊	30,000	播磨より加転
	早川長政	府内	10,000	竹中重信	20,000	豊後高田より転封
	太田一吉	臼杵	65,000	稲葉貞通	50,000	美濃八幡より加転
	不	佐伯		毛利高政	20,000	豊後日隈より減転
	中川秀成	岡	70,700	中川秀成	700,700	
	毛利高政	日隈 角牟礼	83,000	蔵入地 来島長親	14,000	伊予より転封
肥前	鍋島直茂	佐賀	357,000	鍋島直茂	357,000	
	寺沢広高	唐津	80,000	寺沢広高	80,000	
	大村喜前	大村	25,000	大村喜前	25,000	
	有馬晴信	日野江	40,000	有馬晴信	40,000	
	松浦鎮信	平戸	63,000	松浦鎮信	63,000	
	五島玄雅	福江	14,000	五島玄雅	14,000	
肥後	加藤清正	熊本	250,000	加藤清正	520,000	
	小西行長	宇土	200,000			
日向	相良頼房	人吉	18,000	相良頼房	18,000	
	高橋元種	縣	50,000	高橋元種	50,000	
	秋月種長	財部	30,000	秋月種長	30,000	
	伊東祐兵	鉄肥	57,000	伊東祐兵	57,000	
	島津豊久	佐土原	28,600	島津以久	28,600	
薩摩・大隅	島津義久	鹿児島	605,000	島津忠恒	605,000	
対馬	宗義智	厳原	10,037	宗義智	10,037	

表註

- ① は、没収地を示す。
 ②本表の作成にあたっては、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、1975年）、同氏校訂『恩栄録・廃絶録』（近藤出版、1970年）を参考にした。

【表4】は、九州西軍大名に対する戦後処理の状況を示したものである。ここに示されるように、没収地として諸大名に再分配されたのは、如水や清正によってすでにその居城が接収されている西軍大名領国であり、逆に彼らによって城を接収されなかった西軍大名領国については安堵された。すなわち、領地没収がすでに実現されている西軍大名領国が没収の対象となったのであり、家康の戦後処理が、西軍大名の当知行が喪失しているという現状を承認したものであったことがわかる。また、この点に着目するならば、九州の地に再分配されるべき没収地を創り出したのは、領地の獲得を目的として進められた如水・清正の軍事行動だったということになる。

第四節 没収地の再分配

さて、かくして創出された没収地が、諸大名に再分配されることで、九州地域では大名領国の一国一円化が進展することになった。それまで筑後、豊前、肥後国は、複数の大名によって分有されていたが、【表5】を見るとわかるように、没収された西軍大名領国が東軍豊臣系大名に再分配されることで、当該諸国は一国領有体制へと移行している。序章で触れたところの笠谷論に従うならば、これは、家康が東軍豊臣系大名に対する行賞を重視

した結果ということになる。ただし、再分配可能な没収地が創出されていなければ、たとえ家康がそれを望んだとしても、このような加増はできなかったわけで、その意味で、一国一円化の前提を創り出したのは、領地獲得欲求に根ざした如水・清正の軍事行動だったと言えよう。

ところで、【表5】に示される没収地の再分配先に注目すると、没収地がこれを占領した大名自身に必ずしも再分配されていないことに気づく。たとえば、豊後熊谷・垣見領と豊前毛利領を占領したのは、黒田如水であったが、これらの領国は如水ではなく細川忠興に再分配されている。また、筑後国を占領したのは、加藤清正であったが、筑後国は清正ではなく田中吉政に再分配されている。つまり、家康は、西軍大名の当知行が喪失しているという現状は追認したものの、それに代って如水や清正の当知行が実現しているという現状については、必ずしもこれを追認しなかったわけである。

第一部で指摘したように、家康は清正ら一部東軍大名に対し、自力による当知行の実現を前提とした敵方所領の領有を保証していた。したがって家康は、戦中においては認めていた当知行主義を再分配の段階で否定したことになるが、このことは、東海地域を徳川領国化する上で、重要な意味をもったものと考えられる。田中吉政が筑後に加転されたあとの三河岡崎には、徳川譜代の本多康重が配されたが、吉政の筑後加転は、筑後国における清正の当知行を否定することで可能になったものである。すなわち、三河岡崎の譜代領国化は、清正の当知行を否定することで可能になったのであり、当知行主義に拘束されない家康の知行割が徳川譜代領国の創出へと帰結したのである。

第五節 没収地の引継ぎ

このように、如水や清正が占領した西軍大名領国は、必ずしも彼ら自身に再分配されたわけではなかった。ただし、彼らが西軍大名領国の占領を実現しえたことは、家康による没収地の掌握を抑止する上で重要な意味を有したものと考えられる。以下、本節では、豊前・豊後国東郡と土佐長宗我部領の新領主への引継ぎのあり方を比較検討することで、このことを明らかにしてみたい。

1 豊前・豊後国東郡の引継ぎ

旧西軍大名領国を含む豊前一国と豊後国東郡が細川忠興に再分配されたことは先に述べた通りである。また、この領地配分が決したとき、旧西軍大名領国（毛利吉成領、熊谷直

盛領、垣見一直領)は、如水の占領下にあった。では、これらの領国は、いかにして忠興に引継がれたのか。

豊前・豊後国東郡への転封が決定すると忠興は、領地請取りのため松井康之を豊前国に派遣している。次に示すのは、その際、発せられた忠興書状である。

【史料28】(慶長五年) 一月九日付松井康之宛細川忠興書状⁽¹¹⁵⁾

以上

書状披見候、

一なま白鳥到来、祝着候事、

一其方之事急度用意候て、早々豊前へ被相越、如水談合候て、所務之儀急度可被申付候、兎角彼地へ被罷越候て、見計、能様ニ可被申付候、此方・の指図者違可申候、可被得其意事、

一丹後之所務之儀者、此方・又申越候、不構可被下候、恐々謹言、

越

一月九日 忠(花押)

松井佐渡守殿

忠興は康之に対し、如水と談合の上、所務を申し付けるよう指示しており、領地引継ぎが黒田―細川の直接交渉によって進められたことがわかる。

さて、一二月下旬に豊前入国を果たした康之は、中津城を訪れ、領地の引継ぎ方法について如水と談合を行っている。次の史料は、その際、康之が忠興の要求を如水に伝えるため作成した覚書である。

【史料29】松井康之覚書⁽¹¹⁶⁾

覚

一浦々舟数・水夫数相付、迎舟可上事、但廿艘

一門司・小倉・かわら・かんしやく・富木・安岐、此六城ハ先被成御渡、前々より御抱の城緩々と可被成御渡の由被申候事、

一中津不相渡以前ニ被下候ハ、小倉へ可被上由の事、

一城々道具不取散様候事、

一城主へ奉公人ハ此方へ相抱間敷法度候事、

一其国の者、当給人へ奉公者可為知行付事、

一山林竹木の事、

- 一米留候義、甲州へ被申合候条、如水様へも申候て可入念の由候事、
- 一如水様へ申候て、豊前の帳うけ取可申由候事、
- 一小物成已下ノ帳うけ取可申候由候事、
- 一家付夫帳写可申候事、
- 一竹豆州分の事、

一先納の義、如水様御談合可申候由候事、

これにより、①没収地(門司・小倉・香春・岩石・富来・安岐)を含めた城の引き渡し方法(第二・三・四条)、②奉公人の召し抱え方法(第五・六条)、③年貢米ならびに諸生産物の引渡し方法(第七・八条)、④検地帳をはじめとする諸帳簿の引継ぎ(第九・一〇・一一条)、⑤先納分(収納済みの当年貢)の処理(第一三条)など、領地引継ぎに係る様々な事項が黒田―細川の直接交渉によつて取り決められたことがわかる。

ところで、本覚書に示されるように、忠興は如水に対し、米留(＝当年貢の引渡し)を要求したわけであるが、次に示す史料から如水がこれに合意していたことがわかる。

【史料30】(慶長五年) 十一月二日付母里太兵衛外二名宛黒田如水書状写⁽¹¹⁷⁾

尚々、六郡百姓中年貢抱候へと、越中殿・触可在之候条、一人ツゝ案内者付可申候、以上、

昨日近藤太郎左衛門・池田九郎兵衛雖申聞候、猶以為無油断申聞候、六郡之所務之義、其儘百姓ニ抱置せ、田作分ハ稻ニ而も粃ニ而も其まゝ置、米も勿論、蔵々諸給人之義、堅触置可申候、我等明日・帰陳候間、越中殿奉行ニ渡、其請取次第ニ於筑前替渡可申候、荷物山国馬息の義ハ、かちニても筑前へ近候間可遣候、舟々を申付可遣候、恐々謹言、

十一月廿二日 如水

母 太兵衛殿

栗 四郎右衛門殿

林 太郎右衛門殿

如水は家臣に対し、年貢は百姓にそのまま抱えさせ、忠興の奉行に引き渡すよう指示しており、如水が当年貢の引渡しに合意していたことがわかる。

なお、書中に「六郡所務之義」とあるように、これは黒田氏のもともとの所領である豊前六郡(京都・築城・中津・上毛・下毛・宇佐)を対象にしたものである。ただし、黒田氏による年貢の一部持ち去りが発覚したとき、忠興は国東郡と旧毛利吉成領の先納分につ

いても計上し、これを公儀に申告している。⁽¹¹⁸⁾この点を加味するならば、旧毛利・熊谷・垣見領の引継ぎにおいても、同様の約束が交わされていたものと考えていいだろう。

このように、領地引継ぎの具体的な方法は、黒田―細川の直接交渉によって取り決められ、この取り決めに基づき、豊前・豊後国東郡の諸城ならびに諸生産物が、黒田から細川へと直接引継がれた。すなわち、没収地を含めた豊前・豊後国東郡は、これを現に占領する如水から新領主の忠興へと直接引継がれたのである。

2 土佐長宗我部領の引継ぎ

ここでは、豊前・豊後国東郡とは対照的な形で新領主へと引継がれた土佐長宗我部領を取り上げる。

慶長五年一月に家康が長宗我部領の没収と山内一豊への再分配を決定し、領地請取りのため徳川家臣（井伊直政内衆）を土佐国に派遣したことは第一部で見た通りであるが、このことは家康が、長宗我部領をいったん徳川の自身の手で接収したのちに、新領主たる山内氏に引渡そうとしていたことを示す。つまり家康は、長宗我部領の引継ぎに徳川による収公を介在させようとしたわけである。

さて、徳川家臣による長宗我部領の請取りは、長宗我部下級家臣の抵抗を受けるものの、反乱は程なく鎮圧され、浦戸城をはじめとする領内諸城は徳川家臣に引渡されることになった。開城に際し長宗我部年寄衆は、松井武太夫（井伊直政内衆）を宛所とする「浦戸城引渡目録」⁽¹¹⁹⁾を作成しており、浦戸城が城内に保管される武器・弾薬・武具・城米と共に徳川家臣に引渡されたことがわかる。したがって浦戸城は、徳川による接収を経て新領主の山内氏に引継がれたことになる。

同様のことは、次の史料からも窺うことができる。

【史料31】（慶長五年）二月二日付鈴木重好宛井伊直政書状⁽¹²⁰⁾

浦戸之城并畑中村之城ニ在之城米其外諸道具之書立到来候、其帳を写、理を書付候て差越候、其通に仕置可被申付候、御前へ上り候道具ハ此方へ可被上候、對馬守殿へ被遣候諸道具、土佐殿へ被遣候兵糧、何も相渡、判をさせ候て、受取を取、持参可在之候、然者秀頼様御蔵入御兵糧之分者能々相改、對馬守殿・土佐殿両人之衆に預ヶ手形を取可被越候、土佐殿御勘定被成下候とも、對馬殿御勘定可被成とも不被知候間、自是可申入候由、相理可被預候、右之浦戸・畑中村両城に在之諸道具之惣帳致明細に、對馬守殿へ被遣候道具、土佐殿へ被遣候兵糧、此方へ取寄候道具、書付對馬守殿衆へ

見せ可被申候、左様二無之候ハ、自然道具をも過分に在之をも、何も内府様へ上り候と可被存候間、其分に可被申付候、次、土佐殿手舟有次第此方へ可被為上候、何も此方ハ上せ候事不成候ハ、残置候舟、土佐殿・對馬殿兩人衆へ堅預、頓而自是人を可遣由申理、手形を取可被越候、少々此方之者をも可被付置候、謹言、

極月廿一日 直政 印

鈴木平兵衛殿

本状は、井伊直政が長宗我部領諸城の処分について指示を与えたものである。その記述内容から、①長宗我部領諸城に保管される諸道具と豊臣蔵入分を含めた兵糧米が、徳川によって掌握され、その再分配のあり方が決められたこと、②この徳川の決定に従って、諸道具・兵糧米が新領主の山内氏と旧領主の長宗我部氏に分配されたこと、③その中には徳川の取り分も含まれていたことがわかる。

このように、長宗我部領諸城とその諸道具・兵糧米は、徳川の手に入ったん帰したのちに、新領主たる山内一豊に引継がれた。すなわち、長宗我部領の引継ぎには、徳川による収公が介在していたわけである。

以上、限られた事例ではあるものの、没収地の新領主への引継ぎのあり方について、検討を行った。その結果に示されるように、徳川による収公が介在したか否かという点において、豊前・豊後国東郡と土佐長宗我部領では大きな差異が認められるわけであるが、このことは家康が、未だ没収の実現されていない西軍大名領国に対しては、徳川による収公を介在させることができたが、すでに他の東軍大名によって占領されている西軍大名領国については、徳川による収公を介在させることができなかったことを示しているように思われる。つまり家康は、西軍大名領国を現に占領している如水に対し、いったんこれを徳川家臣に引渡すよう要求できなかったということである。⁽¹²¹⁾また、このように考えるならば、西軍大名領国の占領を実現しながら展開していった如水・清正の軍事行動は、当該領国がいったん徳川の手に戻ってしまう事態を抑止する役割を果たしたということになる。

ところで、従来、関ヶ原合戦に勝利した家康は、西軍大名領国六二万石余りを掌握したと理解されてきた。⁽¹²³⁾確かに、その再分配先を決定したのは家康であり、この点を評価するならば、六二二万石余りの没収地が家康によって掌握されたという見方も成り立つ。しかしながら、豊前・豊後国東郡の西軍大名領国が、家康の直接的な支配を一切受けることなく、如水から忠興へと引継がれたことを考えるならば、没収地となった西軍大名領国の全てが家康によって掌握されたと見なすことは必ずしも適当ではないように思われる。

中部	C 北陸	越後	村上義明	本庄	90,000	安堵	0
			溝口秀勝	新発田	60,000	安堵	0
			堀直政	三条	50,000	安堵	0
			堀親良	蔵王	40,000	安堵	0
			堀秀治	春日山	300,000	安堵	0
		越中	前田利長	富山	※		
		能登	● 前田利政	七尾	215,000	改易	215,000
		加賀	前田利長	金沢	※と合わせて 810,000	加封	360,000
			● 丹羽長重	小松	125,450	改易	125,450
			● 山口正弘	大聖寺	50,000	改易	50,000
● 山口修弘			10,000	改易	10,000		
越前	● 織田秀雄	大野	50,000	改易	50,000		
	● 青山忠元	丸岡	46,000	改易	46,000		
	● 丹羽長正	東郷	50,000	改易	50,000		
	● 青木一矩	北ノ庄	80,000	改易	80,000		
	● 戸田重政	安居	10,000	改易	10,000		
	● 大谷吉継	敦賀	50,000	改易	50,000		
	● 木下頼継		25,000	改易	25,000		
	● 赤座直保		20,000	改易	20,000		
	● 奥山正之		11,000	改易	11,000		
● 上田重安		10,000	改易	10,000			
若狭	● 木下勝俊	小浜	62,000	改易	62,000		
	● 木下利房	高浜	20,000	改易	20,000		
D 中央高地	甲斐	浅野幸長	府中	160,000	加転	178,000	
		浅野長政		60,000	加転		
	信濃	佐久間安次	長沼	10,000	加転	5,000	
● 森忠政		川中島	137,500	安堵	0		
		● 真田昌幸	上田	38,000	改易	38,000	

中部	D 中央高地	信濃	仙石秀久	小諸	50,000	安堵	0
			石川康長	松本	60,000	安堵	0
			石川康勝		15,000	安堵	0
			日根野吉明	高島	28,000	安堵	0
			京極高知	飯田	100,000	加転	23,000
		根津信政		5,000	加転	5,000	
		飛騨	金森長近	高山	38,700	加封	23,000
		美濃	● 川尻直次	苗木	10,000	改易	10,000
			● 田丸忠昌	岩村	40,000	改易	40,000
			● 稲葉貞通	八幡	40,000	加転	10,000
● 佐藤方政	上有知		20,000	改易	20,000		
● 織田秀信	岐阜		133,000	改易	133,000		
● 木村勝正	北方		10,000	改易	10,000		
● 加賀野井秀望	加賀野井		10,000	改易	10,000		
● 加藤貞泰	黒野		40,000	安堵	0		
● 稲葉通重	清水		12,000	安堵	0		
● 西尾光教	曾根		20,000	加転	10,000		
● 伊藤盛正	大垣		30,000	改易	30,000		
● 丸毛兼利	福束		20,000	改易	20,000		
● 関一政	多良		30,000	転封	0		
● 原勝胤	太田山		30,000	改易	30,000		
市橋長勝	今尾	11,300	加封	10,000			
● 徳永寿昌	松之木	30,670	加転	20,000			
● 高木盛兼	高須	10,000	改易	10,000			
大島光義		11,200	加封	10,000			
● 平塚為広		12,000	改易	12,000			
遠藤慶隆	小原	7,500	加転	19,500			
稲葉通孝	中山	5,000	加転	9,000			
駿河	中村忠一	府中	145,000	加転	30,000		

中部	E 東海	遠江	山内一豊	掛川	68,600	加転	134,000	
			有馬豊氏	横須賀	30,000	加転	30,000	
			松下重綱	頭陀寺	16,000	転封	0	
			堀尾吉晴	浜松	120,000	加転	70,000	
F 近畿	E 東海	三河	池田輝政	吉田	152,000	加転	368,000	
			田中吉政	岡崎	100,000	加転	225,000	
			水野勝成	刈谷	30,000	安堵	0	
F 近畿	E 東海	尾張	●石川貞清	犬山	12,000	改易	12,000	
			●福島正則	清洲	200,000	加転	298,200	
			●一柳直盛	黒田	35,000	加転	15,000	
		近江	●石田三成	佐和山	194,000	改易	194,000	
			●長束正家	水口	50,000	改易	50,000	
			●京極高次	大津	60,000	加転	14,500	
			●朽木元綱	朽木	20,000	安堵	0	
			●氏家行繼		15,000	改易	15,000	
			●石田政成		30,000	改易	30,000	
			●石田一成		10,000	改易	10,000	
			●池田長吉		30,000	加転	50,000	
			●石田正澄		15,000	改易	15,000	
			伊勢	●福島正頼	長島	10,000	加転	20,000
				●氏家行広	桑名	22,000	改易	22,000
●瀧川雄利	神戸	20,000		改易	20,000			
●岡本宗憲	龜山	22,000		改易	22,000			
●分部光嘉	上野	10,000		加封	10,000			
●富田信高	安濃津	50,000		加封	20,000			
●古田重勝	松阪	35,000		加封	21,000			
●織田信重	林	10,000	安堵	0				
●稲葉道通	岩手	25,700	加転	20,000				
●蒔田広定	雲出	10,000	転封	0				

F 近畿	伊勢	●山崎定勝	竹原	10,000	改易	10,000
		●松浦久信	井生	10,000	改易	10,000
		●寺西清行		10,000	改易	10,000
	伊賀	筒井定次	上野	200,000	安堵	0
	志摩	九鬼守隆	鳥羽	30,000	加封	20,000
	山城	津田信成	三牧	13,000	安堵	0
	大和	●増田長盛	郡山	200,000	改易	200,000
		●岸田晴澄	岸田	10,000	改易	10,000
		●多賀秀種	宇陀	20,000	改易	20,000
		●本多俊政	高取	25,000	安堵	0
		●宇多忠頼		13,000	改易	13,000
	河内	●寺田光吉		15,000	改易	15,000
		河内	北條氏盛	狭山	10,980	安堵
	和泉	●小出秀政	岸和田	30,000	安堵	0
摂津	●新庄直頼	高槻	30,000	改易	30,000	
	●片桐且元	茨木	10,000	加転	18,000	
	●青木一重	麻田	10,000	安堵	0	
	●山崎家盛	三田	23,000	加転	12,000	
紀伊	●織田長益	味舌	15,000	加転	15,000	
	●桑山重晴	和歌山	20,000	転封	0	
	●堀内氏善	新宮	27,000	改易	27,000	
	●杉若氏宗	田辺	19,000	改易	19,000	
	丹波	●谷衛友	山家	16,000	安堵	0
●小野木公郷		福知山	31,000	改易	31,000	
●前田玄以		龜山	50,000	安堵	0	
●織田信包		柏原	36,000	安堵	0	
●別所吉治		園部	15,000	安堵	0	
●藤掛永勝		上林	13,000	改易	13,000	
●川勝秀氏		何鹿	10,000	改易	10,000	
●高田治忠		10,000	改易	10,000		

F 近畿	丹後	細川 忠興	宮津	120,000	加 転	120,000
	但馬	● 杉原 長房	豊岡	20,000	安 堵	0
		● 小出 吉政	出石	60,000	安 堵	0
		● 斎村 広道	竹田	22,000	改 易	22,000
	播磨	有馬 則頼	三木	10,000	加 転	10,000
		● 糟屋 武則	加古川	12,000	改 易	12,000
		木下 家定	姫路	25,000	転 封	0
		● 木下 延重		20,000	改 易	20,000
		● 木下 延俊		25,000	加 転	5,000
	● 横濱 茂勝		17,000	改 易	17,000	
淡路	● 脇坂 安治	洲本	33,000	安 堵	0	
G 中国・四国	因幡	● 垣屋 恒総	浦住	10,000	改 易	10,000
		● 宮部 長熙	鳥取	50,000	改 易	50,000
		● 木下 重堅	若桜	20,000	改 易	20,000
		● 亀井 茲矩	鹿野	13,500	加 封	24,200
	伯耆	● 南條 忠成	羽衣石	40,000	改 易	40,000
	美作	● 宇喜多秀家	岡山	574,000	改 易	574,000
	備前					
	出雲	● 毛利輝元	広島	1,205,000	減 封	836,000
	石見					
	備中					
	備後					
	安芸					
	周防					
	長門					
阿波	● 蜂須賀 至鎮	徳島	177,000	加 封	10,000	
	● 赤松 則房	住吉	10,000	改 易	10,000	
讃岐	● 生駒 一正	高松	150,000	加 封	23,000	
伊予	● 小川 祐忠	今治	70,000	改 易	70,000	
	● 加藤 嘉明	松前	100,000	加 封	100,000	

G 中国・四国	伊予	● 藤堂 高虎	板島	83,000	加 封	120,000
		● 安国寺 恵瓊		60,000	改 易	60,000
● 池田 秀氏		大洲	12,000	改 易	12,000	
		● 来島 長親		14,000	転 封	0
	土佐	● 長宗我部盛親	浦戸	222,000	改 易	222,000
H 九州	筑前	● 小早川 秀秋	名島	522,500	加 転	51,500
		● 立花 宗茂	柳川	132,000	改 易	132,000
	筑後	● 毛利 秀包	久留米	130,000	改 易	130,000
		● 筑紫 広門	山下	18,000	改 易	18,000
		● 高橋 直次	内山	18,000	改 易	18,000
	豊前	● 黒田 長政	中津	180,000	加 転	343,000
		● 毛利 吉成	小倉	60,000	改 易	60,000
	豊後	● 垣見 一直	富来	20,000	改 易	20,000
		● 熊谷 直盛	安岐	15,000	改 易	15,000
		● 竹中 重信	高田	20,000	転 封	0
		● 細川 忠興	木付	60,000	安 堵	0
		● 早川 長政	府内	10,000	改 易	10,000
		● 太田 一吉	臼杵	65,000	改 易	65,000
		● 中川 秀成	岡	70,700	安 堵	0
	● 毛利 高政	日隈	83,000	減 転	63,000	
	肥前	● 鍋島 直茂	佐賀	357,000	安 堵	0
		● 寺沢 広高	唐津	80,000	加 封	40,000
● 大村 喜前		大村	25,000	安 堵	0	
● 有馬 晴信		日野江	40,000	安 堵	0	
● 松浦 鎮信		平戸	63,000	安 堵	0	
	● 五島 玄雅	福江	14,000	安 堵	0	
肥後	● 加藤 清正	熊本	250,000	加 封	270,000	
	● 小西 行長	宇土	200,000	改 易	200,000	
	● 相良 頼房	人吉	18,000	安 堵	0	

H九州	日向	● 高橋元種	縣	50,000	安堵	0
		● 秋月種長	財部	30,000	安堵	0
		● 伊東祐兵	飫肥	57,000	安堵	0
		● 島津豊久	佐土原	28,600	(安堵)	0
	薩摩・大隅	● 島津義久	鹿児島	605,000	安堵	0
	対馬	● 宗義智	厳原	10,037	安堵	0

表註

- ①「領主名」に付した●は、西軍の軍事作戦に参加した大名を示す。のちに東軍に寝返った場合でも、西軍方として行動したことが一度でもあった場合、●を付した。
- ②「賞罰」の表記について。
 - ・「改易」：全領地の没収。
 - ・「減封」：領地の一部没収。従来の領地の一部は安堵される。
 - ・「減転」：領地高を減らした上での領地移動。
 - ・「転封」：領地高を維持したままでの領地移動。領地高に変動なし。
 - ・「安堵」：従来の領地をそのまま領有。
 - ・「加転」：領地高を増やした上での領地移動。
 - ・「加封」：従来の領地に加えて加増。
 - ・●を付した大名に対する改易・減封・減転は赤字で、加封・加転・安堵・転封は青字で表記した。
- ③「加減高」の黒字は加増高を、赤字は減高（没収高）を示す。
- ④島津豊久領（日向佐土原）の「(安堵)」については、【表4】の註(9)・(10)参照のこと。
- ⑤本表の作成にあたっては、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、1975年）、同氏校訂『恩榮録・廢絶録』（近藤出版、1970年）、参謀本部編『日本戦史 関原役』（村田書店、1977年、初版は1893年）を参考にした。

【表6-2】地域別に見た西軍大名領国の没収・安堵率

地域	戦前における西軍大名の領地高(石)	没収高(石)	安堵高(石)	没収率	安堵率
A 東北	1,600,000	1,190,000	410,000	74%	26%
B 関東	609,800	285,800	324,000	47%	53%
C 北陸	834,450	834,450	0	100%	0%
D 中央高地	485,000	363,000	122,000	75%	25%
E 東海	12,000	12,000	0	100%	0%
F 近畿	1,179,000	877,000	302,000	74%	26%
G 中国・四国	2,423,000	1,904,000	519,000	79%	21%
H 九州	2,513,837	731,000	1,782,837	29%	71%
合計	9,657,087	6,197,250	3,459,837	64%	56%

表註

- ①「戦前における西軍大名の領地高」は、【表6-1】中において●を付した大名の「(戦前の)領地高」を合計した数字である。
- ②「没収高」は、【表6-1】中における「減高」(赤字)を合計した数字である。
- ③「安堵高」は、【表6-1】中において●を付した大名の内、加封・加転・安堵・転封された大名の「(戦前の)領地高」と減封・減転された大名の戦後処理後の領地高（「(戦前の)領地高」－「減高」）を合計した数字である。

では、九州地域でかくも大規模な安堵の地が創出されたのはなぜか。以下、この問題について考えてみたい。

第二節 当知行の維持

前章で述べたように、如水・清正の侵攻を受けなかった西軍大名領国、つまり当知行の維持された西軍大名領国については安堵された。したがって、九州戦を通してその当知行が維持されたことが、九州西軍大名の安堵において決定的な意味をもったことになる。では、九州西軍大名の当知行はいかにして維持されたのか。

1 中川・鍋島氏の当知行の維持

九月一三日の石垣原合戦で、中川秀成配下の田原紹忍と宗像掃部が西軍方として戦ったことは先に述べたとおりである。また、このことにより、秀成と如水・清正のあいだには敵対関係が生じるようになった。もしこの敵対関係が持続されていれば、秀成の所領は他の豊後西軍大名領国と同じく、如水・清正の侵攻を受けた可能性が高いといえよう。しかし、実際はそうならなかった。なぜか。

石垣原合戦が東軍方の勝利に終わると秀成は、即座に使者を清正のもとに派遣し、釈明を行っている。先に引用した(慶長五年)九月一六日付如水宛清正書状⁽¹²⁴⁾には、「紹忍・掃部表裏者不及是非、修理手前之儀、沙汰之限ニ存ニ付而、昨日使者を遣候、其跡へ夜前修理所・両使被差越候、則追懸可申と書状不請取候處、同名右馬允今少致遠慮候へと申ニ付而、先人質を出候へと申遣候、紹忍・掃部妻子之儀者、未申遣候間、頓而具可申遣候事」と記されており、九月一五日夜前に秀成の書状を携えた使者が清正のもとを訪れたこと、⁽¹²⁵⁾これに対し清正が人質の提出を要求したことがわかる。そして、秀成が清正の提示したこの要求を受け入れたため、両者のあいだには即日の内に和平が形成されることになった。次の史料はそのことを示すものである。

【史料32】慶長五年九月一五日付中川秀成宛加藤清正起請文⁽¹²⁶⁾

起請文前書之事

一秀頼様御幼少ニ付而、大閤様御置目をそむき内府公へ別心仕衆有之ニ付而、大閤様御遺言を被相立、秀頼様へ御奉公可被成ニ付而、無二内府公へ可有御一味之旨為其驗人質被差越候、後日に内府公へ御存分之通可申達事、

一如此内府公へ御一味之上者、向後如何様之儀候共、見はなし申さず、御身上之儀可

成程馳走可申事、

一萬事 公義之御為、貴殿御為ニ罷成儀ニをいてハ、無隔心可申入候、然上者、表裏ぬきくし仕間敷事、

右条々聊以不可有相違、若於偽申者

(神文省略)

加藤主計頭

慶長五年九月十五日 清正(血判・花押)

中川修理大夫殿

本史料は、清正が秀成に提出した起請文である。慶長五年九月一五日の日付をもつことから、秀成の使者が清正のもとを訪れたその日に、本起請文が発給されたことがわかる。また、その記述内容から、秀成が清正への人質提出を了承したこと、これを受けた清正が、秀成の身上が成り立つよう家康に取り成すことを約束したことがわかる。

このように、秀成と清正のあいだには、人質提出と身上保証を合意点とする味方の関係が形成されたわけであるが、清正が秀成を味方に認定したということは、中川領が清正や如水の攻撃対象から除外されたことを意味する。すなわち、秀成の領国に対する当知行は、清正とのあいだで取り結ばれた味方の関係の中で維持されたわけである。

なお、同様のことは、鍋島氏についても言える。清正が(慶長五年)九月二三日付如水宛書状をもって、鍋島直茂の筑後攻めへの加勢を認めたことは、第三章で触れたが、このことは、如水と清正が直茂を味方に認定することで合意したことを意味する。そして、如水と清正が直茂を味方に認定したということは、彼らの攻撃対象から鍋島領が除外されたことを意味する。すなわち、鍋島氏の当知行もまた、九州大名どうしのあいだで取り結ばれた味方の関係の中で維持されたわけである。

ところで、秀成と直茂が如水・清正と味方の関係を取り結んだのは、如水・清正の攻撃から領国を守るためである。一方の如水と清正が秀成や直茂と味方の関係を取り結んだのは、彼らとその条件として、豊後臼杵攻めや筑後攻めへの加勢を要求したことに示されるように、自己の領地獲得戦争を有利に進めるためであった。すなわち、九州大名たちは、自己の所領を維持・拡大するために、東西の枠組みを越えて近隣大名と手を結ぼうとしたわけであり、このような営みの中で中川・鍋島氏の当知行は維持されることになったわけである。

2 島津氏の当知行の維持

このように、如水と清正の軍事行動は、没収地を創出する一方で、保護されるべき味方の領域を拡大しながら進展していった。このような中、最後まで制圧すべき敵方所領として残されたのが薩摩の島津領であった。

慶長五年一〇月二五日に筑後柳川城を開城させた如水と清正は、加藤・黒田・鍋島・立花による薩摩攻めを計画し、その準備に着手する。如水が伊東家臣の伊那掃部・長倉三郎兵衛に宛てた（慶長五年）一〇月一九日付書状には、⁽¹²⁸⁾「彼表之儀茂、高橋・柳川・筑紫江使者ヲ付置候間、則時ニ可相済候、當月中ニハ薩广出水江罷出候条、其内御堅固之覚語肝要ニ候」と記されており、筑後攻めに着手したときから、筑後の次は薩摩に攻め入るつもりだったことがわかる。また、清正が家臣加藤喜左衛門尉・下川又左衛門に宛てた（慶長五年）一〇月二六日付書状には、⁽¹²⁹⁾「薩摩へすくニ可相働候間先度申置候、宇土領へ人足共いそきよひよせ可召置候事」と記されており、柳川城の開城が実現するやいなや清正が薩摩攻めの準備に取り掛かったことがわかる。

このように、如水と清正は、九州大名連合による薩摩攻めを企図していた。もし、この薩摩攻めが実行されていたならば、島津領は彼らによって占領され、島津氏の領国における当知行は喪失していた可能性が高い。しかし、実際には薩摩攻めは発動されず、島津領が他国大名軍によって占領されることはなかった。では、なぜ、薩摩攻めは回避されたのか。

柳川城が開城した一〇月二五日、如水は、薩摩攻めの計画を家康に報じている。これに對し家康は、次のような返書を如水に送り、薩摩攻めの中止を命じている。

【史料33】（慶長五年）十一月二日付黒田如水宛徳川家康書状⁽¹³⁰⁾

度々注進之旨、得其意候、柳河儀、質物請取、立花召連、至薩摩表、加主計・鍋嶋加賀守相談被相働之由、及寒氣候之間、先年内者其元被在付候様、尤候、猶井伊兵部少輔可申候、恐々謹言、

十一月十二日 家康（花押）

黒田如水軒

家康は、年内は在所に留まるよう指示しており、これは事実上の薩摩攻め中止命令と受け取られる。ただし、ここで注意しておきたいのは、この中止命令が発せられるより前に、如水・清正と島津氏とのあいだには和平が成立していたということである。

如水と清正は、薩摩攻めの準備に着手する一方で、立花宗茂を仲介に立て、島津氏に和

談を提示している。次に示すのは、如水・清正の意志を島津側に伝えるために書かれた（慶長五年）一〇月二七日付立花宗茂書状である。

(131)

【史料34】（慶長五年）一〇月二七日付島津義久・義弘・忠恒宛立花宗茂書状
（前略）

一御家之儀も、此節何とそ歎息仕度通、如水・加主へ申候処ニ、為拙者承合肝要之由候間、幸ニ存、以使者申入候、於御侘言者、各馳走可申旨候之条、早々八代表へ御使者被差出候ハ、可申談候、

② 一江戸中納言様薩州為御改、近日出馬之由候、諸勢被打下候、拙者式事も、御赦免之上者其地可罷立旨候、此中別而得御意候、首尾不及是非候へ共、誠九州一城之やうに罷成候間、遂御侘言如此候、天下悉御静謐候て、はや御國割ニ罷成分候間、此節之儀被遂御分別、急度中納言様御出馬無之以前、御使者被指出、御侘言尤存候、拙者一命にかけ候て、随分御使を申度候、委細口上ニ相含候、恐惶謹言、

十月廿七日 親成

龍伯様

維新様

少将様

人々御中

如水と清正は、「島津氏が（家康に）侘言を申し入れるならば、それが成り立つよう馳走する」（傍線部①）としており、彼らが島津氏に和談を持ちかけたことがわかる。

これに対し、島津義久は、次のような返書を如水に送っている。
【史料35】（慶長五年）十一月二日付黒田如水宛島津義久書状⁽³²⁾

猶々井伊殿・山口殿・承候趣も、御同前之儀候間、願者一筋ニ被遂御談合、可然之^②様御取成頼存候、以上、

不存寄御使札畏存候、如仰今度上方不慮之一乱、無是非次第候、當家之事、早々内府様へ申入候而可然之段、自井伊侍從殿・山口勘兵衛殿預御注進候間、急ニ使書差上候、依此到来旁可致其分別候、此中到貴老雖申入度候、通路非自由故、無其儀候處、還而御懇之段、祝着不少候、弥可被添御心頼存候、恐々、

十一月二日

如水

義久は、「井伊直政と山口直友からも同様の注進があったので、急いで（侘言の）使書を差し上げた」（傍線部①・③）、「取り成しをお願いしたい」（傍線部②）と述べ、和談に応

じる姿勢を示している。これを受けた如水は、島津氏の「佗言」が成り立つよう「馳走」することを約束するとともに、清正に薩摩攻めの中止を申し入れた。清正が如水に宛てた（慶長五年）十一月一日付書状には、「此表之儀者縦首尾悪儀成共、御異見ニハ背聞敷と存、在之儀候、況明日之働などハ、一段可然様子にて、御留候間、則任御意候」と記されており、清正が如水の申し出を受け入れ、十一月一日に予定されていた薩摩攻めを取り止めたことがわかる。

このように、如水と清正は自ら進んで島津氏と和平を取り結び、十一月一日には薩摩攻めを中止するという決定を下していた。

薩摩攻めの中止を命じた家康書状（史料33）は、十一月二日付である。したがって、家康がその中止を命じたときにはすでに、如水・清正は、薩摩攻めの中止を決定していたことになる。つまり、如水と清正は、家康が命じたから、薩摩攻めを取り止めたのではない。彼らは、主体的に薩摩攻めを取り止めたのである。

ところで、家康の中止命令は、九州大名が薩摩攻めを計画しているとの知らせを受けて発せられたものである。よって、薩摩攻めを取り止めようとする如水・清正の動きが、薩摩攻めの中止という家康の決定を引き出したわけではない。言うなれば、家康もまた主体的に薩摩攻めを取り止めようとしたのである。

ただ、ここで留意しておきたいのは、同じ薩摩攻めを中止するという選択であっても、家康がそれを選択したことよりも、如水と清正がそれを選択したことの方が、島津氏の当知行を維持する上で、より重要な意味をもったということである。

先に示した（慶長五年）十一月一日付清正書状の記述（「況明日之働などハ、一段可然様子にて、御留候間」）に従うと、如水と清正は、薩摩攻め決行の期日を十一月一日に設定していたことになる。このことは彼らが、島津氏との和平交渉が不調に終わった場合、家康の返答を待たずして薩摩攻めを実行するつもりでいたことを示す。つまり、如水・清正と島津氏とのあいだに自発的な和平が形成されていなければ、家康の意志に関らず、薩摩攻めは実行に移されていた可能性が高いことである。そして、薩摩攻めが発動され、九州大名軍による島津領国の占領が実現していたならば、家康がそれを意図していなかったとしても、その時点で島津氏の現実の領国支配は喪失していたはずである。すなわち、九州大名が主体的に薩摩攻めを取り止めたからこそ、島津氏の当知行は維持されることになったわけである。

ところで、もともと如水と清正は、九州大名軍による薩摩攻めを企図していた。その彼

らが、当初の方針を変更して、島津氏と和平を取り結んだのはなぜか。

この問題を考える上で注目したいのは、先に示した一〇月二七日付立花宗茂書状〔史料34〕の傍線②・③の記述である。如水と清正は、徳川秀忠の薩摩遠征が発動される以前に、「佗言」の使者を派遣するよう島津氏に要求しており、彼らが秀忠の薩摩遠征を回避するために、島津氏に和談を提示したことがわかる。

家康は一月一二日付書状〔史料33〕をもって薩摩攻めの中止を命じたが、九月末の段階では、秀忠の薩摩遠征を計画していた。井伊直政らが福島正則と黒田長政に宛てた（慶長五年）九月晦日付書状には、⁽¹³⁵⁾「一、薩摩へ之行付而、廣嶋迄、中納言可被致出勢候条、如大閣様御置目、路次筋諸城へ番手可被入置事」と記されており、家康が秀忠の薩摩遠征を計画していたことがわかる。

家康がどこまで本気で秀忠の薩摩遠征を企図していたかは定かでないものの、この計画を知った如水と清正が、当初の方針を変更し、島津氏に和談を提示したのは間違いないだろう。すなわち、如水と清正は、秀忠の薩摩遠征を回避するために、島津氏に「佗言」を申し入れるよう要求し、これを島津氏に受け入れさせるために、自らの薩摩攻めを中止するとともに、「佗言」の取り成しを約束したのである。

では、彼らが、九州大名軍による薩摩攻めを志向しながらも、秀忠の薩摩遠征についてはこれを回避しようとしたのはなぜか。秀忠が薩摩に遠征してくるということは、島津領の占領が徳川主体で行われることを意味する。そして、第二章第五節で指摘したように、自力による当知行の実現が領有の根拠となりうるというのが、当時の大名の認識であった。この点に着目するならば、彼らが秀忠の薩摩遠征を回避しようとしたのは、島津領国が徳川軍によって占領され、そのまま徳川領国化してしまう事態を恐れたからだといえよう。すなわち、如水と清正は、九州の地に徳川領国が設置される事態を回避せんがために、自らの薩摩攻めを中止し、島津氏と和平を取り結んだのである。また、このように考えるならば、九州の地に徳川領国を創出させまいとする如水・清正の意志が、島津氏の当知行を維持させたということになる。

このように、島津氏ら九州西軍大名の当知行は、九州大名どうしが主体的に形成した和平関係の中で維持されたわけであるが、当知行が維持されたということは、家康がこれら西軍大名領国を没収しようとすれば、「新たな戦争」を発動しなければならなかったことを意味する。先に述べたように、大名領国の没収はその領国を占領してはじめて実現するものであった。よって、家康が西軍大名の当知行を追認しないのであれば、力でもって彼ら

の当知行を排除する必要があった。すなわち、九州大名間に成立した和平は、家康が島津氏ら西軍大名領国を没収しようとするれば、「新たな戦争」を発動しなければならないという状況を創り出したわけである。

そして、当知行の維持された西軍大名領国が安堵されたということは、家康が「新たな戦争」を選択しなかったことを意味する。つまり家康は、「新たな戦争」よりも、島津氏ら西軍大名領国を安堵する道を選んだわけである。

ただ、ここで注意しておきたいのは、九州以外の地域においては、当知行の維持された西軍大名領国であっても、「新たな戦争」によって没収される場合があったということである。たとえば、土佐長宗我部領がそうである。西軍方として関ヶ原合戦に出陣した長宗我部盛親は、西軍方の敗北が決定的になると、戦場を逃れ土佐国に帰国した。また、盛親が帰国したとき土佐国は、他国大名軍に占領されることなく現状を保っていた。したがって盛親は、土佐国に対する当知行を維持したまま終戦を迎えたことになる。しかし、先に見たように家康は、長宗我部領の没収を決定し、これを執行すべく徳川の軍勢を土佐国に送り込んだ。そして、長宗我部家臣の抵抗を武力で抑えることで、領地没収を実現した。つまり、長宗我部氏に対しては、当知行を追認せず、「新たな戦争」によってその所領を没収する道が選ばれたわけである。

このように、九州以外の地域では、領地没収のための「新たな戦争」が選択される場合があった。では、九州地域についてはその選択がなされず、西軍大名の当知行が追認されたのはなぜか。次節では、島津氏を事例にこの問題について考えてみたい。

第三節 島津領の安堵

島津領の安堵は、二年に及ぶ島津―徳川の和平交渉を経て確定したものである。よってまずは、この和平交渉の経過について確認してみよう。

慶長五年一月、島津氏は家康に「侘言」の使者を派遣する。これにより、島津―徳川の和平交渉が開始されることになったわけであるが、家康は交渉開始当初から島津家当主たる義久の上洛を要求していた。(慶長六年)三月七日付島津義弘宛井伊直政書状には、「竜伯公(島津義久)御上洛之上、何様ニも御馳走可申候」と記されており、義久の上洛が、「侘言」成立の条件となっていたことがわかる。

これに対し島津氏は、家臣鎌田政近を大坂に派遣し、まずは所領の安堵を保証するよう家康に要求した。これを受けた家康は、本多正信と山口直友の名で起請文⁽¹³⁷⁾を発給し、島津

領の安堵を保証した（慶長六年八月）。この措置は、「本人の上洛がないのに、国本のこと
が思うままに済むのは島津氏一人である」⁽¹³⁸⁾という評判が上方で立つほど、異例なものであ
った。

それにも関わらず、島津氏は、家康の起請文ではないことを理由に義久の上洛を留保した。
これを受けた家康は、自己の名で起請文⁽¹³⁹⁾を発給し、所領安堵の更なる保証を与えた（慶長
七年四月）。しかし、義久が上洛に応じることはなかった。義久が山口直友に宛てた慶長七
年七月付起請文には、「度々上洛之儀被仰下候、愚老も今一度之上洛念願二付、當春即⁽¹⁴⁰⁾に其
催候處、去年以来之煩、就中此節散々為躰候、種々雖養生候任其驗、俄二又八郎（忠恒）
上京候」と記されており、義久が病気を理由に上洛を固辞し、自分の代わりに忠恒を上洛
させることで事態の收拾を図ろうとしたことがわかる⁽¹⁴¹⁾。また、家康がこれを認めたため、
忠恒の上洛をもって島津領国の安堵が確定することになった（慶長七年一二月）。

このように、島津―徳川の和平交渉は、家康が譲歩を重ねるといふ形で進展していき、
義久の上洛という家康の要求はついに満たされぬまま、島津領国の安堵が確定することに
なった。長宗我部盛親が早々に上洛したにも関わらず、所領を没収されたことを考えるなら
ば、家康の島津氏に対する態度は、異様なまでに寛容だったと言うべきであろう。では、
なぜ、家康は、島津氏の提示する無理難題を受け入れてまでも、その所領を安堵したのか。
家康が島津氏の求める形での所領安堵（＝義久上洛なきままの所領安堵）に応じないの
であれば、残された選択肢は、島津領の没収しかなかった。ただし、それを実現するには、
薩摩攻めという「新たな戦争」の発動が不可欠であった。そして、家康が薩摩攻めを実行
するには、九州大名の協力が不可欠であった。このことは、長宗我部領没収のあり方に端
的に示されている。長宗我部領の没収を決定した家康は、徳川家臣を土佐国に派遣すると
ともに、四国大名に出軍を要請している。井伊直政が鈴木重好に宛てた（慶長五年）一二
月五日付書状⁽¹⁴²⁾には、「一与州・阿州・讃州之衆致附触候、藤左・加左馬此方之事候、急可被
罷下由申渡候間、近日可為其分候、其元之様子不相濟候者、自此方之左右次第二其口へ可
被相動之由申候」と記されており、家康が藤堂高虎（伊予板島城主）と加藤嘉明（伊予松
前城主）に対し、左右次第に土佐国へ出軍するよう命じていたことがわかる。

実際には、長宗我部側の抵抗が「一領具足」による小規模な反乱で終わったため、四国
大名に出軍の命が下ることはなかった。しかし、家康が四国大名に出軍を要請したことは、
大名領国の没収を執行しようとするれば、近隣大名の協力が不可欠であったことを示してい
るといえよう。ましてや、九州最南端に位置する島津領の場合、行軍経路と兵站を確保す

るだけでも、九州大名の協力が不可欠であったはずである。

しかし、先に見たように、慶長五年一月の段階で、如水・清正と島津氏とのあいだには、和平が形成されていた。また、この和平は、如水と清正が島津氏の「佗言」が成り立つよう家康に取り成すこと、つまり島津領の安堵を合意点として成立したものであった。このような和平を取り結んでいた如水と清正が、島津領没収のための薩摩攻めに喜んで協力するとは考え難く、交渉開始当初より、薩摩攻めの発動は困難な状況にあったといえよう。

現に、島津氏と和平を取り結んだのちの如水と清正は、島津領安堵の実現に向け積極的な行動をとっている。次の史料はそのことを示すものである。

【史料36】（慶長五年）一月二二日付島津義久・忠恒宛立花宗茂書状⁽¹⁴³⁾

以上

重々御両使被差越候、口上之趣、銘々如水・加主へ申達候、返事之様子御使申達候、上方之儀、井兵部殿迄御使者被差上之由候条、其段御両所へも申達、先之人數被打入、上洛候、然者圖書殿など被差上、如水・加主も井兵部同前二被申上候之様二候者、御為も可然存候、但、御分別之外不及申候、委細口上二申入候之間、不及口能候、恐惶謹言、

羽左近

十一月廿二日

尚政（花押）

龍伯様

薩广少将様

御報

【史料37】（慶長五年）一月二二日付島津忠恒・義久宛黒田如水書状⁽¹⁴⁴⁾

以上

此表罷出ニ付而、從羽左近殿依被申入、両使被差出、口上之趣得其意存候、最前加主計可相動と被申候へ共、井伊侍從・山口勘兵衛を以、御理可被仰上之由候条、動を相留致同道上洛仕候間、於上方相應之儀、不可有疎意候、於様子者、御使口上二相含候間、不能細書候、恐々謹言、

如水軒

十一月廿二日

圓清（花押）

薩广少将様

両通傍線部の記述に示されるように、如水と清正は、佗言の使者たる島津忠長の上洛に、軍勢を率いて同伴し、佗言の口添えをするという計画を立てていた。これは、島津佗言を家康に認めさせるための示威行動として捉えられ、彼らが島津領の安堵を強く志向していたことがわかる。

同様のことは、次の書状からも窺うことができる。

【史料38】（慶長六年）後一月四日付黒田長政宛島津義弘書状⁽¹⁴⁵⁾

従是可申入候処、遮而御使札及遠路、御丁寧之至、畏存候、承候様、今度竜伯・少将前より使者指上候処、井伊兵部少輔殿・本多佐渡守殿以御取成、内府様御前無異儀相済、殊、拙者進退之儀迄異儀有間敷之由、本佐州以誓帑、被仰下候間、先以致案堵候、定各内々御取合候故たるへきと存計候、

（後略）

島津氏が慶長六年八月二四日付の本多正信・山口直友起請文をもって、所領の安堵を保証されたことは先に述べた通りである。本状はそのことを黒田長政に報じたものであるが、注目したいのは傍線部の記述である。すなわち義弘は、「（所領の安堵が保証されたのは）黒田氏らの取り成しの成果である」と述べており、如水らが島津領を安堵するよう家康に働きかけていたことがわかる。

このように、島津氏と和平を取り結んだのちの如水と清正は、島津領の安堵を志向し、これを実現すべく積極的な行動をとっていた。したがって、当時の家康が、領地没収のための薩摩攻めを発動したとしても、九州大名の合意を得ることは極めて困難であったと言えよう。つまり、如水・清正と島津氏との間に結びれた和平は、島津氏の当知行を維持させると同時に、家康が領地没収のための薩摩攻めを行えないという状況をも創り出したのである。ゆえに家康は、島津氏の求めるままにその所領を安堵したのである。

無論、家康として、もともと薩摩攻めを志向していたわけではない。九州大名による薩摩攻めの計画を知った家康がその中止を命じたことを考えるならば、交渉による島津問題の解決が家康の基本方針だったと言ふべきであろう。ただし、義久の上洛拒否という島津側の反抗を目の当たりにしてもなお、家康がその所領を安堵しなければならなかったのは、薩摩攻めというカードを使えなかったからに他ならない。そう考えると、如水・清正と島津氏との間に形成された和平は、島津領が安堵される上で、やはり決定的な意味をもって

いたことになる。

以上、本節では、島津氏を事例に、九州西軍大名の当知行が追認された理由について考察を行った。この島津氏の事例に示されるように、九州大名間に取り結ばれた和平は、九州西軍大名の当知行を維持させただけでなく、家康がこれを追認せざるをえないという状況をも同時に創り出した。すなわち、それが近隣大名との和平関係に根ざしたものであったがゆえに、九州西軍大名の当知行は追認されたのである。

小括

従来、戦後領国体制は、家康の統治戦略に基づき創出されたものと理解されてきた。確かに没収地の再分配先を決めたのは家康であり、そこに、豊臣系大名を西国地域に移し、東海地域を徳川領国化しようとする家康の統治戦略的意図が介在していたのは確かであろう。しかしながら、九州地域の事例を見る限り、戦後領国体制はかくなる家康の意図だけでできあがったものではない。

第四章で明らかにしたように、九州の地に再分配可能な没収地を創り出したのは、領地拡大を目的に進められた如水・清正の軍事行動であった。そして、ここに創出された没収地が東軍豊臣系大名に再分配されることで、豊前・筑後・肥後国は一国領有体制へと移行した。すなわち、九州地域に国持大名が点在するという戦後領国体制は、領地を拡大せんとする如水・清正の主體的意志によって創り出されたという側面をもつのである。

また、第五章で明らかにしたように、九州の地に大規模な安堵の地が創出された背景には、東西の枠組みを越えて和平を取り結ぼうとする九州大名どうしの自律的な営みがあった。また、このような和平が形成された背景には、九州の地に徳川領国を設置させまいとする如水・清正の意志が介在していた。すなわち、九州地域の過半が安堵された西軍大名領国で占められるという戦後領国体制は、徳川領国の九州進出を阻止しようとする九州大名の意志に基づき創出されたという側面をもつのである。

このように、戦後領国体制は、大名領主の主體的意志に強く規定されながら創出されたものであり、家康の統治戦略的意図だけでできあがったと見なすことはできないのである。

終章

以上、本論では、全国戦争という観点からこの戦争の本質をとらえなおし、その本質に規定された戦いのあり方が戦後領国体制の創出にいかに関ったのかについて考察した。以下、その論点と今後の課題を述べ、終わりとしたい。

第一部の冒頭で確認したように、全国をほぼ網羅する形で戦いが勃発し、関ヶ原合戦後も戦いが拡大再生産されていったというのが、この戦争の大きな特質である。また、このような戦争が勃発した背景には、領地を維持・拡大しようとする大名領主の意志、在地における既得権益を守ろうとする在村給人層の意志、戦場を生活の糧としようとする下級武家奉公人の意志が介在していた。すなわち、慶長五年の戦争を全国戦争として成り立たせていたのは、政権抗争に収斂されない、諸階層の身上再生産欲求であった。

そして、戦後領国体制は、このような戦争のあり方に強く規定されながら創出されたものであった。

第四章で見たように、領地獲得を目的に発動された黒田如水と加藤清正の軍事行動は、九州西軍大名領国の没収を実現しながら展開していった。家康はこれを追認したに過ぎず、九州の地に再分配可能な没収地を創り出したのは、領地獲得欲求に根ざした如水・清正の軍事行動であった。そして、ここに創出された没収地が東軍豊臣系大名に再分配されることで、豊前・筑後・肥後国は一国領有体制へと移行した。すなわち、九州諸国における一國領有化の前提を創り出したのは、領地獲得欲求に根ざした如水・清正の軍事行動であった。

さらに、この戦争が政権抗争に収斂されない、大名領主の領地維持・拡大欲求に根ざしたものであったがゆえに、一部西軍大名の当知行は維持されることになった。中川、鍋島、島津氏といった九州西軍大名の当知行は、九州東軍大名との和平関係の中で維持されたものであるが、この和平は、自己の所領を維持・拡大しようとする九州大名どうしが、東西の枠組みを越えて合意点を模索しあう中で形成されたものである。そして、このような和平が形成されたことで、家康が領地没収のための「新たな戦争」を発動できないという九州特有の状況が創り出され、島津氏ら西軍大名の当知行は追認されることになった。すなわち、領地維持・拡大欲求に根ざした九州大名の営みが、九州の地に安堵されるべき西軍大名領国を創り出したのである。

このように、九州地域が豊臣系国持大名の領国と安堵された西軍大名の領国で占められるという戦後領国体制は、大名領主の領地維持・拡大欲求を基礎構造にもつ九州戦のあり

方そのものに強く規定されながら創出されたものであった。

ところで、本論の冒頭で述べたように、徳川一門・譜代領国が増強されながらも、西国地域についてはその拡大が抑止されるというのが、戦後領国体制の特質であった。本論は、このような戦後領国体制が創出された背景の一端を明らかにしようとしたもので、九州の地に大規模な安堵の地を創出せしめた九州大名どうしの和平形成の営みが、徳川領国の全国的拡大を抑止する役割を果たしたというのが本論の結論である。ただし、これだけでなく、かくなる戦後領国体制が創出された背景が明らかになったわけではない。とりわけ、本論には、次のような問題が残されている。

第一に、西国地域に創出された没収地のいずれもが、豊臣系大名に再分配された問題である。第二部の冒頭で指摘したように、かくなる戦後領国体制は、西軍大名領国の一部が安堵されたことと、西国地域に創出された没収地が豊臣系大名に再分配されたことでできあがったものである。本論では、もっぱら前者の問題を取り扱ったが、かくなる戦後領国体制が創出された背景を明らかにするには、後者の問題についても検討を行う必要がある。従来から指摘されているように、この領地配分に、東軍豊臣系大名に過不足ない加増を行いつつ、東海地域を徳川領国化しようとする家康の戦略的意図が作用したのは確かであろう。ただし、笠谷和比古氏が指摘するように、西国地域に徳川一門・譜代領国を一つも設置しないという領地配分は、個別の叛乱が短期間の内に広域的な大規模叛乱に拡大していく危険性を孕むもので、徳川による全国統治という観点からするならば、マイナス的要素を多分に含むものであった。⁽¹⁴⁶⁾この点に着目するならば、没収地の再分配に際しても、家康は何らかの制約を受けていた可能性が高いと言えよう。つまり、西国地域に創出された没収地の全てが豊臣系大名に再分配された背景には、これを徳川一門・譜代大名の創出に充てることのできない何らかの事情が介在していたということである。この何らかの事情を解明することが、今後の課題である。

第二に、徳川一門・譜代領国増強の問題である。西国地域への拡大は抑止されたものの、この戦争を通して徳川領国が増強されたのは紛れもない事実であり、慶長五年の戦争の歴史の意味を問うには、このような増強が可能になった背景を戦争のあり方と関連づけて検討していく必要があると言える。

なお、この問題を考える上で注目しておきたいのは、中国・四国地域が大規模な没収地の供給源となった事実である。第五章第一節で示した【表6―2】を見るとわかるように、全国諸地域の中でもっとも大規模な没収地が創出されたのは中国・四国地域であり、ここ

に創出された没収地が、東海豊臣系大名の主要な加転先となった⁽⁴⁷⁾。つまり、徳川一門・譜代領国の東海地域への拡大が可能になった理由の多くは、中国・四国地域に大規模な没収地が創出されたことに求められるわけである。

では、なぜ、中国・四国地域は大規模な没収地の供給源たりえたのか。従来この問題は、毛利輝元ら大国を領する中国・四国大名が西軍方についた結果として、自明の如く扱われてきた。しかしながら、もつとも大規模な西軍大名領国が存在していた九州地域が、大規模な没収地の供給源たりえなかったことを考えるならば、その理由は、西軍大名の人数の多さと領地高の高さばかりに求めることはできない。この問題を踏まえた上で、中国・四国地域で大規模な没収地が創出された原因を解明することが、当面の課題となっているところである。

残された課題は多いものの、これらの問題に取り組むことで、本論をさらに深化させていきたい。

註

- (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)二八一頁。
- (2) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)第一章第三章第二節「関ヶ原の役と徳川幕藩体制の成立」。
- (3) 本論末尾に添付した「大名配置図」参照のこと。
- (4) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)第一部第二章第一節「関ヶ原合戦の政治史的意義」、同著『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)、同著『関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (5) 川合康「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴史的 성격」(『日本史研究』二八六号、一九八六年)、同「治承・寿永の『戦争』と鎌倉幕府」(『日本史研究』三四四号、一九九一年)、同「治承・寿永の内乱と地域社会」(『歴史学研究』七三〇号、一九九九年)。三論文ともに、のち同著『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)に収録。
- (6) 小林一岳「地域紛争からみた南北朝の『戦争』」(『歴史学研究』七三〇号、一九九九年、のち同著『日本中世の一揆と戦争』に収録、校倉書房、二〇〇一年)。
- (7) 藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』(岩田書院、二〇〇六年)、同編『近世成立期の大規模戦争』(岩田書院、二〇〇六年)。なお、小牧・長久手エリア以

外の地域でも戦闘が勃発したことは、前書に収録される白峰旬「小牧・長久手の戦いに関する時系列データベース―城郭関係史料を中心として―」の中で検証されている。

(8) 『世界歴史事典』(平凡社、一九五二年)「関ヶ原の役」。

(9) (慶長五年)九月二八日付松井康之・有吉立行宛加藤清正書状(『財団法人松井文庫所蔵古文書調査報告書』三、八代市立博物館、一九九八年、四五七号。以下、『財団法人松井文庫所蔵古文書調査報告書』は『松井家文書』と略す)に「従如水幸便ニ付而、御状本望候、濃州面之儀、心ちよき仕合、併少残多存候」とあることから、遅くとも九月二八日には九州に関ヶ原合戦の結果が届いていたことがわかる。また、(慶長五年)一〇月三日付伊達政宗書状(『東京大学史料編纂所編』『日本古文書 伊達家文書』二、東京大学出版会、一九八二年覆刻、七七五号)に「上方無残所候、大坂へ内府公御入城、廳而可申来候」とあることから、遅くとも一〇月三日には東北に関ヶ原合戦の結果が届いていたことがわかる。したがって、番号41以降は関ヶ原合戦の結果を了解した上で発動された戦いと位置づけていだろう。番号33・40については、関ヶ原合戦に出陣した大名によって城攻めが行われているため自明である。番号34については本論第一部第三章第一節「美濃大垣の戦い」参照のこと。

(10) 石田三成は慶長四年閏三月に佐和山に閉居されて以来、奉行を解任された状態になっていたが、ここでは便宜上、三成を含めた四人を豊臣奉行衆と呼ぶこととする。

(11) 豊臣秀吉遺言覚書(『東京大学史料編纂所編』『大日本古文書 浅野家文書』東京大学出版会、一九六八年覆刻、一〇七号)。以下、その一部を掲載する。

(前略)

一年寄為五人、御算用聞候共、相究候て、内府、大納言殿へ懸御目、請取を取候而、秀頼様被成御成人、御算用かた御尋之時、右御両人之請取を懸 御目候へと、被成 御意候事、

一何たる儀も、内府、大納言殿へ得御意、其次第相究候へと、被成 御意候事、

一伏見ニハ内府御座候て、諸職被成御肝煎候へと 御意候、城々留守ハ徳善院、長東大蔵仕、何時も内府てんしゆまでも御上り候ハんと被仰候者、無

御氣遣上可申由、被成 御意候事、

一大坂ハ 秀頼様被成御座候間、大納言殿御座候て、惣廻御肝煎候へと被成御意候、御城番之儀ハ、為皆々相懃候へと被 仰出候、大納言殿てんしゆまても御上り候ハんと被仰候者、無御氣遣上可申由、被成 御意候事、

(後略)

なお、堀越祐一氏は、「豊臣『五大老』・『五奉行』についての再検討」(『日本歴史』六五九号、二〇〇三年)において、本覚書が秀吉の遺言を傍らで聞いていた「五奉行」らによって文書化された可能性が高いと指摘する。この指摘に従うならば、「家康の政治権力を制限しつつ、合議体制の維持を図る」という方針は、豊臣奉行衆の意志を反映させたものということになる。

(12) 光成準治「関ヶ原前夜における権力闘争」(『日本歴史』七〇七号、二〇〇七年)に依る。

(13) 七将の襲撃を受けた三成は、小西行長・寺沢正成を介して毛利輝元に援軍を要請している。これを受けた輝元が毛利元康(毛利元就八男、輝元叔父)に宛てた書状には、「彼衆申所ハ御城ハ彼方衆持候と聞え候、此方衆一切出入とまり不入立之由候事」と記されており、大坂城が七将に占拠されたことがわかる。なお、本状については、光成準治前掲註(12)論文の中で詳しく検討されている。

(14) (慶長四年)後三月廿三日付黒田長政宛徳川秀忠書状(福岡市博物館編『黒田家文書』一、福岡市博物館、一九九九年、二号)には、「今度以御肝煎、御城へ内府被罷移之由承候、御番等被致候段、定斟酌可被存候へとも、各御異見之儀候間、被任其儀候と存候、其元之義、始中終被入御精義とも、書中ニ難申盡次第候」と記されており、長政の肝煎によって家康の伏見入城が実現したこと、長政が伏見城の警固を申し出ていたことがわかる。

(15) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録』後編三(鹿児島県、一九八三年、以下、『旧記雑録』と略す)八八四号。

(16) 『旧記雑録』後編三、一〇九八号。なお、山本博文氏は、「統一政権の登場と江戸幕府の成立」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第五卷、東京大学出版会、二〇〇四年)において、本史料をとりあげ、「この時期、家康の指示は、『公儀』のものとされるようになった」と論じている。

(17) 家康の非違を一三ヶ条にわたり列挙したもので、慶長五年七月一七日の日付を

もつ。浅野長政・石田三成を逼塞においこんだこと、前田利長から人質をとったこと、上杉景勝討伐の兵を起こしたこと、独断で知行給付を行ったこと、伏見城から秀吉の留守居を追い出し自分の手兵を入れたこと、大坂城西の丸に天守閣を建てたこと、諸大名と数多くの姻戚関係を取り結んだこと、五大老の合議で処理すべき政務を独断で処理したことなどが、家康の非違として挙げられている。なお、「内府ちかひの条々」は、中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』中（日本学術振興会、一九九〇年、五一四～五一六頁）、ならびに『松井家文書』二（四一九号）に、その全文が掲載されているので参照されたい。

- (18) (慶長五年) 七月二日付毛利輝元宛豊臣三奉行連署状写（『松井家文書』二、一五号）には、「大坂御仕置之儀付而可得御意儀候間、早々可被成御上候」と記されており、奉行衆が輝元に上坂を要請していたことがわかる。また、（慶長五年）七月一五日付加藤清正宛毛利輝元書状写（『松井家文書』二、四一六号）には、「従両三人、如此之書状到来候条、不及是非、今日十五日出舟候」と記されており、輝元が奉行衆の要請に応じ、七月一五日に大坂へ向け出舟したことがわかる。

- (19) 『大日本古文書 浅野家文書』一一三号。

- (20) 豊後國速見郡鳴城来由覚書（大分縣史料刊行会編『大分縣史料』一一、大分縣教育研究所、一九三七年、「速見志手文書」三三三号）に依る。

- (21) この間の経緯については、笠谷和比古氏が前掲註（4）著書『関ヶ原合戦と近世の国制』の中で詳しく検討されている。

- (22) 『松井家文書』一、二〇三号。

- (23) 慶長三年八月五日付豊臣五奉行宛徳川家康起請文（『新訂徳川家康文書の研究』中、三〇六頁）。

- (24) 『松井家文書』二、四一九号。

- (25) 『松井家文書』二、四二三号。宛名の別所吉治は丹波園部領主。

- (26) 当時忠興は家康の会津出兵に従軍中で、忠興の父幽斎がその留守を預かっていた。丹波・但馬の軍勢が丹後に攻め入ってくると幽斎は、自らの居城田辺に軍勢と兵糧を集め籠城した。田辺城は二ヶ月にわたる籠城戦を経たのち、勅命によって九月一三日に開城された。

- (27) 『松井家文書』三、四四三号。

- (28) 『松井家文書』三、四五〇号。

(29) 『松井家文書』三、四四五号。

(30) 文禄二年(一五九三)、大友義統は、朝鮮平壤の戦で小西行長を救援せず撤退したことを理由に秀吉から所領を没収されている。

(31) 第一節で述べたように、家康は諸大名に越前表への出動を命じることで、前田利長に圧力をかけた。また、細川家の家譜『綿考輯録』二卷(出水神社、一九八八年、一七七頁)には、「忠興君の押へには丹波衆被仰付」と記されており、細川忠興に対しても同様の処置を施したことがわかる。なお、利長は母芳春院を、忠興は三男忠利を人質として江戸に送ることで難を逃れたが、その際忠興が提出した起請文には、「何様ニも奉守 内府様御下知、違背申間敷候事」(『松井家文書』一〇、一八五八号)と記されており、忠興が家康に服従を誓ったことがわかる。

(32) 『大日本古文书 伊達家文書』二、七七二号。

(33) 『大日本古文书 伊達家文書』二、七一五号。

(34) 『大日本古文书 伊達家文書』三、三二八二号。

(35) この事実に着目した小林清治氏は、政宗に対する家康の領地給付を、戦国期以来の「自力」の論理に従ったものであると位置づけている(小林清治『伊達政宗の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、二一四頁)。

(36) 参謀本部編『日本戦史 関原役』(村田書店、一九七七年、初版は一八九三年)「附録 日本戦史関原役文書」三〇号。

(37) 『新訂徳川家康文書の研究』中、五四二〜五四三頁。本状発給後、遠藤小八郎(胤直)が西軍方に転じたことを知った家康は、小八郎の名を削除した慶隆宛書状(八月二〇日付)を発給し、慶隆の郡上郡領有をあらためて保証している。なお、戦後の領地配分で郡上郡は慶隆の所領となっているので、この領有保証は履行されたことになる。

(38) 『黒田家文書』一、三〇号。

(39) (慶長五年)九月二三日付黒田如水宛加藤清正書状(『黒田家文書』一、一七五号)に「熊谷城十七日・御取巻之由尤ニ存候」と記されていることから、九月一日に安岐城攻めが再開されたことがわかる。

(40) 『日本戦史 関原役』「附録 日本戦史関原役文書」一一〇号。

(41) 前掲註(39)史料には、「東・の御左右無之候哉」と記されており、九月二三日の時点では関ヶ原合戦の結果が熊本に届いていなかったことがわかる。

(42) 『松井家文書』三、四二八号。

(43) 前掲註(39)史料。

(44) 『新訂徳川家康文書の研究』中、五七二頁。なお、清正が本多正信らに宛てた(慶長五年)九月一日付書状(『黒田家文書』一、一七二号)には、「急度致言上候、今度無二御奉公申上、心底立御耳、御判頂戴之儀、御前ニ付置候小性昨日罷下、口上ニ申聞候、誠忝御誼共、可申上様無御座候」と記されており、清正が家康に付属せしめた小姓を介して家康味方の意志を伝えていたこと、これを受けて本状(「御判」)が発給されたことがわかる。したがって本状は、清正側の求めに応じて発給されたものと見ていいだろう。

(45) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)第一章「大名の平和」惣無事令」に依る。

(46) 関ヶ原合戦に勝利した家康は、黒田長政と福島正則を介して大坂城の毛利輝元と交渉を行い、九月二五日に大坂城を開城させた。そして、九月二七日に大坂入城を果たし秀頼に拝謁した。

(47) 例えば、中川秀成に送られた「内府ちかひの条々」には、次のような連署状(神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』臨川書店、一九八七年、八六号)が添付されていた。

急度申入候、今度内府公被相背上卷之誓昏并大閣様御置目、秀頼様被見捨出馬候間、各申談及楯鋒候、内府公御違之条々別昏二相見候、爰元仕置申付不候間、御人数被召連、早々可有御上候、為其如此候、恐々謹言、

長大

七月十七日

正家(花押)

増右

長盛(花押)

徳善

玄以(黒印)

中川修理殿

御宿所

(48) 『旧記雑録』三、一一五九号。

(49) 『中川家文書』八九号。

- (50) 前掲註(48)史料。
- (51) 例えば笠谷和比古氏は、前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と大坂の陣』一一一頁において、家康陣営は大垣城を措いて大坂城に進撃する作戦をとろうとしていたが、これは三成を大垣城から誘い出すことを目的としたものだったと述べる。
- (52) 家康が堀秀治に宛てた(慶長五年)七月二六日付書状(『新訂徳川家康文書の研究』中、五三一〜五三二頁)には、「石田治部少輔・大谷刑部少輔逆心付而、上方人衆、今日廿六日悉登申候」と記されており、小山の評定の翌日には、先鋒隊が西上を開始したことがわかる。なお、西上した諸大名は次の通りである。中村忠一(駿河府中城主)、山内一豊(遠江掛川城主)、堀尾忠氏(遠江浜松城主)、池田輝政(三河吉田城主)、田中吉政(三河岡崎城主)、福島正則(尾張清洲城主)、細川忠興(丹後宮津城主)、加藤嘉明(伊予松前城主)、藤堂高虎(伊予板島城主)、生駒一正(讃岐高松城主)、蜂須賀至鎮(阿波徳島城主)、黒田長政(豊前中津城主)、寺沢広高(肥前唐津城主)。
- (53) 家康が江戸に滞留した理由については、全国諸大名に対する勧誘工作のため、あるいは対上杉の防衛ラインを構築するためと説明されることが多い。これに対し、笠谷和比古氏は、前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と大坂の陣』七〇〜七八頁において、勧誘工作も上杉対策も家康が一ヶ月江戸に滞留する理由にはならないとし、家康が江戸を動かなかったのは、先鋒として西上した豊臣系武将の寝返りを危惧したためだと述べる。
- (54) 『新訂徳川家康文書の研究』に依ると、小山の評定の翌日(七月二六日)から実際に出馬を決断する八月下旬にかけて、家康は上洛を宣言する二一通の書状を発給している。
- (55) 『新訂徳川家康文書の研究』中、六三六〜六三七頁。
- (56) 人数については、笠谷和比古前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と近世の国制』八三〜九〇頁に依った。
- (57) 秀忠が関ヶ原合戦に遅参した経緯については、笠谷和比古前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と大坂の陣』七九〜九一頁において詳しく検討されている。
- (58) この問題に関して笠谷和比古氏は、前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と大坂の陣』一〇七〜一〇八頁において、家康が秀忠の到着を待たずに早期決着を選択したのは、毛利輝元が秀頼を奉戴して決戦の地へと出馬してくる事態を恐れたからだ

述べる。

(59) (慶長五年) 九月一七日付相良頼房宛水野勝成書状(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 相良家文書』二、二一〇〇一年覆刻、八七三号)には、「如申談候、三之丸西ノ於門口、熊谷内蔵丞・垣見和泉・木村宗左衛門頸、御手前ニ被討取、此頸三ヲ送請取申候」と記されており、相良氏らが三の丸で熊谷・垣見・木村氏を討ち取り、その首を徳川陣所に送ったことがわかる。

(60) 『大日本古文書 相良家文書』二、八七四号。

(61) 『大日本古文書 相良家文書』二、八七二号。

(62) (慶長六年) 六月三日付黒田長政宛相良頼兄覚書状(『大日本古文書 相良家文書』二、八七六号)には、「大柿本丸同廿三日ニ相渡、同廿八日大坂ニて内府様へ左兵衛御礼申上候」と記されており、九月二三日に大垣城を明け渡した頼房が、九月二八日に家康との面上を果たし、所領安堵の御礼を述べたことがわかる。

(63) 『関ヶ原合戦と九州の武将たち』(八代市立博物館、一九九八年) 参一〇号。

(64) 『関ヶ原合戦と九州の武将たち』二一〇号。

(65) 『黒田家文書』一、三四号。

(66) 七月から九月にかけて、黒田如水と松井康之は、上方の戦局を伝える書状(『中川家文書』八八、九一、九二、九四、九五号)を秀成に送っている。このことから、彼らが秀成を味方に位置づけ、情報を提供していたことがわかる。

(67) 田原紹忍と宗像掃部は大友旧臣で、義統改易後は中川秀成の与力となった。

(68) 『黒田家文書』一、二一八号。

(69) 『松井家文書』三、四五九号。

(70) 『松井家文書』三、四六〇号。以下、全文を掲載する。

覚

一 上方乱之刻、九州衆心持之事、

一 加主計我等間之事、

一 手切働之事、

一 吉統取上候節之事、

一 中川修理、初中後違之事、

一 府内留守居、前後無相違事、

一 民太留守居之事、

一 竹伊豆事、

一 柳川相働、付城申付、鍋嶋人数入置、薩摩へ可罷出事、

一 熊谷・垣見城之事、

一 太田飛驒父子之事、

已上

十月七日

如水

松佐州

参

(71) 前掲註(39)史料。

(72) 立花宗茂は西軍方として近江大津城を攻略するが、関ヶ原敗戦の報に接し、一〇月九日に柳川に帰国した。

(73) 『旧記雑録』後編三、一二五六号。

(74) 大阪城天守閣所蔵「吉村文書」(『熊本史学』四〇号所収)。

(75) (慶長五年)一〇月二二日付吉村左近宛加藤清正書状(宇土市史編纂委員会『新宇土市史』資料編第三卷、宇土市、二〇〇四年、近世八六号)には、「昨日廿日之書状、今日至ニ南関、加披見候」と記される。これにより、清正が筑後に入ったのは一〇月二一日以降のことであることがわかる。

(76) 遅くとも九月二八日には、九州に関ヶ原合戦の結果が伝わっていたことは、註(9)で述べた通りである。

(77) (慶長五年)十一月一四日付黒田如水宛本多忠勝書状(『黒田家文書』一、三六号)に「柳川表へ早々御働候處ニ、鍋嶋及一戦、柳川之者数多被打取候由、尤之御事ニ候」と記されていることから、如水が家康に鍋嶋氏の働きを報じたことがわかる。また、(慶長五年)十一月六日付鍋嶋勝茂宛井伊直政書状(『新訂徳川家康文書の研究』中、七八八頁)には、「従加賀守殿内府へ御使札被指上候、具申聞候、柳川表早々被成御働、被及御一戦、敵数多被討捕、首被指上候、御手柄共内府祝着被申候」と記されており、家康が鍋嶋氏の働きを手柄に認定したこと、すなわち鍋嶋氏を味方に認定したことがわかる。本状は、文頭の記述に示されるように、鍋嶋氏自身が行った働きの申告に対する返書であるが、如水の証言という裏づけがあったからこそ、家康は鍋嶋氏を味方に認定したと考えるべきであろう。

(78) 祐兵自身は病気のため大坂に留まった。

- (79) 『旧記雑録』後編三、一二四九号。
- (80) 『関ヶ原合戦と九州の武将たち』七一号。
- (81) 『黒田家文書』一、一七一号。
- (82) 前掲註(15)史料。
- (83) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』(吉川弘文館、一九八三年)に依る。
- (84) 熊本県教育会葦北郡支会編『葦北郡誌』(臨川書店、一九七三年)五五一頁。
- (85) 永青文庫所蔵。『関ヶ原合戦と九州の武将たち』(七三号)所収。なお、本史料については、稲葉継陽氏が「戦国から泰平の世へ」(坂田聡・榎原雅治・稲葉継陽『村の戦争と平和』中央公論新社、二〇〇二年、第三部)の中で詳細な分析を行い、掠奪主体が限りなく「雑兵」に近い下級家臣層であったこと、被掠奪者が戦争奴隷として島津領国内各所に連れ去られたことを明らかにしている。
- (86) 出水市立図書館所蔵。出水市郷土誌編集委員会編『出水郷土誌資料編』第二輯(出水市、一九六五年)所収。
- (87) 藤木久志『雑兵たちの戦場』(朝日新聞社、一九九五年)。
- (88) 山内家宝物資料館所蔵文書。
- (89) 『朝野舊聞哀藁』二四(汲古書院、一九八四年)二二二頁。
- (90) 『朝野舊聞哀藁』二四、二二七頁。
- (91) 平井上総「関ヶ原合戦と土佐長宗我部氏の改易」(『日本歴史』七一八号、二〇〇八年)。平井氏は、「御堪忍分」の具体的な内容は不明であると断った上で、そのまま順調に土佐引渡しが行われたならば、些少なながらも領知が給付され、長宗我部氏が存続する見込みは十分にあったと指摘する。なお、土佐国没収が盛親の同意の上で行われたことは、前掲註(89)史料の「土佐守殿相談指遣候処」の文言からも窺うことができる。
- (92) 『朝野舊聞哀藁』二四、二二〇頁。
- (93) 『朝野舊聞哀藁』二四、二三〇〜二三二頁。
- (94) 『朝野舊聞哀藁』二四、二三一頁。
- (95) たとえば北島正元氏は、戦後の大名配置図を、「豊臣政権の権力地盤であった近畿及び徳川氏の旧領東海・東山地方を中心に幕藩領国体制を築き上げようとする家康の方針」を反映させたものと捉えている(北島正元前掲註①著書二七八頁)。なお、このような従来の理解に対し笠谷和比古氏は、東軍豊臣系大名に多分

の加増を施さなければならぬという状況が戦後の大名配置図を第一義的に規定したとした上で、この大名配置図は「西国豊臣系諸大名の管理責任を豊臣家に委ねて、幕府は豊臣家を通して西国地域を間接的に支配する」という家康の統治戦略を反映したものであるという新説を提示している（笠谷和比古前掲註≪4≫著書『関ヶ原合戦と近世の国制』）。

(96) 徳川幕府が行う大名改易に城地請取りのための軍事行動が伴ったことは、笠谷和比古氏が「大名改易論」（笠谷和比古前掲註≪4≫著書『近世武家社会の政治構造』第十章）の中で明らかにされているところである。

(97) 筆者の計算によると、慶長五年における九州大名の領地高の合計は三三三万一、八三七石、内、安堵された西軍大名の領地高の合計は一七八万二、八三七石である。したがって、領地高からするならば、九州地域の約五五%が安堵された西軍大名領国で占められた計算になる。なお、詳細は【表6—1】、【表6—2】参照のこと。

(98) 『黒田家文書』一、二二〇号。

(99) （慶長五年）二月一日付長岡興元・松井康之宛黒田如水書状（八代古文書の会編『松井家先祖由来附』八代市教育委員会、一九九九年、一六四頁）。以下、全文を掲載する。

以上

昨日三四郎を以如申入候、此中安岐城番に置申候者、頭六人にて則彼者共二熊谷・垣見知行の政申付候、就其、年内妻子引越候事不成候、於彼地六人の者共二兵糧触当少々遣候処、其方より被遣候衆被相留候由、若無異儀様二御両所より被仰遣候て可給候、越中殿御拝領不承以前二、兵糧触当遣候ツる、只今の儀ニあらず候、恐々謹言、

極月十日 円清判

長 玄蕃様

如水より

松 佐州様

御宿所

(100) 前掲註（79）史料。

(101) 前掲註（28）史料。

(102) 前掲註(65)史料。

(103) 『松井家文書』一、一八三号。

(104) 細川忠興が黒田長政に宛てた(慶長五年)一月二日付書状(『黒田家文書』一、二二五号)には、「拙者儀、豊前、其外豊後にて国崎郡・速見郡拝領仕候、今度兩國にて御請取之城々、兩人ニ被成御渡可被下候」と記されており、一月二日には、忠興の豊前一国・豊後国東郡の拝領が決していたことがわかる。また、忠興が松井康之に宛てた(慶長五年)一〇月二三日付書状(『松井家文書』三、四六四号)に「爰元之様子、存之外御知行割濟兼申躰にて候」と記されていることから、一〇月二三日の時点では、忠興の領地配分は確定していなかったことがわかる。したがって、毛利・熊谷・垣見領の処分が確定したのは、一〇月二三日以降、一月二日以前ということになる。

(105) 『新宇土市史』資料編第三卷、近世八〇号。

(106) 『松井家文書』三、四五七号。

(107) 大阪城天守閣所蔵「吉村文書」(『熊本史学』四〇号所収)。

(108) 『新宇土市史』資料編第三卷、近世八三号。

(109) 『新宇土市史』資料編第三卷、近世六六号。

(110) 熊本県立美術館編『激動の三代展―加藤清正・忠広・細川忠利の時代―』(熊本城築城四〇〇年記念実行委員会、二〇〇七年)六一号。

(111) 『新宇土市史』資料編第三卷、近世八六号。

(112) 『激動の三代展―加藤清正・忠広・細川忠利の時代―』六二号。

(113) 慶長六年一月、清正は戦後はじめて上洛し、家康との対面を果たしている。その結果を報じた(慶長六年)一月一〇日付吉村橘左衛門尉宛加藤清正書状(大阪城天守閣所蔵「吉村文書」)には、「爰許仕合無残所候、筑後之儀、雖被召上候、不相替程ニ仕合共候間、心安可存候」と記されており、この時期に筑後を除くという形での清正の領地配分が確定したことがわかる。したがって、清正の小西領拝領が正式に確定したのは、慶長六年一月のことと考えていいだろう。

(114) 田中吉政の筑後拝領が確定した具体的な時期は不明であるが、註(113)で引用した史料の記述に従うならば、慶長六年一月より前には、筑後の処分は決していなかったものと考えられる。

(115) 『松井家文書』一、一八九号。

(116) 『松井家先祖由来附』一五九〜一六〇頁。

(117) 『松井家文書』一、一六〇号。

(118) 細川氏が八万二千石余を黒田氏の先納分として公儀に申告したこと、この中には垣見・熊谷・毛利吉成領の先納分が含まれていたことは、第四章第一節で述べた通りである。また、細川氏がそれを違約として公儀に訴えたことは、(慶長六年)三月二三日付篠山五右衛門外五名宛細川忠興書状写(『松井家文書』一、一七八号)の記述(「甲州と先納彼是出入之儀、一昨日廿一本佐と榊式以兩人申候処、先納以下不残我々勝手ニ被仰出候」)から窺うことができる。

(119) 『朝野舊聞哀藁』二四、二二八頁。以下、全文を掲載する。

浦戸城ニ而渡申注文

一馬三疋

一鉄炮八十張 大小共

一石火矢九張

大小共此内式張浦戸政所ニ有

一玉薬 三万放

一しろめ玉 十万計

一ゑんしやうかめ 五本有

一ゆわう(硫黄) 千五百斤

一鐘百三拾本

一城米千石

一味噌十石

一塩 百俵

内

城

米五百拾六石 天守にあり

同

同式百拾石 ひつしさる矢蔵にあり

但粗ヲ米并用ニシテ

同式百七拾四石 土居の蔵ニアリ

合千石

味噌拾石 同し

塩百俵 同し城とも

慶長五年

十二月五日

非遊 花押

久万次郎兵衛 同

山内三郎右衛門 同

中ノ内兵庫 同

松井武太夫殿

(120) 『朝野舊聞哀藁』二四、二二二頁。

(121) ただし、家康は、豊後臼杵城と筑後諸城については、これを徳川家臣に引渡すよう如水・清正に要求している。臼杵城については、前掲註(65)史料の「太田飛騨城為請取、拙者遣申候間、其許可然候様頼入候」の記述から、筑後諸城については、(慶長五年)一月一八日付黒田如水・加藤清正・鍋島直茂宛徳川家康書状(『新訂徳川家康文書の研究』中、七九四〜七九五頁)の「柳河之城并筑後國諸城共、其城主好次第に、両三人之内に請取、様子可被申越候、自此方人を遣、可請取候間、其内之番等可被申付候」の記述から、家康がその引渡しを要求していたことがわかる。ただし、それが実行に移されたかどうかは不明である。

(122) 肥後小西領は清正に再分配されたが、第四章第二節で見たように、小西領の没収は、清正自身の手で実現されたものであり、そこに徳川による収公は認められない。したがって、清正の軍事行動も同様の役割を果たしたものと位置づけられる。

(123) たとえば、北島正元氏は前掲註(1)著書二八一頁において、「関ヶ原戦争の戦後処理により、一時的に六百二十二万石余という広大な無主空白地が徳川氏の手中に帰した」と述べる。また、高埜利彦氏は「徳川政権の成立」(宮地正人・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『新体系日本史1 国家史』山川出版社、二〇〇六年、二八三頁)において、「関ヶ原の合戦において勝利した徳川家康は、戦後処理として、石田三成・小西行長らを京都で処刑したほか、西軍諸大名八七家、四一四万石の所領没収(改易)のほか、領地削減(減封)大名三家、二〇七万石余り、あわせて六二二万石余の所領を徳川家康は掌握した」と述べる。

(124) 前掲註(68)史料。

(125) 当時清正は、木付の細川軍を加勢するため、豊後へ向かっている途中であった。清正が松井康之・有吉立行に宛てた九月一六日付書状(『松井家文書』三、四四七

号)に「御注進承かけに昨日熊本を罷立、今日小国迄着陣候」と記されているので、おそらく清正は小国近辺で中川の使者と遭遇したものと考えられる。

(126) 『中川家文書』九六号。

(127) 前掲註(39)史料。

(128) 前掲註(79)史料。

(129) 『新宇土市史』資料編第三卷、近世八七号。

(130) 『黒田家文書』一、一五号。

(131) 前掲註(73)史料。

(132) 『旧記雑録』後編三、一二六五号。

(133) (慶長五年)十一月九日付島津義弘宛黒田如水書状(『旧記雑録』後編三、一二七九号)。以下、全文を掲載する。

以上

使僧進之候処ニ、御報本望ニ存候、井以侍從殿・山口勘兵衛・使者指下被申付而、御使者被上せ之由御尤ニ候、上下程遠候間、先慥成御使者於被懸御意者、主計頭申談公儀之儀、随分御馳走可申候、井侍從殿事、拙者式別而無等閑候間、於其段者可御心安候、先年於聚楽、久野五兵衛を以申談候首尾、無忘却候之間、随分可被遂御馳走候、乍恐拙者式ニ於被任置者、如在有間敷候、恐惶謹言、

如水軒

霜月九日 圓清(花押)

羽兵入様

人々御中

(134) 『黒田家文書』一、一六三号。以下、全文を掲載する。

以上

重而御状被入御念之段、致満足候、此表之儀者縦首尾悪儀成共、御異見ニハ背問敷と存、在之儀候、況明日之働などハ、一段可然様子にて、御留候間、則任御意候、次其元にて兵糧之儀、早申付候間、其にて可被仰付候、無相違可渡進候、恐惶敬白、

加主計

十一月十日 清正(花押)

如水様

貴報

(135) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 毛利家文書』三(東京大学出版会、一九九七年覆刻) 一〇二八号。

(136) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 島津家文書』一(東京大学出版会、二〇〇〇年覆刻) 四五八号。

(137) 『大日本古文書 島津家文書』一、四六二号。以下、全文を掲載する。

敬白起請文前書之事

一 龍白・同少将殿、御身命□□恙御座有間敷事、

一 御國之儀ハ、兼日如御約束、相違御座有間敷事、

一 兵庫頭殿御事、右之御両所御入魂之上者、無相違様、御取成可□□、
右之趣於違背者、

(神文省略)

慶長六年 本多佐渡守

八月廿四日 正信(花押)(血判)

山口勘兵衛

直友(花押)(血判)

嶋津修理大夫殿

羽柴少将殿

(138) (慶長六年) 八月一日付島津家老衆宛鎌田政近書状(『旧記雑録』後編三、一五三六号)。以下、その一部を掲載する。

態令啓達候、昨日拾日ニ内府様御前罷出候、爰許御仕合無残所、御意無申計候、

一日州坂より下之事、無御別儀相濟候、所務等之事涯分念を入、可被仰付事、

一 龍伯様御上洛之儀、急ニと被仰出候、就夫、旅庵・我等事茂早々罷下、爰

許之仕合可申達由被仰出候、先書ニ申下候ことくニ、圖書頭殿御上洛之儀

ハ為御無用之由、早々大坂ニ罷着候へハ、京都より承事候、是茂龍伯様御

上洛急ニと被思儀敷与、于今存合候事、

一 三河殿・景勝・前田肥前守殿出仕ニて候、肥前守殿ハ我々同日ニ御目見ニ
て候、其外関東衆何も在伏見ニて候、諸人申候ハ、 太閤様御次代より、

頃者御進物一段おひたゝしき由申候事、

(中略)

一御自身御上洛不被成處ニ、御國本之儀共思食まゝニ相濟候事ハ、嶋津殿御一人ニ限たるなどゝ、上下沙汰ニて候、是を以御上洛之儀、彼是御分別可參事ニ候、

一佐土原之儀ハ無御納得由、唯今迄ハ承事候、何共笑止ニ存候、

(中略)

鎌田出雲守

八月十一日

政近(花押)

山越前入道殿

伊平左衛門尉殿

比紀伊守殿

平太郎左衛門尉殿

伊下野入道殿

参人々御中

(139) 『大日本古文書 島津家文書』一、一二〇号。以下、全文を掲載する。

両度使者祝着候、然者、薩摩・大隅・諸縣之儀、此間被相抱候分、相違有間敷候、少将事、其□跡被相讓事候間、不可有別儀候、兵庫頭儀者、龍伯ニ無等閑候間、異儀有間敷候、日本國大小神祇、別而八幡大菩薩、毛頭不可有表裏者也、

内大臣

卯月十一日

御在判

龍伯

(140) 『旧記雜録』後編三、一六六五号。

(141) 忠恒上洛の経緯とその間の島津家中の動向については、山本博文氏が著書『島津義弘の賭け』(読売新聞社、一九九七年)の中で詳しく論述されている。なお、同氏によると、義久が上洛を固辞し続けた背景には、家康との徹底抗戦を主張する義久家臣(富隈衆)の存在があったという。

(142) 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』第六卷史料編近世一(彦根市、二〇〇二年)一七号。

(143) 『旧記雑録』後編三、一二九六号。

(144) 『旧記雑録』後編三、一二九八号。

(145) 『黒田家文書』一、一六四号。

(146) 笠谷和比古前掲註(4)著書『関ヶ原合戦と近世の国制』九九頁。

(147) 東海豊臣系大名の加転後の領地高の合計は二〇九万八〇〇石、内、中国・四国の没収地に加転となった東海豊臣系大名の領地高の合計は一〇六万五八〇〇石。したがって、東海豊臣系大名の加転に必要な領地の約五割は、中国・四国地域の没収地で賄われた計算になる。なお、中国・四国地域に加転となった東海豊臣系大名は、福島正則(尾張清洲)、山内一豊(遠江掛川)、堀尾吉晴(遠江浜松)、中村忠一(駿河府中)の四名である。

参考文献

〔史料集〕

- 石田晴男・今谷明・土田將雄編『綿考輯録』(出水神社、一九八八年)
- 出水市郷土誌編集委員会編『出水郷土誌資料編』第二輯(出水市、一九六五年)
- 宇土市史編纂委員会『新宇土市史』資料編第三卷(宇土市、二〇〇四年)
- 大分縣史料刊行会編『大分縣史料』一一(大分縣教育研究所、一九三七年)
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録』後編三(鹿児島県、一九八三年)
- 川添昭二校訂『黒田家譜』一(文献出版、一九八三年)
- 熊本県教育会葦北郡支会編『葦北郡誌』(臨川書店、一九七三年)
- 『熊本県史料』中世篇一〜五(熊本県、一九六三年)
- 神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、一九八七年)
- 参謀本部編『日本戦史 関原役』(村田書店、一九七七年、初版は一九九三年)
- 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』史料編三(熊本市、一九九四年)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 浅野家文書』(東京大学出版会、一九六八年覆刻)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 相良家文書』二(東京大学出版会、二〇〇一年覆刻)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 島津家文書』一(東京大学出版会、二〇〇〇年覆刻)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 伊達家文書』二〜三(東京大学出版会、一九八二年覆刻)
- 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 毛利家文書』三(東京大学出版会、一九九七年覆刻)
- 中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』中(日本学術振興会、一九九〇年)
- 林述斎監修『朝野舊聞哀藁』(汲古書院、一九八四年)
- 彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』第六卷史料編近世一(彦根市、二〇〇二年)
- 福岡市博物館編『黒田家文書』一(福岡市博物館、一九九九年)
- 藤野保校訂『恩栄録・廃絶録』(近藤出版、一九七〇年)
- 八代市立博物館編『財団法人松井文庫所蔵古文書調査報告書』一〜三(八代市立博物館、一九九六〜一九九八年)
- 八代古文書の会編『松井家先祖由来附』(八代市教育委員会、一九九九年)

〔論著〕

- 池上裕子『日本の歴史15 織豊政権と江戸幕府』(講談社、二〇〇二年)
- 稲葉継陽『戦国から泰平の世へ』(坂田聡・榎原雅治・稲葉継陽『村の戦争と平和』中央公論新社、二〇〇二年)
- 稲葉継陽『戦乱・城郭と『当知行』』(渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、二〇〇二年)
- 稲葉継陽『戦国大名領』『境目』地域における城と村落―肥後豊福領地域をめぐって―(『熊本大学社会文化研究』一、二〇〇三年)
- 小和田哲男『関ヶ原合戦の歴史的意義』(同編『関ヶ原合戦のすべて』新人物往来社、一九八四年)
- 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)
- 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)
- 笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、二〇〇七年)
- 川合 康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)

北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四年）

小林一岳『日本中世の一揆と戦争』（校倉書房、二〇〇一年）

小林清治『伊達政宗の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）

近藤成一「本領安堵と当知行地安堵」（佐藤和彦・小林一岳編『展望日本歴史10 南北朝内乱』東京堂出版、二〇〇〇年）

白峰 旬「小牧・長久手の戦いに関する時系列データベース」（藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』岩田書院、二〇〇六年）

高木昭作「江戸幕府の成立」（『岩波講座日本歴史9』岩波書店、一九七五年）

高埜利彦「徳川政権の成立」（宮地正人・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『新体系日本史1 国家史』山川出版社、二〇〇六年）

谷口 央「小牧・長久手の戦いから見た大規模戦争の創出」（藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』岩田書院、二〇〇六年）

津野倫明「小牧・長久手の戦いと長宗我部氏」（藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』岩田書院、二〇〇六年）
中野 等「敗者復活―徳川幕府成立期の立花宗茂―」（丸山雍成編『日本近世の地域社会論』文献出版、一九九八年）

平井上総「関ヶ原合戦と土佐長宗我部氏の改易」（『日本歴史』七一八号、二〇〇八年）

藤井讓治『日本の歴史12 江戸開幕』（集英社、一九九二年）

藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）

藤木久志『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、一九九七年）

藤田達生『天下分け目の戦い』の時代へ」（同編『小牧・長久手の戦いの構造』岩田書院、二〇〇六年）

藤田達生「戦争史における小牧・長久手の戦い」（同編『近世成立期の大規模戦争』岩田書院、二〇〇六年）

藤野 保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）

二木謙一「関ヶ原合戦の戦後処理」（小和田哲男編『関ヶ原合戦のすべて』新人物往来社、一九八四年）

堀越祐一「豊臣『五大老』・『五奉行』についての再検討」（『日本歴史』六五九号、二〇〇三年）

光成準治「関ヶ原前夜における権力闘争」（『日本歴史』七〇七号、二〇〇七年）

森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』（吉川弘文館、一九八三年）

山本博文『島津義弘の賭け』（読売新聞社、一九九七年）

山本博文「家康の『公儀』占拠への一視点―幕藩制成立期の『取次』の特質について―」（深谷克己・堀新編『展望

日本歴史13 近世国家』東京堂出版、二〇〇〇年）

山本博文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第五巻、東京大学出版会、二〇〇四年）

吉村豊雄「小西氏の政治」、「加藤・細川氏の政治」（宇土市史編纂委員会『新宇土市史』通史編第二巻、宇土市、二〇〇七年）

〔展覧会図録〕

大阪城天守閣編『真田幸村と大坂の陣』（大阪城天守閣特別事業委員会、二〇〇六年）

熊本県立美術館編『激動の三代展―加藤清正・忠広・細川忠利の時代―』（熊本城築城四〇〇年記念展実行委員会、二〇〇七年）

八代市立博物館編『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（八代市立博物館、一九九八年）

八代市立博物館編『小西行長』（八代市立博物館、二〇〇七年）

参考地図 戦後の大名配置図

- 旧族・豊臣系大名
- 徳川一門・譜代大名
- 安堵・加封された西軍大名
- 加増転封された西軍大名
- ▲ 減封・減転された西軍大名

※5万石以上の大名をあげた。
 ※数字は領地高（万石未満を四捨五入したもの）を示す。
 ※本図の作成にあたっては、藤井讓治『日本の歴史12 江戸開幕』（集英社、1992年）、藤野保校訂『恩栄録・廃絶録』（近藤出版社、1970年）を参考にした。

